

平成24年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成24年6月5日（火）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成24年6月 5日

至 平成23年6月14日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 報告第 2号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

日程第 6 報告第 3号 平成23年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 承認第 1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 8 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
について

日程第 9 承認第 3号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分
報告について

日程第10 承認第 4号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第3号）の専決処分報告について

日程第11 承認第 5号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）の専決処分報告について

日程第12 承認第 6号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
の専決処分報告について

日程第13 議案第29号 白馬村課設置条例等の一部を改正する条例について

日程第14 議案第30号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

平成24年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成24年6月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	横 川 宗 幸
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	平 林 豊	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 沢 忠 明
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

報告第2号から承認第6号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第29号から議案第31号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 2号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について
2. 報告第 3号 平成23年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
3. 承認第 1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

4. 承認第 2 号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第 3 号 平成 2 3 年度白馬村一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告について
6. 承認第 4 号 平成 2 3 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告について
7. 承認第 5 号 平成 2 3 年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告について
8. 承認第 6 号 平成 2 3 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告について
9. 議案第 2 9 号 白馬村課設置条例等の一部を改正する条例について
- 1 0. 議案第 3 0 号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 1 1. 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度白馬村一般会計補正予算（第 1 号）

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第2回白馬村議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年3月分及び4月分の一般会計、特別会計、企業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また白馬村長から、平成23年度白馬村土地開発公社財政状況及びふるさと白馬を応援する基金の運用状況について提出されていますが、お手元に配付いたしました資料をもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会、平成24年5月定例会が5月21日に開会されました。また白馬山麓環境施設組合議会第1回臨時会が6月1日に開会されました。内容につきましては、お手元に配付しました資料をもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第7番田中榮一議員、第8番高橋賢一議員、第10番小林英雄議員、以上3名を指名をいたします。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成24年第2回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から6月14日までの10日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月14日までの10日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長(下川正剛君) 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成24年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集をいただき、お礼を申し上げます。

今春は、残雪の影響や低温による農作業のおくれが心配されたところでありましたが、多少の作業のおくれはあったものの、圃場を見渡してみると、ほとんどの水田には苗が植えられ、残雪の北アルプスの山々が苗越しの水面に映し出される光景は、農作業の一段落を告げるとともに、のどかな日本の原風景の1つとして、農家の方々や村民、観光客にもいやしを与える光景ではないかと思っております。

また、議員の皆様にとっては本年度が任期最終年度であり、これまで培った経験と知識を發揮していただき、村政発展のため、より一層のお力添えを賜りたいと考えております。

ご存じのような災害関連、世界経済情勢の悪化等を受けた厳しい世相と財政状況ではありますが、限られた予算を最大限に活用し、村民の幸せ実現のため、議員各位等、和衷協同の精神をもって、日々邁進してまいらねばと気持ちを新たにしているところであります。

議員各位におかれましては、重ねてのご理解とご協力をお願いを申し上げます。

さて、内閣発表の5月の経済情報によりますと、我が国の経済基調判断では、景気は依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるとのことであり、生産部門は緩やかに持ち直し、輸出も持ち直しの動きで、個人消費は緩やかに増加など、全体としては小幅な改善で、物価の動向も緩やかなデフレ状況が続いているようであり、先行きも復興需要などを背景に、景気の回復の動きが確かなものとなることが期待されておりますが、欧州政府債務危機をめぐる不確実性や、金融資本市場の変動、海外景気の下振れ等によって我が国の景気が下押しされるリスクが懸念され、電力供給の制約や原油高の影響、さらにはデフレの影響等にも注意が必要であるとの分析であります。

海外に目を向けても、世界の景気は全体として弱い回復となっており、先行きについては弱いながらも回復が続くと見込まれておりますが、フランスでは新たに大統領が就任し、17年ぶりの社会党政権がスタートいたしました。ギリシャでは大統領の連立工作が失敗し、6月中旬にも再選挙が行われるなど、政治空白とユーロ圏離脱の可能性もあり得る状況となり、財政の先行き不安を背景とした金融面への影響により景気が低迷するリスクがあるなど、我が国に対しても大きな影響を及ぼす状況が懸念されるところであります。

また、政府は5月18日、エネルギー環境会議を開き、今夏に懸念される電力不足を乗り切る

ため、関西電力管内で企業や家庭に対し、最大使用電力量を2010年比で15%削減する節電目標を決定いたしました。中部電力管内では、関西電力への融通を前提とし、5%の削減目標としており、電力不足に対応した措置で、今後、電力会社より節電の協力についての説明が行われる見込みで、村としても協力してまいりたいと考えております。

白馬村では、冬季観光客の入り込みが思うように伸びず、依然として景気の低迷が続いており、閉塞感の漂う中、少しでも村の活性化に結びつくよう、当初計画事業の前倒し発注の実施と、厳しい財政状況ですが、早い段階での経済対策を行うことを検討してまいりました。後ほど補正予算の説明で触れさせていただきますが、少しでも事業の効果が出ることを期待するところであります。

今年度の事業の進捗状況等について概要を申し上げます。観光関係では、平成23年の県内の観光客数は延べ8,435万人、対前年比2.8%の減であり、観光消費額は3,063億円、対前年比2%の減となりました。減少の要因としては、昨年3月に発生した東日本大震災及び北中部地震の影響のほか、平成22年に諏訪大社御柱祭が開催されたことによる増加の反動があったことが考えられます。上半期は落ち込みましたが、下半期は節電志向の高まりによる避暑地としての利用者の増加、NHK連続テレビ小説「おひさま」と、ドラマや映画による誘客の効果、さらには夏の観光キャンペーン「涼しい夏旅さわやか信州」や、「未知を歩こう。信州2011」観光キャンペーンもあり、対前年比4.3%増の5,153万人となりました。

今シーズン12月から5月までの村内スキー場の入り込み状況は、約94万9,000人で、対前年比0.5%増加しましたが、2月は昨年3連休がなくなったことより減少し、3月は震災の影響を受けスキー客が減ったことの反動により増加したものの、依然として景気の低迷が続いており、今後は中国、韓国、台湾、豪州など、国、地域の特性に応じた海外プロモーションの実施や、マスコミ等の招請による誘客活動と、次世代を担う子どもたちが雪に触れ合うことにより将来につながるスキーマーケットの拡大を図る必要があります。

また、ゴールデンウィーク期間中の入り込み状況は7万5,000人で、対前年比11.9%増という状況でありました。これは天候と前年は震災による減少があったことが要因と推測されます。

5月4日の第33回塩の道祭りは、天候が心配されましたが、絶好の行楽日和に恵まれ、2,500人の参加者がありました。今年は落倉自然園からグリーンスポーツの森までの約9キロのコースで、切久保諏訪神社では笹おこわ、観音原ではだんご、塩島公民館では甘酒、平川神社ではそば、みみずくの森ではだんごの振る舞いと、各地区の皆様には振る舞い、旅姿などにご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

翌日の5日は、白馬岳三国境での北九州市のパーティ6名が遭難し、低体温症で死亡するという痛ましい事故が発生をいたしました。平成23年度、県内を訪れた登山者数は63万人余りで、

山岳遭難は227件発生し、251人が遭難するという過去最高の数字であり、そのうち北アルプス北部地区では39件発生をし、死者、行方不明者は12人となっています。依然として軽装備による登山や、体力、技術を過信した結果に加え、天候、体調による身体の決断不足を原因とする山岳遭難が後を絶たないところであります。登山は、計画から帰宅するまでの一切を自己責任において行わなければなりません。そのためには講習会などを利用して、安全登山に必要な知識や技能を身につけ、日ごろからトレーニングを怠らず、体力の向上に努めた上で、経験豊かで判断力のあるリーダーのもと、各自の体力と経験に応じた山に登るよう心がけていただきたいと思うところであります。

新たな誘客宣伝の手段の1つとして、村のマスコットキャラクターの活用のご意見をいただいておりますが、商工会、観光局、村の三者が一体となり、キャラクターを考えていくよう進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

住宅リフォーム補助事業につきましては、村の景気回復の一助となればとの思いで、昨年に引き続き実施いたしました。村民への周知等を考慮し、6月1日から受付としたところであります。1日の受付開始から大勢の申し込みがあり、1日だけで申請件数182件、実受付件数168件で、申請額も当初予算額1,500万円に達することとなり、一部の皆様には予備受付を行うなど対応をとってまいりました。追加対応等定例会の中でまたご協議をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

保養センター岳の湯の利活用につきましては、既に利活用検討委員会から検討結果の報告をいただいておりますが、村内の通所介護施設が大分不足していることから、私としては福祉施設としての利用も必要と考え、議会の皆様にもお話をしたところでありますが、4月11日に利活用検討委員会の皆様にお集まりをいただき、福祉施設への利用の説明をいたしましたところであります。村民の福祉サービスの低下解消のため、担当課に活用の調査を指示したところであります。引き続き、議会の皆様とも活用方法の相談をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

農政関係ですが、農水省では平成19年度から農地・水保全管理支払交付金により、地域協働による農地、農業用水の資源の保全管理と、農村環境の保全向上の取り組みに対し支援をしてきましたが、平成24年度からは過疎化、高齢化等の進行を踏まえ、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成28年度まで継続することになります。しかし、農地周りの水路、農道等の施設の長寿命化の取り組みや、水質、土壌などの高度な保全活動への支援を拡充したにもかかわらず、向上活動については計画の6割しか交付金を支援しないとのことであり、協働活動継続地区の基本単価75%の上限撤廃も含め、国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、税務課の税の徴収状況について申し上げますと、村税の徴収率は、22年度の決算時の63%を上回ることは確実となりました。詳細については、例年どおり9月議会の折に説明をい

たしますので、よろしく願いをいたします。また、長野県地方税滞納整理機構の収入は、本年4月末日現在で、昨年6月からの合計額が4,500万円ほどとなっております。

住民福祉課関係では、日本に入国、在留する外国人が年々増加していることを背景に、市町村が日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっております。このため外国人住民についても、日本人同様に住民基本台帳の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が本年7月9日に施行されます。外国人住民の方は、外国人登録法に基づく外国人登録原票に記載され、日本人住民とは異なる制度でありましたが、このたびの改正で、日本人と同様に住民票に記載されるようになります。このための関係条例の改正が必要となり、今定例会でご審議をいただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、村内3カ所ありました通所介護施設の1つが、本年1月に閉鎖となってしまい、利用者の皆様大変なご不便をおかけしておりますが、現在、小谷村のNPO法人が白馬村内に通所介護施設の開設に向け準備を進めており、通所定員も10人前後の計画と聞いております。村といたしましても、具体的な事業計画を伺い、施設の開所に向け、県とも連携し、支援してまいりたいと考えております。

白馬村内で提供できる通所介護の水準は、大北地域の平均を大きく下回っており、この施設が開所しても、利用者の要望にこたえられない状況にあるとともに、今後ますます介護が必要な高齢者の増加が予想されます。このような現状を少しでも解消するため、先ほど申し上げましたが、岳の湯を通所施設として検討することにより、村の福祉の向上と利用者の皆様の一助になるよう取り組んでまいります。

昨年から進めてまいりました白馬村食育推進計画については、公募委員を含む16名の委員を委嘱し、計画の審議と計画の取りまとめをしていただきました。そして、先月に食育推進計画が策定されたところであります。白馬村食育推進計画では、平成24年度から平成28年度までの5カ年の計画で、現在、村のホームページにおいて公表しておりますのでご覧をいただきたいと思っております。また、本計画と密接に関係しております地産地消につきましても、本年度、白馬村地産地消促進計画として策定するよう準備を進めており、あわせて推進を図ってまいります。

環境課関係では、原発事故の影響を調査するため、購入した放射線量計を用いての測定を4月より行っております。学校などの公共施設と重立った観光施設の測定では、4、5月とも平均0.08から0.1マイクロシーベルトという値であり、健康には影響のない値でありました。今後とも引き続き定期的に測定をし、安心・安全をアピールしてまいります。

ごみ処理広域化につきましては、4月、区長会議において既存施設の現状、広域化のメリット、新たな候補地の選定方針についてご説明をし、地区ごとの検討にゆだねている最中でございます。また先ごろは、わかりやすい説明で好評だった講師を再び招いて、講演会を行ったところでござ

います。引き続き広域と連携しながら、先進施設の見学会等を実施し、一層の理解を深めていただき、しかるべき時期までには候補地を選定してまいりたいと存じます。

教育委員会関係では、4月開催の臨時議会で工事請負契約をお認めいただいたB&Gプール改修工事については、5月末現在の工事進捗状況はおおむね50%程度であります。鉄骨の塗装、機械室、更衣室のリフォーム、床はぎを終了し、新しい機械室の建築に取りかかっております。7月下旬の供用開始を目指し、工程の管理に注意を払うとともに、ピッチを上げて工事を進めております。

白馬ジャンプ競技場とスノーハープについては、JOCから選手強化指定施設に指定されておりますが、昨シーズン、白馬村出身の渡部暁斗選手がワールドカップ総合2位になり、日本や白馬が注目をされており、次期の冬季オリンピック大会における活躍が期待されているところであります。選手強化に当たっては、施設をナショナルトレーニングセンターとして文科省がしていますが、残念ながらスキーについてはジャンプ競技のみの指定で、札幌の大倉山となっております。期待の持てるこの時期に、白馬ジャンプ競技場とクロスカントリー競技場を、ノルディック複合種目のナショナルトレーニングセンターとして認定いただくように、長野県と白馬村で事務を進めております。取り組み状況は、5月に長野県スキー連盟の理事会で承認を得て、全日本スキー連盟本部長会議で、長野県白馬村をしていただくように了解をいただきました。

今後は、全日本スキー連盟の理事会の承認を得て、JOCで認められれば、文部科学省へ申請となります。このメリットとしては、施設運営費の一部の補助を国から得られるもので、ナショナルチームは現在でも白馬村で4から5回合宿をしており、今年は6月2日から合宿に入っております。コンバインド種目が認められ、施設指定が受けられるよう努力をしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

建設関係では、村道改良舗装工事を本年度7路線予定しているうち、4月中に4路線発注をいたしました。今後、設計等確定し次第、随時工事を発注してまいります。また、測量設計のみの路線や橋梁補修設計がありますが、こちらも順次発注してまいります。舗装の穴埋めやオーバーレイについては、5月の連休に間に合うように、4月中に村内一円を実施したところであります。道路修繕工事の要望は各地区から非常に多く寄せられているため、担当課に現地を精査させ、優先する現場から早期発注に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

各地区への資材支給については、大変要望の多い事業となっており、春の普請等で申請があった地区へは支給を完了しておりますが、予算枠も残り少なくなっているのが現状で、できるだけ地域要望にこたえ、村の基本構想でもある住民との協働による事業でもありますので、経済対策として今回の補正予算に計上し、対応してまいります。

また、東部地区農業集落排水の下水道統合事業については、6月から実施設計業務が着手となります。

総務課関係では、かねてより職員の人材育成の場の検討を進めるよう指示をしてきたところですが、このたび長野県との人事交流により、県より係長職1名を観光農政課観光係長として受け入れ、村のためにご尽力をいただいております。また、村から長野県観光部へ主査クラス1名と、長野県滞納整理機構に同じく係長クラス1名を派遣をし、それぞれ県職員、広域連合職員として日々研さんを積んでいるところでありますので、ご報告をいたします。

次に、長野県の地域発元気づくり支援金事業に17事業の申請をいたしました。白馬村関係では、白馬ジャンプ競技場スタートタワーディスプレイ事業、青鬼集落ふるさと景観整備事業の2事業に約300万円、公共的団体事業として、白馬・山とスキーの総合資料館運営事業、真冬の白馬のおもてなし「白馬そば記念日」事業等15事業、約2,000万円が今年度事業としての採択を受けました。補助金の対策を受けた村実施の事業については、当初予算に計上してありませんので、今定例会において補正予算としてお願いすることといたしております。

また、地区の地域活性化事業、防犯灯設置等に対する村単独の地域づくり事業補助金については、本年度5月末29件で、400万円余りの申請が提出されており、既に各地区においては、それぞれの事業に着手をしているところであります。

消防防災では、東日本大震災発生から1年余り経過しましたが、絶え間なく住民の防災意識の高揚を図ることは行政に課せられた大きな使命であると考え、3月議会においてお示しをした白馬村防災ハザードマップを、4月に区長を通じ住民の皆様にお配りをいたしました。ぜひ万が一の備えに活用していただきたいと思っております。また、災害時に孤立の恐れのある5つの集落に対しては、通信手段の確保を図るため、平成23年度予算で購入しました衛星携帯電話を配備したところであります。

行政区未加入者対策につきましては、区への加入自体に法的な強制力がないことから、非常に頭の痛い課題ではありますが、一部では住民の自主的な取り組みが動き始めている地域もありますので、行政として側面的なバックアップができるように連携していきたいと考えているところであります。

4月29日には、毎年恒例の村消防団の出初め式を挙行了したところ、時同じく、沢渡地区で林野火災が発生をし、大変な驚きとともに正直、非常に戸惑いを持ったところでございますが、団長を初め本部の冷静的確かな指示のもと、式典を途中で中止し、全団員を現場に出動させ、幸い負傷者や人家への類焼もなく鎮火となりました。私も現場で消火作業を見守りましたが、急斜面で困難な状況の中、北部消防署と連携し、被害を最小限にとどめようと懸命に消火に当たる団員の姿に、誇らしさ、頼もしさを覚えたところであります。と同時に、災害は時を選ばず発生するというのを、改めて肝に銘じた次第であります。

さて、今定例会に当初上程いたします案件は、報告・承認案件8件、議案3件であります。

承認第3号の平成23年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告については、各事業の

支出額が確定したことに伴い、計数整理や不用額を処理するために、3月30日付で最終の専決補正を行ったものであります。歳入歳出にそれぞれ1億2,800万円余を減額し、補正後の歳入歳出予算額を44億4,000万円といたしたところであります。各課それぞれ経費の節約、節減に努めてきたところであり、各課の事業費の確定に伴い、1億2,800万円余りの減額ができました。今回の専決補正には含まれておりませんが、このほかに村税の1億5,000万円余り、地方譲与税490万円ほどの増収となり、最終的には形式収支が2億5,000万円余りの黒字となりましたので、地方財政法第7条の規定に基づき、2分の1相当額を財政調整基金に積み立てることといたしました。

なお、一般会計のほか他の特別会計予算、水道事業会計予算についても、すべて黒字の決算となりました。平成23年度のそれぞれの会計における決算については、9月の定例会において詳細をお示しいたしますので、よろしくお願いをいたします。

議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ7,600万円余を追加をし、総額を44億8,200万円余とするものであります。景気の低迷が続く中で、少しでも村の活性化に結びつくよう、厳しい財政状況ではありますが、早い段階での補正による経済対策を行うことといたしました。補正予算の主なものは経済対策関係で5,400万円ほどを予定し、村道、林道舗装に1,650万円、地区への資材支給原材料に300万円、庁舎周り修繕に680万円等が主なものであります。

このほか、特別会計補正予算等のそれぞれの報告及び提出議案についての詳細は、担当課長より説明をいたしますので、ご審議をいただき、円満なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、第2回定例会招集に当たりましての冒頭のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第2号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第5 報告第2号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 報告第2号 村道車両事故に係る損害賠償の専決処分報告については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の内容、損害賠償請求者等については、この後、別紙により説明いたしますが、当事者間

において示談による和解が成立しており、それぞれ村長の専決処分事項の指定について定める50万円以下の賠償金の額でありますので、今回専決処分をし、報告するものでございます。

別紙をご覧くださいと思います。別紙、事故の内容であります。1件目、平成24年2月24日午前2時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車が、村道0211号線八方地区内を走行中、村道上の穴により当該車両を損傷したものであります。損害賠償請求者は、鳥取県佐倉市細川芳幸氏で、損害賠償金1万4,950円です。専決処分日は平成24年3月19日でございます。

2件目は、平成24年3月13日午前9時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車が村道2110号線深空地区内を走行中、村道上の穴により当該車両を損傷したものでございます。損害賠償請求者は、白馬村大字北城、熊岡潤氏で、損害賠償金額は5万3,235円です。専決処分日は平成24年4月18日でございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本案件は報告事項でありますので、以上で、報告第2号は終了をいたしました。

△日程第6 報告第3号 平成23年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（下川正剛君） 次に、日程第6 報告第3号 平成23年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 報告第3号 平成23年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件は3月定例会の際に、地方自治法第213条第1項の規定により報告した繰越明許費に関して、財源内訳を同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書としてお示しするものでございます。

総務費につきましては、外国人登録の電算事業を翌年度繰越額630万円。土木費については、山麓線の道路改良国庫補助事業と道路起債事業を、それぞれ1億54万3,000円と2,386万6,000円。災害復旧費については、細野線現年発生林道災害復旧事業費を257万3,000円。合計1億3,328万2,000円をそれぞれ繰り越したものであり、財源内訳は表の右側のとおりであり、国・県支出金と地方債が主なものでございます。

詳細はご覧をいただくことで省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、以上で、報告第3号は終了をいたしました。

以上をもって報告事項は終了をいたしました。

次に、承認案件の審議に入ります。

日程第7 承認第1号から、日程第12 承認第6号までは承認案件であることから、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決をいたします。この採決は起立によって行います。

日程第7 承認第1号から日程第12 承認第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、承認第1号から承認第6号まで委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることといたします。

△日程第7 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長(下川正剛君) 日程第7 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長(横澤英明君) 承認第1号につきましてご説明を申し上げます。

白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告でありますけれども、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律というものが、国におきまして本年3月30日に成立いたしました。この中で地方税法が改正されましたので、これにあわせて、同日に白馬村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございまして、同条3項の規定によりご報告申し上げ、承認をお願いしたいというものでございます。

主な改正でございますけれども、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、1ページの第10条の2、下の部分でありますけれども、これにつきましては新たに加えたものでございますけれども、地方税法で定められていたものが廃止されまして、その部分を村の条例で定めるというものでございまして、白馬村公共下水道条例の中で基準がありまして、排出基準に適合しない汚水につきましては、基準に適合するように施設を設置しなきゃいけないということがありますけれども、その施設に対する固定資産税の減額を定めているものでございます。

2ページ、3ページは、条や項ずれの改正、年度の改正でございます。

4ページの部分でありますけれども、固定資産税の住宅用地に関する特例でありまして、住宅

用地の負担水準の0.8以上につきましては、据え置きという特例がありまして、これを廃止するというものでございます。後ほど出てまいりますけれども、24年度、25年度には経過措置を0.9とし、26年度からは廃止になるということでございます。

5ページは、項ずれと年度の改正。6ページは第21条の2につきましては、地方税法附則で定めております特定移行一般社団法人等が設置している特定の施設に対する固定資産税の特例の提出書類を定めているというものでございます。

7ページの第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を定めたものでございます。

戻っていただきまして、本文の4ページをお願いいたします。

附則でございますけれども、第1条は施行期日でございます。第2条は村民税に関する経過措置。第3条は固定資産税に関する経過措置でありまして、右側5ページの表の部分でありますけれども、先ほどもご説明いたしましたけれども、負担水準を24年度と25年度につきまして、0.8を0.9に読みかえていくということ、ここで経過措置として行っております。この経過措置を2年間行った後、26年度は廃止になるということで、国の検討のとおり改正していくというものでございますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

△日程第8 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第8 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 承認第2号につきましてご説明を申し上げます。

白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告でありますけれども、これも先ほどの税条例と同様に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、国におきまして本年3月30日に成立をいたしました。この中で地方税法が改正されましたので、これにあわせて、同日に白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございまして、同条第3項の規定により報告を申し上げ、ご承認をお願いしたいというものでございます。

主な改正につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、基本的には先ほどの税条例の固定資産税の特例の廃止と同じでありますけれども、まず1ページ、2ページです。住宅用地の負担水準の0.8以上は据え置きという固定資産税の特例を廃止するというものでございまして、そのほかは年度の改正や、条、項ずれの改正でございます。

戻っていただきまして、本文の2ページでございます。附則でありますけれども、1が施行期日でございます。2項、3項が経過措置でございまして、表の部分でありますけれども、平成24年度分から、それと平成25年度分について10分の8を10分の9、その次のところは0.8を0.9にしていくということで、経過措置を行っておるということでございまして、この経過措置を2年間行った後、26年度はこの特例を廃止するというものでございます。

承認第2号につきまして、ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第3号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第9 承認第3号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 承認第3号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告については、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日に専決処分しましたので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

1枚おめくりをお願いします。専決第5号 平成23年度一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算額から歳入歳出それぞれ1億2,866万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,028万1,000円とするもので、先ほど述べましたように、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

今回の補正は、不用額について計数整理を行ったものであり、主なものを抽出して説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

6ページ、第2表地方債補正をお開きいただきたいと思います。地方債の補正であります、臨時財政対策債を7,125万6,000円に減額するものであります。財源の確保ができたことによる減額でございます。

10ページ、歳入明細をお開きください。9款地方交付税であります、7,003万4,000円を追加するもので、内訳につきましては普通交付税6,172万7,000円、特別交付税830万7,000円でございます。

11ページ下、12款の使用料でございますが、総務使用料279万8,000円の追加は、ジャンプ台リフト使用料156万円の増加が主なものでございます。

13ページに入りまして、民生費国庫負担金284万5,000円の減額は、子ども手当負担金の減が主なものでございます。

14ページの下段、民生費県補助金の社会福祉費補助金487万円の減額でございますが、001の身障者医療給付事業の補助金、それから、16ページの2つ目にあります障害者自立支援対策特別対策補助金、この減額が主なものでございます。

衛生費県補助金の276万9,000円の減は、子宮頸がん等ワクチン接種事業の補助金の減が主なものでございます。

16ページにまいりまして、総務費県委託金では、総務費委託金787万4,000円の減は、ジャンプ台管理委託金の減が主なものでございます。

16款寄附金では、一般寄附金588万5,000円を追加する内容であります。これにつきましては、ふるさと白馬を応援する寄附金でございます。

17ページ、諸収入でございます。雑入につきましては主なものとしましては、上から2つ目、粗大ごみ処理手数料104万8,000円の追加、下から3つ目、公売手数料389万9,000円の減、18ページに移りまして、一番上の介護保険地域支援事業受託金112万1,000円の追加が主なものでございます。

20 款の村債につきましては、先ほど 6 ページで説明いたしました減額ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、歳出に移ります。19 ページをご覧くださいと思います。議会費につきましては 176 万 9,000 円の減額であります。議員手当等の確定に伴う減額でございます。総務費につきましても、一般管理費 210 万円の減額は、職員手当等の確定に伴う減額が主なものでございます。

20 ページに入りまして、財産管理費 167 万 3,000 円の減額は、需用費の確定に伴う減額が主なものでございます。

飛びまして、22 ページへまいります。賦課徴収費でございますが、502 万 8,000 円の減額でございます。公売手数料等、債権回収事業費等の減に伴う減額でございます。

次に、24 ページへまいります。スポーツ事業費の施設管理費、スノーハーブジャンプ競技場の維持管理であります。事業費の確定に伴いまして 1,389 万 3,000 円の減額をするものでございます。

25 ページの下段でございますが、老人福祉費は、老人福祉施設措置費、介護予防・地域支え合い事業費の減など、684 万 8,000 円を減額するものでございます。

27 ページ、障害者福祉費へまいります。障がい者福祉でありますけれども、心身障がい者の自立支援給付、医療給付費等 495 万 3,000 円の減額をするものでございます。

29 ページでございます。住民総務費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金 412 万円の減額であります。老人保健事業、後期高齢者医療特別会計も、額が確定したことによる減額でございます。

30 ページになります。福祉医療費も額が確定いたしましたので 692 万 4,000 円を減額するものでございます。

31 ページ、児童福祉費、子育て支援費は 977 万 4,000 円の減ですが、子ども手当の減額でございます。

33 ページ、環境衛生費の環境衛生事業費 1,991 万 9,000 円の減額は、白馬山麓組合の職員人件費の白馬村が立てかえた分の減額と、北アルプス広域連合負担金の減でございます。

35 ページになります。35 ページの下段、農業振興費 453 万 2,000 円の減額につきましては、産地づくり対策事業として、ソバの生産性向上対策に国助成が得られたことによりましての減額が主なものでございます。

39 ページをお願いいたします。商工振興費は 422 万 7,000 円の減額で、信用保証協会保証料補給負担金の減と、住宅リフォーム資金補助金の確定による減額でございます。

40 ページをお開きください。道路維持費であります。除雪事業が確定したことによるもので、787 万 5,000 円の減額をするものでございます。

次に、公共下水道事業への繰り出しでございますが、事業費の確定に伴いまして700万円の繰り出しの減額をするものでございます。

44ページへまいります。学校管理費の156万5,000円の減額であります。学校施設整備工事として実施しましたプール、校長住宅の撤去事業費が確定したことによる減額でございます。

47ページをお開きください。諸支出金でございますが、ふるさと白馬を応援する寄附金として589万円を積み立てるものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。

ただいまの承認第3号につきまして、質疑をお願いしたいと思います。特に歳入について、今回お伺いしたいと思います。以下3点お願いします。

まず10ページです。9款1項1目の地方交付税でございますが、合計で7,003万4,000円の増額となっておりますけれども、昨年も同じような、この時期に同じような質問をさせていただいておりますが、今年度もこの最終補正まで留保されたまま財政運営ができたという理由についてお伺いをいたします。

次、16ページになります。16款1項1目ふるさと白馬村を応援する寄附金をちょうだいしております。大変ありがたいことではございますが、その件数について、何件であるかをお伺いいたします。

次、18ページです。20款1項1目臨時財政対策債ですが、1億8,878万1,000円と大幅な減額補正となっておりますが、先ほど財源の確保ができたというようにお話もありましたが、改めてその理由をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 3点、歳入関係でご質問をいただきました。私の方で3点についてご説明させていただきます。

最初に、地方交付税の関係、それから関連がございますので、3番目の臨時財政対策債の関係、先に説明をさせていただきます。

初めに、地方交付税が合計で7,003万4,000円の増額、最終補正まで保留されたまま財政運営ができた理由はということでございますが、最初に申しますが、財政担当課としましては、白馬村の予算規模ですと、通常5,000万から1億円程度の留保財源が確保がないと、補正の都度、基金の取り崩し等をして運営をするような、好ましくない財政運営となってまいりますので、留保財源の確保に努めているところでございます。まずご承知おきをいただきたいと思います。

います。

ご質問の地方交付税は、普通、特別とも当初見込みよりも、今回の補正のとおり7,000万円ほどの増額算定となったところでございます。普通交付税につきましては、当初予算では前年を下回る交付というように見込んできたところでございます。増額になったということでございます。23年度予算では大型事業を組まない、通常ベースの予算規模で編成してきたところであり、補正予算についても豪雪による大型補正もなく、今回は堅実なものとして運用したことと、前年度繰越金による財源が確保できたことにより、普通交付税については補正財源とせず留保できたものでございます。

次に、臨時財政対策債についての質問にお答えさせていただきますが、普通交付税の例にあるように、予算化しないで留保している金額や、歳入予算額を上回る金額は、それぞれ担当課の努力等により、村税を初め他の歳入科目でも発生しております。それらの歳入予算を積み上げし、検討した結果、23年度においては臨時財政対策債は限度額まで借り入れを行わずとも、決算を打てる見込みとなったため、最終で減額をすることを判断をしたものでございます。

それから、2つ目の、ふるさと白馬村を応援する寄附金についての件数でございますが、23年度は7件でございました。

以上でございます。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第3号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認をされました。

△日程第10 承認第4号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第10 承認第4号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 承認第4号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補

正予算（第3号）の専決処分報告について説明をいたします。

この専決処分は、地方自治法の規定により平成24年3月30日に専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。専決第6号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ2,785万5,000円を減額し、予算の総額を1億9,502万4,000円としたものでございます。なお、この補正予算は3月30日をもって保険給付費などの歳出が確定したことによる計数整理を行ったものでございます。

補正内容を歳入歳出明細で説明をしますので、5ページをお開きください。

まず歳入から説明をいたします。1目一般被保険者国民健康保険税は、現年課税分を減額し、滞納繰越分を22万2,000円追加するものでございます。

6ページをお願いします。真ん中の7款繰入金です。一般会計からの繰入金は412万円の減額、2項基金繰入金は給付費準備基金繰入金を保険給付費の減により予算全額の2,086万6,000円を減額するものでございます。

8ページをお願いします。一番下にあります10款県支出金は、これも同じく保険給付費の減により、県財政調整交付税を237万3,000円減額するというものです。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出を説明しますので10ページをお願いします。2款保険給付費は、一般被保険者療養給付費2,149万2,000円の減額。

11ページの一番下にあります一般被保険者高額療養費、これも163万2,000円の減額となりました。

13ページをお願いします。13ページの中段になりますが、8款保険事業費は、特定健康診査等事業で203万5,000円の減額、これは特定検診委託料の減額が主なものでございます。

一番下にあります疾病予防費52万7,000円の減額は、次のページにあります出産育児一時金貸付金の利用がなかったことによる減額ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第4号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認をされました。

△日程第11 承認第5号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第11 承認第5号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 承認第5号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について説明いたします。

この専決処分は、地方自治法の規定により平成24年3月30日に専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。専決第7号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ248万6,000円を減額し、予算の総額を6,259万4,000円としたものでございます。

補正内容を歳入歳出明細で説明しますので、5ページをお開きください。まず歳入です。

1款後期高齢者保険料は185万3,000円の減額。一番下にあります3款の一般会計繰入金金は47万8,000円の減額。これが主なものです。

続きまして、歳出を説明しますので7ページをお願いします。1款総務費徴収費は41万2,000円の減額。2款分担金及び負担金、広域連合分賦金は168万円の減、これは保険料収入の減額に伴うものということです。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第5号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認をされました。

△日程第12 承認第6号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告について

議長(下川正剛君) 日程第12 承認第6号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長(太田今朝治君) 承認第6号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告について説明を申し上げます。

次のページをご覧ください。専決第8号 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ271万円減額し、歳入歳出それぞれ5億6,699万6,000円とする。

3ページの事項別明細書をご覧ください。1分担金及び負担金350万円の増額。2使用料及び手数料80万円の増額。3国庫支出金1万円の減額。4一般会計繰入金、これが先ほど一般会計の専決でも説明がありましたが、700万円の減額でございます。

7ページの歳出明細をご覧ください。1款下水道費1目一般管理費ですが、給料78万3,000円の減額、職員手当等70万円の減額、工事請負費2万円の減額。負担金補助及び交付金2万円の減額、償還金利子及び割引料2,000円の減額でございます。

8ページをご覧ください。2款公債費2目利子が118万5,000円の減額でございます。説明については、以上でございます。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第6号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認をされました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第13 議案第29号 白馬村課設置条例等の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第13 議案第29号 白馬村課設置条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第29号 白馬村課設置条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第30号で詳しい説明があるかと思いますが、市町村が外国人住民についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便や行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が24年の7月9日に施行され、現行の外国人登録法が廃止となります。

村の条例の中、外国人登録の文言が入っている部分について、今回、条例の一部を改正するものであります。

3つの条例を一括して改正するものであり、第1条では白馬村課設置条例、第2条では白馬村手数料条例、第3条では白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例であります。

それぞれ外国人登録に関する部分を改正するもので、平成24年7月9日から施行するものであります。細かな内容をご覧をいただき、説明は省略させていただきますが、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第30号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第14 議案第30号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第30号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

では、次のページをお願いします。白馬村印鑑条例の一部改正については、住民基本台帳法の一部改正と外国人登録法の廃止により、本年7月9日から外国人の方も日本人と同じく住民基本台帳法、すなわち住民票の適用対象となります。

法の改正理由等につきましては、村長の冒頭のあいさつで申し上げたとおりでございます。このことにより、印鑑登録や印鑑証明について定めた印鑑条例を改正するというものでございます。説明については、新旧対照表で行いますので、次のページをお開きください。

まず第2条です。第2条については、印鑑登録が行える方を外国人登録法の廃止により住民基本台帳への記録者のみとする改正でございます。

第4条第3項第1号は、印鑑登録時に必要となる本人確認を行う書類から、外国人登録法の廃止により外国人登録証明書を削除するというものでございます。

第5条第2項第1号については、外国人登録法の廃止により、それに関連する文言の削除でございます。

では、次のページをお願いします。上段にあります第3項です。これは非漢字圏の外国人の方は、住民票備考欄にある片仮名の氏名等により印鑑登録ができるという旨の追加です。

第6条第1項の追加は、国の助言による改正ということですが、第3号については、登録する事項に通称を追加する。第7号については、住民票備考欄にある片仮名表記を登録する事項に加えるというものです。

第10条第1項第1号の改正は、外国人の方の場合には、通称を記載する旨の括弧書きを加えるというものでございます。次のページをお願いします。第5号については、印鑑証明書に片仮名を記載する旨の追加ということですが、

第13条第1項については、外国人の方に関する抹消等を行う場合の規定を加えるなどの改正です。

第17条は、外国人の方が現在受けている印鑑登録の扱いに関し、条を追加するというものでございます。第1号については、一部改正後の条例により、登録を受けられない方が現在行っている印鑑登録については抹消するという旨の定め。第2号については、認められる方の場合には住民票の記載事項に合うように、職権で内容を修正するという旨の定めということでございます。

次のページをお願いします。附則ですが、施行日については、住民基本台帳法の一部改正の適用年月日、外国人登録法の廃止日である本年の7月9日としたものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第15 議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）。

平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ7,690万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,290万7,000円とするものでございます。

7ページ、歳入明細をお開きいただきたいと思います。中段の県補助金総務費補助金は309万1,000円を追加するもので、地域発元気づくり事業補助金でございます。

8ページになります。繰越金につきましては、補正財源として平成23年度繰越金を6,114万4,000円追加して、財源充当するものでございます。

諸収入の雑入につきましては、損害保険料の追加、日本宝くじ協会からの助成、雑入については地域公共交通負担金の精算分でございます。

続きまして、9ページ、歳出をご覧いただきたいと思います。今回の補正のうち職員給与、手当、共済組合負担金等、各課ごとに増減が出てまいります。4月1日の人事異動に伴う繰りかえでありますので、よろしく願いをいたします。

総務費の財産管理費でございますが、717万5,000円の追加は、庁舎玄関周り、駐車場、多目的トイレの改修費用でございます。

企画費500万円の追加は、コミュニティ推進事業として切久保地区、白馬町地区で計画をしております太鼓等の購入事業が、宝くじ協会から認められたことに伴う補正でございます。

11ページをお願いいたします。スポーツ事業費関係で、施設管理費1,195万円の追加は、スノーハープの現状調査に506万1,000円、ジャンプ競技場についてはインラインカッターの改造等、県の元気づくり支援金を得て実施するものでございます。

12ページへ入りまして、社会福祉施設費750万円の追加は、宅幼老所等を整備するNPO法人への補助でございます。

保育所費の333万1,000円の追加でございますが、しろうま保育園の臨時保育士賃金と、子育て支援ルームの屋根の修繕関係の費用でございます。

13ページ、衛生費の塵芥処理費で248万8,000円の追加は、ごみ集積所設置補助金が主なものでございます。

14ページ、農業振興費139万9,000円の追加でございますが、農作物残雪対策事業、それから人・農地プラン作成事業、この2つに係る費用でございます。

15ページでございます。林業振興費でございますが150万円の追加でございます。この追加につきましては、林道工事費の追加でございます。

17ページをお開きください。土木費でございます。道路維持費で1,800万円の追加をするものでございます。村道の工事、それから原材料費が主なものでございます。よろしく願いします。

18ページへまいりまして、教育費の小学校費、学校管理費で250万円の追加でございますが、南小の除雪機の購入でございます。

それから、中学校の学校管理費 2 1 5 万円の追加につきましては、校舎の 3 階の暑さ対策のための工事費が主なものでございます。

それから 1 9 ページにまいりまして、下段になりますが、体育施設費 8 3 6 万 5, 0 0 0 円の追加は、ウイング 2 1 音楽ホール音響等オーバーホールのための費用でございます。

以上、今回は経済対策を含めた補正の概要を申し上げました。よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第 2 番篠崎久美子議員。

第 2 番（篠崎久美子君） 2 番篠崎久美子でございます。

ただいまの議案第 3 1 号につきまして質疑をいたします。歳出についてお伺いをいたします。

ちょっとごめんなさい、通告に従いますのでページが前後いたしますが、まず 1 2 ページであります。3 款 1 項 4 目社会福祉施設費ということで、宅幼老所等整備事業補助金 7 5 0 万円ということでございますが、ただいま NPO 法人への補助ということでお伺いしましたけれども、予定している施設の形態と、あと人員ですね、それと目指す開所の時期等を含めました概要についてお伺いしたいと思います。施設が新設であるのかということも含めて、お伺いをしたいと思います。

次、戻りますが、1 1 ページになります。2 款 7 項 2 目の 0 1 2 7 2 1 スノーハープ維持管理事業に設計監理委託料 5 0 6 万 1, 0 0 0 円ということで、ただいま調査事業ということでお伺いしましたが、調査の概要についてわかる範囲で結構ですが、お伺いをいたします。

通告しましたところは、あともう 1 点、ウイング 2 1 の部分、維持管理事業の修繕費 7 8 6 万 5, 0 0 0 円がございましたが、これにつきましては今ご説明をいただきましたので、この点につきましては取り下げをさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 宅幼老所等整備事業の補助金についてということですが、一応、場所については、神城名鉄分譲地内に小谷の NPO 法人が計画しているというものでございます。運営については、この NPO 法人がみずから行うというふうに聞いております。個人の住宅を賃貸をして、通所定員で 1 0 人前後ぐらいになるだろうということ、それを予定しているというふうに聞いております。

補助金 7 5 0 万円の根拠については、既存の住宅を宅老所として使用するために行う内部等の改修費用 1, 5 0 0 万のうち、5 0 % を補助するというものでございます。現在、開設認可機関である長野県と機能訓練室、静養室等の整備について、現在、協議を行っている最中ということでございますので、具体的に施設の概要の確定については今後ということになります。

開所の時期につきましては、一応8月には開所したいということで準備を進めているということでございます。場合によっては、それがもう少し後の方にずれ込むという場合もあろうかと思っております。現在、県といろいろのところを協議中ということでございますので、ぜひご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（下川正剛君） 松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） ご質問の、2款7項2目施設管理費、スノーハーブ維持管理事業設計監理料でございますけれども、昨年度末ですか、議会の全員協議会等においてご説明をしておりました際に、悪臭の原因、そして排水の悪さについて、現状を確認するための設計監理委託料ということで、今回提出させていただくものでございます。

内容につきましては、試掘によります土質観察、土質試験、これには土の密度試験、含水比試験、粒度試験、湿潤密度試験が含まれます。そのほか人為的に散水によります実証試験、またコア採取によりますボーリング調査等を行い、現状と悪臭の発生源を追求するものでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。篠崎議員、よろしいでしょうか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいまのスノーハーブの調査事業でございますが、この期間としては、どれぐらいを考えていらっしゃるのか、お伺いします。

議長（下川正剛君） 松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） これからお認めをいただきますと、梅雨の時期を経過をしながらですね、見ていくということでございますので、9月末ぐらいまでに調査を終了したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） ほかに質疑は。

第2番（篠崎久美子君） ございません。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番太田修です。補正予算についてお伺いをさせていただきますが、まず補正予算書の8ページ、19款諸収入4項の雑入のところ、018雑入のところ574万5,000円ということで、この内容につきましては、先ほどの説明で地域公共交通の関係というふうにお伺いをしましたが、一応この関係は国からの補助金なのか、あるいは当初から予定されていたものがこの補正にのってきたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

次、15ページに移ります。15ページ、6款観光商工費1項観光費1目観光総務費の016103のところの国際交流の関係でございますが、ここに、この中で賃金及び施設使用料の内容等についてお伺いをしたいと思います。

同じく17ページでございますが、7款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費の0172

32の村道改良国庫補助事業の関係でございますが、これは実施設計等委託料に工事請負費から850万、科目更正をされておりますけれども、これは当初から想定されたものではなかったのか、その辺についてお伺いをいたします。

以上3点、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） それでは1点目、歳入の諸収入、雑入の部分についての説明を私の方からさせていただきます。

8ページの雑入574万5,000円の内容、先ほど申しましたとおりでございますが、この574万5,000円につきましては、白馬村地域交通事業の運行を、平成21年から23年度の3年間、国の助成をいただいてデマンドタクシーとナイトシャトルバス、実証運行を行ってまいりました。23年度で事業が完了となり、会計の精算を行い、その精算に伴いまして、24年度会計で雑入として受け入れをしたものでございます。この会計については別会計を組んでおいたため、その別会計から村の会計に、今回、一般会計の雑入に繰り入れをしたというものでございますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 今回の国際交流事業の補正ですけれども、日中国交正常化40周年に伴い、インターンシップによる大学生の受け入れをするものであります。賃金につきましては、中国西安外国語大学学生1名の7月下旬から10月下旬まで、3カ月の賃金でありまして、一応時給875円、64日分であります。また、施設使用料につきましては、大学生の宿泊費でありまして、1泊朝食つき3,500円で93日分計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 本事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業でございまして、4月に申請をして、5月に交付決定がなされております。予算編成時は白馬大橋のみを計画しておりましたが、橋梁長寿命化計画策定の結果、楠川橋も緊急性があるという結果が出たために、架けかえの申請をしたところ採択となりましたので、全体事業費が変更ないため、工事請負費から設計費に予算を移すものでございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番、太田修です。すみません、ありがとうございます。そうしますと、楠川と白馬大橋を橋梁の工事をやるということで、補強工事をやるということでございますけれども、この段階で、やっぱり工事請負費からの科目更正という形になるんですかね。本来なら、やっぱりその工事が確定してということで、ごめんなさい、ちょっとうまく言えないんですけれ

ども、これは当初から予算の範囲というものが、工事費予算というものが変動なく、その中から委託料というところに科目更正されるという内容についてをお伺いしたいつもりですが、すみません、よろしくお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） いわゆる最初は、白馬大橋設計で、一部工事着手を予定していたんですが、楠川橋が緊急性が高いということで、楠川橋は次年度以降に工事をやるんですが、その工事をするために設計をしなければいけないということで、設計費が必要になったということで、工事費から移したということでございます。ですから、今年度の工事費で白馬大橋が全部、工事が竣工になるということではないと、それよりも次年度以降に楠川橋に取りかかるための設計が必要だというものでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。ほかに質疑はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） そうしますと、今年度、どちらも工事が完成するものではなくて、今年度の予算の中で急遽、楠川をやることによって、その工事費から設計委託料に振りかえたという理解でいいですか。

建設水道課長（太田今朝治君） 結構です。

第5番（太田 修君） はい、ありがとうございました。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第29号から議案第31号までは、お手元に配付してあります平成24年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第31号までは、お手元に配付してあります平成24年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（下川正剛君） 以上で、本定例会第1日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。あす6月6日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日6月6日午前10時から本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時46分

平成24年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成24年6月6日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成24年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成24年6月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	横 川 宗 幸
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	平 林 豊	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 沢 忠 明
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより平成24年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。本日は通告された6名のうち4名の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。また、答弁される理事者の皆様も明確に答弁をされるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長において許可をいたします。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めておりますので、順次一般質問を許します。

最初に、第6番柏原良章議員の一般質問を許します。第6番柏原良章議員。

第6番（柏原良章君） 第6番柏原良章でございます。これから一般質問をさせていただきます。

まず、私の一般質問に先立ちまして、通告はしてはございませんけれども、非常に重大な問題だと思っておりますので、本日、信濃毎日新聞に出ております下水道受益者負担金問題に係る村長の考えをお伺いしたいと思っておりますが、議長の許可をいただきたいと思っておりますが、議長よろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） 許可いたします。

第6番（柏原良章君） それでは、議長から許可をいただきましたので、お願いをしたいと思います。

本日、6月6日付で信濃毎日新聞で公共下水道受益者負担金が数千万円、時効により欠損処理になる可能性があるという新聞が出ております。これにつきましては、今まで同僚議員の一般質問や協議会で内容は少し承知をしておりましたけれども、この重大な問題に対して、どのようにこれから以後、対応していくのか、村長の考えをお伺いしたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 柏原議員から通告のない、今朝の新聞報道についての説明を求められました。私の方からお答えをさせていただきます。

今朝、信濃毎日新聞による白馬村多額の未収金、時効で欠損処理数千万円規模かと、こういう記事が出ておりました。結論から申し上げますと、大変私としても残念なことであり、また村民の皆様にも迷惑をかけることになり、大変申しわけなく思っておりますが、数字の正しいかどうかは別にして、多額の欠損処理をせざるを得ない状況にあるということだけ、先に結論として申し上げます。

ここに至る経過についてお知らせをしたいと思います。白馬村の下水道事業は平成元年度から事業着手し、平成7年度には第2期計画、平成11年度には第3期計画と、大変驚異的な速度で事業を進めてまいり、平成23年度現在、432.5ヘクタールが公共下水道の恩恵を受ける環境が整ったところでございます。これはオリンピック招致決定や経済対策という好材料が後押しをして、短期間のうちに村の平地部分のほとんどが整備できたものであると思います。

現在は、負担金徴収や使用料徴収に滞納はあるものの、実は大きな課題はないものと考えていたところであります。と申しますのは、平成22年には県下の市町村や近隣の大町市、小谷村で発生をしました下水道負担金未納問題について、当白馬村においては1億3,900万円の滞納額が既に計上されていましたが、そのほとんどは平成13年度に加入分担金の賦課がえ制度を導入したことから、債権は保全をされているものと、このように認識をしていたところであります。

しかしながら、この大町市、小谷村の問題が発生した以後、平成23年度において議会の皆さん方から、受益者負担金の滞納額について指摘をされることとなり、私どもも、もう一度精査をということで内部調査を進めてきたところでございます。

そういったことで、まだ最終的なところまで行き着いておりませんが、できる限り早い時期に、この内容について、議会の皆様にもお知らせをしていくつもりであります。本来ですと、この定例会で私の方からお知らせをする予定でありましたが、なかなか1件ごとの調査に時間がかかり、現在まだ最終的なものに至っていないということをご理解をいただきたいと思っております。

そういう状況ではありますけれども、今、申し上げましたように、単年度の事業執行に追われる余り、やっぱり負担金徴収等について、対応し切れない組織体制に問題があったのではないかとと思われる点と、もしその徴収事務を続けていけば、徴収不納になる部分が発生をしてくるのではないかと、こんな予見が当然できたのではないかと思うところでもございます。

こうしたことを踏まえて、制度上問題があることも承知をしながらも、分担金の賦課がえ制度で、こうしたことが解消されると認識をしたところでございます。

しかし、その後から今まで、時効を回避する対策を十分に講じてこなかったことが、こうした不始末になる結果になったことであり、このことは、ひとえに関係職員の怠慢であったと言わざ

るを得ないところでございます。いろいろ何が問題であったか、今後についてどうすべきか、ま
とまり次第、また議会の皆様にもお知らせをすると同時に、その後については、村民の皆様にも
その経過等を正しくお伝えをしていくのが我々の責任だとこのように思っておりますので、今日
のところ、具体的な数値をもってすべてをお知らせすることはできませんけれども、一日も早い
時期に、この問題に結末をつけるべく、議会の皆様にもお諮りをしていきたいと思っております
ので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問は。柏原議員。

第6番（柏原良章君） 今、村長からの説明をいただきましてわかりました。この問題につきまし
ては、今後十分精査をしていただいて、議会にも報告をしていただくよう確約していただきたい
と思っておりますので、確約を要請をいたしますのでお願いいたします。

以上で、許可をいただいた質問については終了をいたします。

それでは、私の方から出ております一般質問の方であります。今回の一般質問は私の方から
2問を提出いたしております。まず第1では、白馬村消防団の状況についてと、2番目ではユー
テレ白馬の検討を質問をさせていただいております。

まずは、1の白馬村消防団状況についてとありますが、消防状況で北部消防署関連の質問も
入っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。質問の要旨は6問となっております。

まずは、第1の質問からとなりますが、白馬村で購入や車検等の費用を全額負担している消防
車の件であります。消防自動車は白馬村に3台、消防積載車が9台であるということを知って
おりますが、白馬村でこのような費用を負担していない消防積載車の村内総台数は、今は何台と
なっているのでしょうか。また保存しているのは、どこの区なのでしょうか。また、この積載車
両は火災発生等の事故出動の状況のときに、すべて出動ができるような状況になっているので
しょうか、をお伺いしたいと思います。

2問目ですが、村内地区で火災が発生したときは、北部消防署が白馬村行政無線を使用
して担当の1分団、南部、中部、北部と3つの分団があるうちの1次出動ということで、1分団
が出動するという事になっているようではありますが、2次出動で、ほかの分団が出動が必要な
場合の命令指導というのはどこでやり、どの指導者がするようになっているのでしょうか。

3問目として、村内を3分団としておりますが、各分団ごとの団員数は何名となっているので
しょうか。南部何名、中部何名、北部何名という形がわかっておりませんので、お伺いをしたい
と思っております。

また、各地区にあります消防積載車が出動するための各地区団員数、地区の各分団の団員数と
か、それからあと地区の団員数がわかれば、必要と思っておりますのでお願いをしたいと思います。

各分団の分団員が村内に勤務している場合、村内勤務の場合は、会社の方で出動を認めている

会社が非常に多くなったようでございますのでいいんですが、実際は村内勤務をしている、今、白馬村の団員数は何名ぐらいいるのかをお伺いしたいと思います。また、村内勤務の団員が入っている場合も、工作中、昼間の事故とか火災とかあった場合は、出動できない状況にあると思いますので、実際、昼間そういう事故があったとき、出動できる団員数というのは何名ぐらいになるのでしょうか。これにつきましては、先ほど言いました第1問でも出ましたけれども、各地区でやっている積載車が実際出られるのかどうかあたりも、非常に問題になると思いますので、この辺もお願いをしたいと思います。

次は、4問目ではありますが、前の第3問目でちょっと質問で出ておりますが、村外勤務団員などの出動補助をするために女性団員を多くすればどうでしょうか、というんですが、特に男女共同参画を進めるために委員会を実施していますので、これは進めるべきと思われませんが、白馬村として実際できるのでしょうか。その辺もお伺いをしたいと思います。

次の、5問目ではありますが、村内からの家庭電話で119の電話の発信をした場合、光回線以外の場合は、村内に設置されてあります北部消防署に直接入るようであります。そんな中ですが、携帯等の電話、あと光回線の電話等は、大町消防本部署に入ることになっております、ように聞いております。この状態で事故が発生した場合、大町消防本部署から北部消防署に指令が来た場合に、北部消防署としては確認が必要となり、確認後に白馬村消防団に出動連絡をするということになっております。このような状況の場合、消防団員の出動がおくることがないようにするために、方法というのは、どういう方法を進めればいいのでしょうか。

その後、最終となりますが、第6問目であります。これにつきましては以前に1回あったんですが、北部消防署で救急車がもし2台出動していた場合に事故が発生した場合、村内で事故が発生した場合ですね、火災の場合でもそうですが、出動ができないという状況になるという説明をいただいております。消防署としてはすべての事故、火災等についても出動ができるようにするような検討は、基本的には広域の中でも進めていただきたいということなんですが、白馬村としてはどのように進めていっていただきたいかとかいうあたり、考えを持っているのでしょうか。

以上6問を質問とさせていただきます。お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 柏原議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

柏原議員からは大きく2つ、白馬村消防団の状況についてと、ユーテレ白馬についてのお尋ねであります。最初の消防団について、6項目にわたってご質問いただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、村負担の消防車両とその他の積載車の保存区と使用の状況についてのお尋ねでございます。白馬村には消防指令車1台、ポンプ車3台、小型ポンプ積載車16台の計20台の消防車両がございます。そのうち指令車1台とポンプ車3台、小型ポンプ積載車9台の計13台は、

柏原議員がおっしゃるとおり、白馬村が維持管理する、いわゆる公有の消防車両でございます。残る小型ポンプ積載車7台は、地区または分団が維持管理しているものであります。

公有の消防車両は、指令車は白馬村役場に。ポンプ車は南部分団飯田、中部分団八方、中部分団白馬町に。小型ポンプ積載車は南部分団に3台、中部分団に3台、北部分団に3台をそれぞれ配備をしているところであります。一方、地区または分団が維持管理している消防車両は、南から内山、沢渡、飯田、白馬町、八方、新田、野平地区にあります。

白馬村地域防災計画の消防団の火災発生出動計画は、公有の消防車両20台をベースに出動体制が計画をされており、例えば神城地区で火災が発生した場合には、まず第1次出動として、指令車とポンプ車3台、南部分団に配備している公有の小型ポンプ積載車3台が出動することとなっております。次に、第2次出動が指示された場合には、公有の消防車両20台すべてが出動するようになります。第1次出動については、当該ブロックの火災には該当分団が出動するといったブロック出動を基本としています。一方、地区または分団が維持している消防車両は、各分団ごとに取り組む消防ポンプ操法等の訓練や、春や秋、年末年始に重点的に取り組む火災予防運動期間中の域内巡回、警戒活動、出水期における危険箇所のパトロールなどといった場面で使用され、ブロック出動の対象とはならない車両であります。1項目のご質問については以上であります。

次に、第2次出動等、出動命令はどこですのかとのお尋ねでございます。火災が発生し、消防団が出動する場合を想定してお答えをさせていただきます。

まず、119番通報を受けた北部消防署は、遠隔制御により同報系防災行政無線を起動し、火災速報を放送いたします。火災速報は火災の発生を知らせるサイレンが鳴り、地区名と場所、火災の種類を知らせる内容であります。火災速報を覚知した消防団員は、第1次出動に該当する分団であるか否かを問わず、直ちにポンプ小屋に参集して無線通信を確保することになっております。そして該当分団は直ちに出勤して消火活動に当たることになっております。このとき待機分団は第2次出動の指示があった場合に即座に対応ができるように、防災無線を通して常に現場の状況把握に努めながら待機をしております。

火災現場では、現場指揮本部において北部消防署長と消防団長が必要な判断、指示を出します。火災の状況や規模に応じて、指揮本部が第2次出動を必要であると判断すれば、指揮本部から待機分団に対して出動を指示することとなります。その際の情報伝達手段としては、同報無線や消防無線を使用するところであります。

白馬村消防団出初め式が実施されていまして4月29日に沢渡地区で発生した林野火災では、第1次出動の後、現場指揮本部において延焼拡大の危険性があると判断をして、第2次出動指示がされています。その結果、空気が乾燥して周囲に延焼する可能性もあった林野火災でありましたけれども、早期に制圧をすることができたところでございます。

3つ目の、分団ごとの団員数、積載車出動の団員数、村内勤務団員数等についてのお尋ねであります。昭和60年3月常設消防署が設置をされ、消防業務がスタートとなり、消防団員についても見直しが行われてまいりました。現在、白馬村消防団には245名の消防団員が所属し、日夜、予防消防や各種訓練に励んでいるところであります。245名を分団別に見ますと、本部には11名、南部分団には88名、中部分団には97名、北部分団には49名が所属をしています。

続いて、積載車が出動するための団員数は何名であるのかというお尋ねであります。消防団では出動時の取り決めの1つとして、各車両に四人以上の団員が確保できた段階で出動することを原則とし、直接現地で合流できる団員がいることを確認できれば、四人に満たない場合でもその出動を認めるが、最低二人とするように定めているところであります。出動する過程と活動する現場での安全確保という観点から、最低2名の消防団員が確保できなければ消防車両は出動できないということになっております。

次に、村内勤務の団員数は何名であるかのご質問に対しては、団員一人一人の勤務先までは消防団としては把握をしておりませんので、直近の統計調査の結果や分団幹部からのヒヤリングから推計してお答えをさせていただきます。消防団員四人に一人が村外に勤務していると推計をされます。したがって、村内に勤務している消防団員は白馬村消防団員の75%程度であるものと考えられます。

続いて、昼間に発生する火災に対応できる消防団員数を確保できているのかのご質問ですが、平成24年度になって消防団が出動した火災は既に3件を数えます。いずれの火災も日中に発生したものであります。十分とは言えませんが、必要最低限の消防団員数の出動のもと、迅速かつ的確な対応、賢明な消火活動により、最小限の被害に食いとめることができっておりますので、現状から見ても対応はできているものと判断をしているところでございます。

次に、4つ目の女性消防団員の登用についてのお尋ねであります。白馬村消防団には、平成19年4月から2年間、1名の女性消防団員が在籍をしていました。その方はみずから入団を希望し、ラッパ部隊の一員として積極的に消防団活動に参加をされておりましたけれども、平成21年3月に家庭の事情で退団をして以来、現在、白馬村消防団には女性消防団員は在籍をしておりません。このところ近隣の市町村消防団では、女性消防団員を積極的に登用するようになっております。大町市消防団には756名のうち25名、池田町においては285名のうち19名、松川村にあつては200名のうち6名、小谷村には263名のうち3名の女性消防団員が、それぞれ在籍をしているところであります。女性消防団員には平常時には防火槽の普及や啓発といった後方面での活躍を期待し、災害時には被災者ケア、炊き出しや救護といった後方支援での活躍を期待しているようであります。白馬村消防団では、これまでも入団希望者には男女を問わず門戸を広く開放していましたが、今後は消防団活動の中で、女性ならではの視点や当たりのやわらかさといった持ち味を生かせるような場面や、機会をつくれるよう検討を進め、消防団員の確保

に努めてまいりたいと考えております。

次に、5つ目の消防団の出動の迅速化に関する取り組みについてのお尋ねであります。火災発生時、119番通報を受けた北部消防署は、遠隔制御により同報系防災行政無線を起動し、火災速報を放送します。消防団員はその火災速報により火災の発生を覚知し、直ちにポンプ小屋に参集して出動します。ただ、同報無線を聞き取りにくい環境に消防団員がいる場合もあり、同報無線は情報伝達手段のメインではありますが、すべてをカバーすることができないといった課題も浮き彫りになっています。

そこで、平成23年10月、白馬村消防団独自の火災通報メールシステムを導入いたしました。このシステムは、発生時に事前に登録されたメールアドレスに対して、統制台から最小手順で火災の発生を知らせるメールを送信することができるシステムであります。火災通報システムのメインは同報無線であります。このメールシステムの導入以降は、同報無線を補完する情報伝達手段として有効に機能しており、消防団の迅速な出動に大きく貢献しているものと考えているところであります。

次に、6つ目の消防署の出動がおくれた場合の消防団の対応についてのお尋ねであります。平成23年3月5日午後7時ごろ、大出地区で住宅火災が発生をいたしました。このとき北部消防署では救急隊2隊が出動しており、署内に消防署員は1名しか備えがございませんでした。その1名は住民からの119番通報を受け、同報無線により火災速報を放送するほか、救急隊との通信連絡や火災現場の状況把握も担当する必要があります。そのため北部消防署の火災現場への出動は救急隊1隊が戻ってからとなり、現場到着は午後7時20分ころになったところであります。このような状況下でも、現場にいる消防団員には北部消防署から指示があり、現場ではその指示に基づいて消防団員が消火活動に当たったところであります。

この火災は、周辺住民による迅速かつ的確な初期的消火活動が功を奏し、また北部消防署の指示により、消防団の対応も円滑に進んだことにより、最小限の被害に食い止めることができた事例でございます。

消防団員は消防署員のような専門的な訓練は受けておりませんし、装備もありませんので、救助や消火活動のために屋内に侵入するようなことはできません。しかしながら、消防署の到着がおけるといった事態も想定しながら、消防団の装備の中で被害を食い止める最大限の活動を実施できるよう、消防署との連携、指導のもとで訓練に取り組んでいるところでございます。

以上、最初のご質問、白馬村消防団の状況についてお答えとさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありますか。柏原議員。

第6番（柏原良章君） 今、ご回答をいただきましたけれども、実はちょっと私の方として心配だったのは、各地区にあります保有車ですね、そういうものが出ていくために、その地区の消防団員というのが非常にある程度の人数が、非常に大事なものだと思うんですが、そういう形が、

簡単に言うと団員の少ないところで、もしこれから以後としても、地区で保有している消防積載車ですね、自動車の方は、先ほど今、話がありましたように自動車は3台ですので、神城飯田に1台、それから白馬町に1台、八方に1台というような状況ですので、その地区については団員数が多いようですのでいいとしても、今言いました、その各地区で持っている全部で7台ですか、そういう台数が常に出られるようにするためには、地区の消防団員の数がある程度いないと出て行かれないというような問題になると思いますので、その辺はこれから以後も、村としても、すべての自動車が出られるようにしていただきたいと思います。

それから、もう1点ですが、先ほど出ました北部消防署の問題ですが、この件でも北部消防署でもちょっと話はしてみたんですが、実際、以前は救急車は1台だったんですが、今は北部消防署は救急車が2台あるということであります。そういう関係で見ますと、もし2台出たら、先ほど村長からも説明ありました、1名しか残らないというような問題ですが、もし2台が出たときには、消防署としてもその2台出る時点で補助の人間を集めるような方法というのは、できれば広域の方でもし考えられるのなら、変な言い方ですが、北部消防署で2台出たと言ったら、大町から少なくとも2名はすぐ応援に来るといような形でやっていただくというのが一番大事だと思うんですが、その辺のことというのは白馬村として、そういうお願いするというのは難しいことなんでしょうか。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） それでは、柏原議員のただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。

最初に、各地区所有の積載車、それぞれの積載車を持っている地区の団員の確保、村の方もできるだけ確保していくようにということでのお話でございますが、村の方でも団員の確保にいろいろ工夫をしながら努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、消防署の職員が出動で残っている者がいないときの体制ということでございますが、こちらにつきましては、消防署の方でそれぞれ消防署、広域には3つございます、それぞれ応援をするような形で体制をとっているかと思いますが、そういう中で対応していただき、また消防団とも連携をしながら消火に当たっていく、そういうような形を踏んでいくようになっていると思いますので、よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第6番（柏原良章君） すみません、もう1つ、一緒にご質問しようと思って忘れていまして申しわけありません。

先ほども村長の方からご返答いただきましたけれども、女性団員の件であります、まだ白馬村でもこれから以後考えるというようなことでありますけれども、先ほども言いましたように、

白馬村には男女共同参画を進めるという会ができておりますし、特に男女共同参画ということで進めるためには、女性団員を多く増やすことをぜひとも進めていただきたいと思いますので、お願いをいたします。これはそういうお願いだけですので、質問では、村長の答えでわかっておりますので、質問じゃなくて、ぜひお願いしたいということで、お願いをしたいと思います。

それでは、白馬村消防団の関係はこの質問で終わりいたします。

2問目であります。次に、ユーテレ白馬の検討についてであります。まずは1問目として、ユーテレ白馬への加入率は何%になったんでしょうか。そして加入戸数というのはすべてで何戸になったんでしょうか。加入した1戸では1カ月1,600円ということになりますと、年間で1万9,200円の支払いになるということになると思いますので、この収入と支出の積算から、どうしてもこの額が必要な額なんじゃないでしょうか。近隣の大町市では、同額の1,600円となっておりますが、小谷村では1カ月1,000円に変更されたということを聞いております。白馬村としては、たとえわずかでも減額することはできないのでしょうか。

次は、第2問目といたしますが、現在70歳以上ひとり暮らしの方は、1カ月半額の800円となっておりますが、同じく70歳以上、二人暮らしをしている家庭がかなり多くあると思われま。一体何戸ぐらいあるんでしょうか。状況的には、ひとり暮らしでも二人暮らしでも、ほぼ同じ状況になるのではないのでしょうか。そういう中では、二人暮らしの家庭も半額の800円にするということはどうでしょうか。もう少し状況が違えば、70歳じゃなくて75歳以上の二人家庭は対象とするというようなことも考えられると思いますので、実際の今言った半額の減額というのは可能なのでしょうか、お伺いをいたします。

次、3問目であります。番組表が信濃毎日新聞に毎日掲載をされておりますが、1日の番組表は毎日同じではありませんけれども、ユーテレ白馬の番組表を見ますと、朝7時30分から1つのやつ、それから2番目は9時からでの番組、それで見ますと、その次は11時からの番組、11時からだと、その後の番組が表に載っているのは4時からの番組が載っているというような、それで最終が6時50分から、この6時50分は毎日載っているようですが、ニュースのようですが、6時50分からで最終というような表示になっているわけでございます。

このほかに中信地区の番組表も全部で7カ所載っているわけですが、もっと細かく、番組をすべて出せるような状況にするというのはできないのでしょうか。村としても要求して、中信地区7市町村の問題もありますので、話をして、そういう形にさせていただくという形を進めていただきたいと思います。できるのでしょうか。

次は、最終の4問目でございますが、「広報はくば」で1日3回の無線施設で広告をいたしておりますね。この放送と同じものをユーテレ白馬のテレビ放送として再度実施するということによって、行政からの連絡が多く村民に知らせることになるのだと思われま。見方によれば、行政無線では1日3回やっていますので、ユーテレ白馬の方のテレビでも、少なくとも3回

以上の放送を載せる方法にさせていただいたらどうでしょうかという質問とさせていただきます。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 柏原議員2つ目のお尋ね、ユーテレ白馬について、4項目にわたるご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、ユーテレ白馬への加入率、個人戸数等についてのお尋ねであります。ユーテレ白馬の加入戸数は、3月末現在で1,858軒、単純に白馬村の世帯数を分母として計算をしますと、約50%程度ということになります。当初2,000軒加入を目標にスタートをいたしました。が、現状ではこの目標値を割り込んでいる状況であります。

ユーテレ白馬の利用料についてのご質問であります。現在は月額1,600円として条例で定められており、指定管理者において、これらの収納等を行っていることはご存じのことと思います。この指定管理者からの報告によりますと、平成23年度の決算見込みで視聴者からいただく年間の利用料は3,100万円ほどであります。一方で支出面では、人件費や機器の保守、電力会社等に支払う電柱の添架料、施設使用料等で約3,044万円となっております。収支上ではまさにとんとんといった状況であります。当初2,000軒加入を採算ベースと想定して、1,600円の料金設定をしておりますので、現状の収支の上ではぎりぎりの線であると考えられます。

他のケーブルテレビ事業者の状況であります。大町市では白馬村と同じく1,600円、その他県内の事業者の大半は2,000円から2,500円くらいの設定が一般的なようであります。隣の小谷村は1,000円ですが、やはり事業収支の上では赤字とのことであり、今年4月から値上げをした料金体系であるというふうにお聞きをしております。

こういった状況を考えましても、本村の料金は他と比較して決して高いものではないと思っております。ちなみに昨年までアナログ放送のケーブルテレビ事業を行っておりました株式会社アルプスケープビジョンの場合は、月額3,700円ほどの利用料金を徴収をしておりました。しかしながら、それでも経営的には厳しい状況から抜けきれず、結果として事業計画を断念したということをご存じのことと思います。こうした例も踏まえますと、村営として永続的にケーブルテレビ事業を行っていくためには、現行の料金設定が最低のラインではないかと考えているところであります。

次に、利用料金の減免についてでございます。現在70歳以上の独居者で減免申請をいただいている方が51名おられます。また70歳以上の複数世帯数を住民記録から拾い上げると220軒ほどありますが、このうちケーブルテレビ加入者は把握、現在はできておりません。仮に減免対象を二人世帯まで広げ、対象軒数が倍増することを想定いたしますと、年間で約50万円ほどの減収となる計算になります。減免措置はあくまで利用料徴収の例外措置であることや、先ほ

ど説明しました年間収支が現状でとんとんであることを考えますと、ある一定のラインで対象者を絞っていくことはやむを得ないことと考えておりました、当面は従来どおり、一人世帯を対象として運用していきたいと考えているところでございます。

ただし、利用料金の改定や減免対象範囲の見直しの検討は全く行わないというわけではなく、柔軟に対応していかなければならないことも重々承知はしているところでございます。そのタイミングとしましては、現在、指定管理の期間が満了する平成27年3月、あるいは3年ごとが一応の目安と考えておりますので、その点についてはご理解をお願いいたします。

次に、3つ目の番組表についてのお尋ねであります、今回は1つのご意見として承りまして、よりよい番組表の情報提供について、指定管理者とも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

4つ目の「広報はくば」の情報内容についてのお尋ねであります。ユーテレ白馬でも「広報はくば」の放送内容を再放送すべきというご意見が、全くほかでもないわけでありませけれども、基本的にはデータ放送システムの中で、「広報はくば」と同じ内容のお知らせを提供するよう努めております。このことは行政ホームページでの情報提供も同様でございます。ただし、データ放送の利用自体がまだ認知されていないことも考えられます。テレビによってはデータ放送の機能がついていないものもありますので、その辺のフォローはしていかなければいけないものと考えております。いずれにいたしましても、魅力ある番組を提供し、加入促進も図られるよう指定管理者との連携をとりながらケーブルテレビの事業を進めていきたいと思っておりますので、引き続き村民の皆様のご理解、ご支援をお願いをしたいところでございます。

ユーテレ白馬については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第6番（柏原良章君） ただいまの村長の説明の中でもありましたけれども、実は70歳以上の二人暮らしの家庭が大分増えているという、今、話した220戸ほどあるというような状況のようでしたけれども、今言いました70歳、私の方で言いました70歳でだめなら、75歳以上の夫婦というような形もどうだというような話をしましたけど、村長さんの方では今、これからもそれも実施すべきという答えがあったんですが、もし75歳じゃなくて、もしあれだったら80歳以上の夫婦は全部対象にするというような方法も必要じゃないかと思っておりますので、これから以後、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

そういうことで、検討していただきたいということで、お願いをしたいと思っておりますので、私の方の質問としては、すべて終了といたします。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第6番柏原良章議員の一般質問を終結いたします。

次に、第10番小林英雄議員の一般質問を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） 10番小林英雄です。私は、今回は質問の事項は全部で2つでございます。

1つは教育問題、それから、もう1つは新ごみ処理施設建設問題であります。

まず最初に、教育問題について質問をいたします。

学校は、単に子どもの教育、勉強をするところにとどまりません。その地域にとって独自の役割があると思います。学校は運動会ですとか、あるいはお祭りですとか、文化祭などを含めて、地域の核としての役割を担っていると思います。ここに学校があるから、地域に残って子育てができるという点で、地域を維持するために欠かすことのできない施設であると思います。少子化ですね、子どもが少なくなったからといって安易に統廃合を進めれば、集落やコミュニティーの崩壊につながります。地域社会の荒廃という取り返しのつかない事態を招きかねません。

そこで質問に入らせていただきます。今この教育問題というのは、特に昔、2005年、6年代に政府がよく言っておりました骨太の方針、その一環として、学校の先生を1万人教師削減、リストラをするという、とんでもない方針が出されました。2010年までにと言っていたんですけれども、もうそれはとっくに過ぎました。それで依然として、今、学校の統廃合、市町村の合併と、それに伴って学校の統廃合が進んでおります。今その渦中にすべての学校があると思います。

そこで、まず学校のことでございますけれども、不登校についてということで、まず最初に質問をいたします。

教育長にお願いをいたします。白馬村にも不登校児童・生徒がいると聞いていますが、事実でしょうか。もしいるとすれば、その原因を把握していらっしゃるでしょうか。そして、その対応策を講じておられますか、というこの2点について端的に答えをお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 小林議員さんのご質問にお答えいたします。最初に、教育問題についての中の不登校についてのご質問でございますけれども、不登校の児童・生徒がいるのか、対応策、対策を講じているかというご質問でございますけれども、不登校の関係につきましては、統計法に基づく期間統計におきまして、年間30日以上、小中学校を欠席した児童・生徒につきましては、その欠席理由別に病気、経済的理由、不登校、その他に分けて毎年、文部科学省へ報告をしているところでございます。

また、このうち不登校につきましては、不登校のきっかけと考えられる状況、あるいは不登校児童・生徒への指導の状況、そういったことなど詳細を調査、分析し、別途文部科学省へ県教委を通じて報告をしているところでございます。

本村では、平成22年度において、小学校で3名、中学校で4名、昨年の平成23年度においては、小学校で1名、中学校で4名が、不登校が原因で年間30日以上欠席している児童・生徒がおります。平成22年度の長野県における不登校児童・生徒の在籍比率は、小学校が0.4%、中学校が2.76%ですので、本村における不登校児童・生徒の小学校、中学校の合計の比率で

比較しますと、県平均よりやや低い状況となっております。

ただいまご説明を申し上げましたのは、あくまでも国が定めた基準によります不登校対象者数でありまして、不登校以外の理由で長期欠席している子どもたち、または欠席日数にはカウントされない保健室登校、放課後登校をしている子どもたちも存在しているところです。村教育委員会では、不登校児童・生徒のみならず、このような子どもたちへの支援を、本村における重要な課題ととらえまして、毎月実施しています3校校長教頭会議、そこにおいて配慮を必要とする児童・生徒について、現状や原因となっている事項、今後の支援の方向などを各学校から一人ずつ報告を受けまして、指導助言や関係機関との連絡調整をとって対応しているところです。

議員さんからは、原因の把握といった質問内容でございましたけれども、不登校の原因と一口に言いましても、さまざまな状況がございます。昨年度の例から具体的に申し上げますと、学校に関する要因では、いじめを除いた友人関係をめぐるトラブル、教職員との関係をめぐるトラブル、進路にかかわる不安、進級時の不適應等がございました。家庭に係る要因では、家庭生活環境の急激な変化によるものもございました。本人に係る状況では、生活リズムの乱れによるもの、不安などの情緒的混乱によるもの、意図的な拒否によるものもございました。また、これらの今申し上げた要因が複数重なり合っている場合もございました。

不登校の対応策に関するご質問についてでございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、不登校の要因や背景は複雑多様であり、教育上の問題だけでとらえることが困難な状況になってきているところです。このような状況のもと、本村では、平成22年3月に長野県不登校対策検討委員会が策定をしました不登校対策の行動指針に基づき、1つ目として、不登校未然防止のための学校づくり、不登校の早期発見・早期対応、不登校児童・生徒への継続的できめ細かな支援の3点を不登校対策の取り組みの方向性として、それぞれ具体的な対策を講じてきているところです。

この県の不登校対策の行動指針に基づきまして、県下各市町村の教育委員会でも対応してまわっている中で、最近のここ3年間の状況等を見ますと、県下の不登校児童・生徒も減少の傾向に転じてきているという状況でございます。

今、申し上げました3つ目のうちの、対応策の1つ目でございますけれども、不登校未然防止のための学校づくりでは、児童・生徒の立場に立った楽しい学校づくりを推進するため、学ぶことの楽しさが味わえる授業、わかる授業、そういったことを目指し、きめ細かな指導や、児童・生徒が主体的に参加できる授業に努めてほしいということで、教育委員会ではそれぞれ校長、教頭等に指示をしているところでございます。また、各学校における相談支援体制の充実を図ることから、中学校においては、村の費用によって心の相談員を配置をしているところでございます。

2つ目の不登校の早期発見・早期対応の関係につきましては、学級診断アセスメントと言われるQ-U調査を昨年度から全児童・生徒を対象に村の費用で実施をし、児童・生徒の実態の再確

認に努めているところでございます。毎月開かれる3校校長教頭会議で教育委員会に報告があった児童・生徒につきまして、必要があれば住民福祉課と連携をし、福祉や医療との連携にも努めているところでございます。

中学校に入学した1年間で、不登校が急激に増加すると言われていた、いわゆる中1ギャップへの対策といたしましては、小中連携の観点から、中学校の教員が小学校6年生に対して授業を行う出前授業を昨年度から実施をしており、好評をいただいているところでございますので、継続してまいりたいというふうに思っておりますけれども、中学校への興味、関心を高め、教科担任制への不安を小学校から中学に上がる子どもに対して、そういった不安を軽減するようにも努めているところでございます。

3つ目の不登校児童・生徒への継続的できめ細かな支援でございますけれども、一人一人の不登校児童・生徒に対応するためには、担任の先生一人に任せるのではなく、関係する職員やスクールカウンセラーなど、チームによる支援が有効的であるというようなことから、各学校では校内委員会を設置をしていただきまして、児童・生徒や保護者に対する相談支援体制の充実に努めているところでございます。また昨年度から中学校では、県教育委員会が実施をいたしております活用方法選択型教員配置事業によりまして、不登校等児童・生徒支援員として非常勤講師を1名配置をしていただいております、定期的な家庭訪問や相談室での学習支援を実施しているところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、不登校の要因や背景につきましては複雑多様でありまして、これを実施すれば、すべて解決するといったものではございません。村の教育委員会といたしましては、対策の進捗状況を随時点検をしておりますとともに、効果的な取り組みについて各学校と情報を共有して今後も対応してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、村の子どもたちが不登校ということにならず、毎日を明るく学校生活で過ごせるように、今後も引き続き対策を講じていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（下川正剛君） 小林議員、白馬高校について質問してください。

第10番（小林英雄君） 教育長から答弁をいただきました。この後、続けて白馬高校の問題に入りますけれども、私も今、長々とお話をいただいたんですけれども、北小学校、それから南小学校、それから中学校と教頭、校長とお会いしまして、北小学校については、不登校は一切ございませんと、非常に明快な…。

議長（下川正剛君） 小林議員、一問一答方式でありますので、教育問題についてということで、1番、2番を一括質問をお願いいたします。

第10番（小林英雄君） はい。それから、南小学校についても同じ返答で、もう一切不登校はありませんと、中学校の方につきましては4人というふうに教頭が言われていました。これについては把握されているということでしょうか。

議長（下川正剛君） 小林議員、一問一答方式でありますので、小林議員の場合には教育問題についてということで、不登校について、それから白馬高校についてということで2問を通告してありますので、白馬高校についての質問を終了してから、再質問をお願いいたします。

第10番（小林英雄君） はい、申しわけありません。

それでは、白馬高校について、大北地域の高校として貴重な存在ですが、再びその存続が懸念されております。このことについてどう考えていますかという、そういう質問でございます。村長をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員の白馬高校の存続についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

県教育委員会では、平成18年3月、高等学校改革プラン実施計画。平成19年6月の高校再編の新たな方針、基準。平成20年9月には、長野県高等学校再編計画の骨子などが示され、普通科がある大町、大町北、白馬の3校のうち、2校を再編統合するのが適切であるとの再編計画が示されてきた中で、白馬高校を育てる懇話会や、懇話会の中の専門委員会の中で、魅力ある地域高校として白馬高校の存続を要望してくる中、平成21年6月には、おおむね平成30年ころまでに実施する予定の第1期長野県高等学校再編計画が決定をされました。

この第1期再編計画では、大町高校と大町北高校を再編統合し、適正な学級規模を持った新しい高校を設置する、白馬高校については現状のまま存続することが決定をされました。このことは、白馬高校を育てる懇話会や、懇話会の専門委員会での地域意見を集約しながら、県教育委員会へ粘り強く地域要望を訴えてきたこととともに、大北地域のPTA関係者の皆様の深いご理解とご協力のもと、白馬高校が存続することとなったところであります。

その後も、白馬高校を育てる懇話会の開催、懇話会の中で魅力づくり検討委員会を継続して開催をしてまいり、県教委の第1期長野県高等学校再編計画の決定を受けて、白馬高校が存続していくために魅力づくりはどうあるべきかなどの意見交換を重ねてきたところでございます。

現在の状況でございますが、ご承知のとおり、この春の募集定員80名に対し入学生徒は49名と、定員に満たない大変厳しい状況となっております。高校再編の新たな方針、基準の2学級は確保はできるものの、生徒数確保が今後の大きな課題となっております。定員割れを少しでも解消していくためにも、懇話会や検討委員会などの提言を受け、白馬高等学校長を中心に検討をいただき、平成25年度からの新教育課程の実施にあわせて、現状の教育課程の見直しなどを行っているところであります。

検討事項の1つ目としては、普通高校のあるべき姿としては、生徒の進路希望にこたえる教育課程の設定。2つ目としては、大町新校の募集開始は平成28年度であるが、独自の教育内容を整えていくとともに、この地域のもう1つの普通科高校としての教育課程の編成。3つ目としては、平成11年度から実施しているアルプスコースの科目の検討。4つ目としては、キャリア教

育・職業教育としての必要なものを総合的な学習において行うなど、適切に配置しての効果을上げていくなど、これらの検討事項をより詰めて実施していくとされているところであります。

いずれにいたしましても、大北地域普通高校2校のうちの1つとして、普通科での学びを希望する生徒一人一人が、それぞれの進路希望をかなえられる学校、地域に根差し、地域に貢献できる多様な人材を育成する学校像を目指しながら、今後も地域住民、保護者の意見を把握をしながら、地域高校としての存続をしていくための魅力づくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。それには、白馬、小谷両村の議会の皆さん方、地域住民や保護者一人一人の熱意あるご意見、ご提言が欠かせないものと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思うところでございます。

白馬高校の存続については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 教育問題について答弁がありました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） ここに長野県民新聞、これはご覧になっていると思いますけれども、これは4月25日に発行されたものなんですけれども、進む少子化ということで、これは今、村長に答弁いただきましたけれども、これによりますと、この12区の白馬村のところに目を転じますと、白馬高校のあり方を、これ白馬高校は存続が大変危ないということが書かれております。それで、先日も校長にお会いしましたら、このままではいわゆる少子化、これがもう物すごい勢いで進んでおります。この新聞のデータをちょっと紹介しますと、これは平成25年、つまり来年ですね、来年には14歳の子どもが91人ということで、それですと特に大分先ですけれども39年度、ここらあたりに来ますと、もうゼロ歳児というのは68名、こんな表になって出ているんで、もう当然、近々この白馬高校の存続は検討の余地があるというようなことを言われております。

今、村長は白馬高校を育てる懇話会の話を読まれたけれども、そもそもこの白馬高校を育てる懇話会というのは、具体的にはどういう組織で、定期的に会合を持たれているのでしょうか。ちょっと説明していただけますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 白馬高校を育てる懇話会の関係につきまして、組織はどのような位置づけだというようなことのご質問でございますけれども、白馬高校を育てる懇話会は、こういった高校再編の問題の関係の前から、たしか平成9年でしたか、発足をしておりまして、白馬の村長が会長、小谷の村長が副会長、それから両村の議会の議長さん、担当の、白馬でしたら総務社会委員さん等、また商工会長さん、校長先生方、学校の先生方、それからPTAの会長さん方、同窓会の会長さん方、たしか総勢35人ぐらいで組織をされておりまして、先ほど村長の方から答弁いたしましたけれども、一応、県の高校再編計画では白馬高は存続するということが、第1期

で決まったわけなんですけれども、その第1期再編計画が県教委から出される前に、大町、白馬も含めて普通科高校3校を1校減らすというような動きがあったものですから、平成20年ごろ、21、22年ごろ、平成19年、その辺のところでは頻繁にこの懇話会を開催しておりました。

そういった中で、先ほど小林議員ご質問ありましたように、今後10年先、また大北地域の子どもたちが中学校から高校に上がる子どもたちが100名ほど減ってくるという状況は、数字的に明らかになっておりますので、子どもが減ってくると1学年1学級40人としても、100名からという2学級が減るというようなことが計算上出てきますので、そういったことが危惧される中で、魅力ある高校として存続していくことができるために、この白馬高校を育てる懇話会で魅力づくり等について協議、検討して、アルプスコースをつくったりというようなことを経過の中で踏まえて対応してきている、そういったことの協議をして高校側にお伝えをし、県教委へも今までの経過の中でお願いをしてきていると。

その懇話会の中に検討委員会といますか、魅力づくりの小委員会も設けて、平成18年以前でしたか、ウイング21で白馬、小谷の関係の皆さんのご意見も聞いたりというような経過もあり、こういったことについては、平成19、20、21の段階で議員の皆さん方にも、村長の議会定例会の開催のたびに、その経過を報告しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 教育長、懇話会の回数をという質問なので、答弁を。

教育長（福島総一郎君） 回数についてですけれども、平成22年の12月までについては1年に1回程度開催をしてきておまして、それ以降については、先ほど言いました懇話会の中の検討委員会において、その検討委員会の議長は宮澤県会議員さんですけれども、その検討委員会において、魅力づくりについて両村の教育委員長、教育長、また高校の校長等で会議を重ねて、アルプスコースの検討等、魅力づくりとその対応について検討してきておりますので、懇話会自体は平成22年の12月以降、2年間ほど開催されておりましたけれども、この6月の25日に開催するという、先日そういうことで会長等と相談する中で、日にちが決まっておりますので、一応お知らせをしておきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。小林議員、先ほどの不登校の質問に対しての再質問をしてください。

第10番（小林英雄君） 今、白馬高校の話なんですけれども、何だかこの懇話会の性格が余りよくわからないし、伝わってこないし、まして学校の生徒でもいけば、また別なんですけれども、ちょっと疎いもんですから、伺ったわけなんですけれども。

先日、学校へお邪魔したら、もう校長は、自分は誇りを持ってこの学校に、こんなすばらしいところで仕事ができるというのは、もう大変幸せだということを力説していました。それで、もうできることならここから動きたくないと、物すごい自信、何かもうほかへは行きたくないと、

随分いろんなところで経験されている校長さんですけれども、そう言っていて、これは大変頼もしい限りなんですけれど。

ただその一方で、もう既にキャンパス校になる候補だということも同時に口にされているんですね。ですから、これはもう少子化がこれだけ進んできているわけですから、もう時間の問題だと思うんですね。懇話会がいろいろ話し合いをしてみたところで、この急激に進む少子化ですから、これはちょっと防ぎようがないんじゃないかというふうに、私は校長の話聞きながらそう思いました。

それで、それともう1つ、白馬高校のレベルの問題なんですけれど、これもちょっと伺ったんですけれども、これは村長でも教育長でも結構なんですけれども、5科目仮にあったとして、100点満点500点、400点、300点、平均以上、ここの白馬高校のレベルはどうですかと伺ったら、黙っちゃって、150点ぐらいじゃないかと。そうするととてもね、進学志望、ああいう学校行きたい、こういう学校行きたいと言っても、そういういわゆる学力の面で、かなり難しいということを嘆いていらしたんです。しかし、そうは言っても、ここで自分は何としても踏ん張りたいんだということを力説しておられたんですね。

その学力の問題については、村長でも教育長でも結構なんですけれど、今、校長は正直にそういうふうに言っているんですけども、大変深刻だと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方からお答えをさせていただきます。今後の白馬高の存続について、今の状態でいいのかと問われれば、私も非常に厳しい状況だというのは、少子化に伴う生徒数、何はともあれ生徒数の減少であります。

ちなみに、本年度の1年生は49名、2年生が53名、3年生が61名ということでありまして、来年度はこの61名の皆さんが全部卒業されるわけですね。そして入ってくる数を見ると、また入学者の数の方が少ないというような見通しであります。加えて、今、白馬中学校から白馬高校へ進学する方が、たしか二十七、八%だったと記憶しております。そして小谷が21%弱ですかね。それで、私らがこの白馬高校を地域高校として存続させるための一番の中心は、小谷の学校から来る生徒さんが50%はいるという、当初の想定であったわけでありまして。

そうした状況の中で、小谷中学からの白馬高への進学者が20%という、そうした環境が大きく変わったということも、大変憂えるところではなかろうかなと、こんなふうに思いますし、少子化の中でも、なぜそうなったかということを考えれば、やはりこの通学以外のところへ、松本方面、そして長野方面へ出ていかれる生徒さんも非常に多くなってきているということも影響はしていると思います。

ただ、そうしたことばかりを私は嘆いていても仕方がないというふうに思いますし、そういっ

た面では、先ほど小林議員、懇話会の果たす役割の思いが伝わってこないというお話をされましたけれども、それぞれ関係をしている皆様が委員として出席をしておりますので、この大北に果たして普通高校2つあっていいのかということからも、新たな白馬高校としての特色ある地域高校としてのカリキュラム編成をいかにしていくかというのも、これからの課題であろうかと思えます。

一応、第1期の結果としては、地域高校としての白馬高校の存続は決まっておりますので、我々としては、今までのこの白馬村で、白馬村とともに育ってきたこの高校を、何とか存続したいという意味合いでは、決して悲観的な考えではなく、前向きにこれからも取り組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） まさに今、ぎりぎりのところへ追い込まれているというのが私の認識です。いろんな、私も何人か白馬高校の先生、存じ上げておりますけれども、そんなに議員さん学校教育のことが心配だったら、もう犀峽高校とか、中条高校とか、キャンパス校をもう見てね、その実態を見て、そして改めて白馬のことを考えた方がいいですよということを単刀直入に言われました。私はまだ見に行っていないけれども、40人くらいの生徒がね、そういうところで勉強されていると、そういう実態は想像がつかます。

やっぱり単なるこれは少子化ということに尽きると思うんですけども、特段の手だてを今、本当にももちろん議会もそうですし、教育関係の方はもちろんそうですし、教育委員会、行政、それからPTAですか、そして何よりも、せっかくそういう白馬高校を育てる懇話会というのが現実にあるわけですから、本当に中身のある話し合いを詰めに詰めて、今まさに、もう待たなしの時期ではないかというのが私の認識でございます。

それで、すみません、先ほどの不登校のことを最初に伺ったんですけども、ちょっと確認させていただきたいんですけども、北小のことなんですけれども、昨年ですね359人、これは生徒の数ですね、児童の数ですね。23年度、つまり去年が359人、今年338人になっちゃっていますね。これが減り方が随分急激なんですよね。それまではこの5年間でもって、平成20年が370名、それから368、365と、ここあたり二人とか三人とか、ところが昨年23年と24年と比べると一気に21名の減なんです。これは何か教育長、認識ございます。この減り方はちょっと異常なんですけども、何か考えが、何か感じられていますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 確かに子どもの人数、小学生の人数については減ってきておりますけれども、出生の関係でそういう状況になっているということで、年度によって少し減る年と、そうでない年があるというようなことの分析の中で承知はしておりますけれども、そのほかの理由に

についてはちょっと把握はしておりません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、先ほどのいじめはないというふうに伺ったというような再質問をしたわけですが、その関係についてはよろしいですか。

第10番（小林英雄君） 今、これからやります。

議長（下川正剛君） 小林議員。

第10番（小林英雄君） すみません、それでは先ほどこういう今の時代、非常に教育長のお話ですと、つかみにくいと、水面下で何が起きているかわからないというような、そういう意味ではちょっと極めて危険な世の中だなと思うんですけれども、ちょっと確認なんですけどね、これはある保護者の方から、私は全然存じ上げなかったんですけれども、いわゆるツイッターというんですか、日本語に訳すとつぶやきですか、何か140字くらいにまとめて、それが次々にそういう形を送りつけられて、白馬中学へ入学できなかつたと、そういう事例知っていますかと言われて、私は存じ上げなかったの、そんなことというのは事例としてあったんでしょうか。ちょっと伺っておきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） パソコンによる迷惑メールという言い方がわかりやすいのかどうか、今言ったツイッターとか、そういったようなことで、小学校から中学校へ入学するような段階で、たしか一昨年でしたか、果たしてそれがすべてかどうかはわかりませんが、そういったことが要因で転校というような状況は、学校の方から報告を受けてお聞きしております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） そういう事例があったというふうに解釈してよろしいですね。何かこれ、よく知っている方は知っている話だというようなことも伺っているんですけれども、何か警察もね、この件で入ったというようなこともありますけれども、そんな話も聞きました。これ私、交番で確かめてきたんですけれども、そんなことがあったようです。そのときにどういう対応をされたのか、ちょっと説明いただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 先ほども申し上げましたけれども、学校の方から報告がありました。それがすべて、先ほど言いましたように、いじめも不登校も1つの要因だけで、すべてがそうだというふうに決めつけるのは非常に危険だと考えております。幾つかの要因が重なって、あるいはまた保護者や子どもさんの希望もあってというようなこともありますので、その対応については、学校の定例の教育委員会、あるいは報告を受けた段階で教育委員会で話し合い、学校長、教頭に指導をし、よく保護者、また子どもさんと懇談をして対応をするように指示をしてきているところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員の質問時間は、答弁を含めてあと15分です。

質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） それでは教育問題を終わりにして、新ごみ処理施設の建設の問題に移らせていただきます。

2つ目の事項でございますけれども、新ごみ処理施設建設問題につきまして読み上げます。この北アルプス遊・交・学ですね、北アルプス遊・交・学というのが発行されております。ナンバー55で、新たな焼却施設の建設候補地を大町市、白馬村、小谷村から推薦していただきますと、ごみの問題ですね、ごみ処理候補地の選定の概要も書かれております。

それで質問ですけれども、新ごみ処理施設建設問題、1つ目として、この遊・交・学によりますと、9月までに関係3市村から候補地を推薦していただくことにしましたとあります。関係3市村で、それぞれ1カ所を推薦するという意味でしょうか。

それから、2つ目は地域の課題や振興策とあわせて推薦していただくと思いますが、地域とはどの範囲をいうのですか。また振興策として何を考えておられるのか。簡潔な答弁をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員、2つ目の、新ごみ処理施設建設問題についてのお尋ねでございます。小林議員からは毎回のごみ処理施設建設問題についてご質問いただいております。端的な質問でございます。私の方からも端的にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、候補地の推薦に関して、3市村でそれぞれ1カ所を推薦するのかというご質問ですが、これについては、広域議会において太田伸子議員からも同様の質問がございましたけれども、本村では、もし複数の候補地の立候補があれば、1カ所に絞ることはせず、そのまま複数推薦をしていきたいと思っております。

2つ目の地域とはどの範囲か、振興策として何を考えているかのお尋ねであります。白馬村では地域、すなわち建設用地として立候補する地元行政区というふうを考えております。ただ要望される振興策が、例えば道路だとか、水路とかになりますと、当然その支点、終点は1行政区にはとどまらない可能性もあり、文字どおり地域という表現が正しくなりますし、例えば公民館の建てかえとかになれば、それは行政区だけの考え方ということになってまいります。

振興策の具体的中身につきましては、一例として村が秋に開催している地域役員懇談会で、地区からの要望として取り上げられ、話題となっているような事業が考えられますけれども、多種多様であり、行政の方から断定して申し上げられないと同時に、我々の方から申し上げるべき筋合いではないというふう理解をしております。したがって、この振興策については、この場ではお答えをできかねるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

ごみ処理施設建設問題については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） この新たな遊・交・学に書かれている部分なんですけれども、ちょっと現状については伺ってよろしいでしょうか。今、そういう手挙げ方式という言葉で、今、表現されているんですけれども、今、現実には小谷、白馬、大町、この3市村で具体的に手を挙げられたところというのが、もし、なければならぬ結構なんですけれども、ありましたらちょっとお教えいただけますでしょうか。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 手挙げ方式による候補地がどこか、手が挙がったところがあるというようなことは、まだ現状では私は聞いておりません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） それから、これはちょっと心配の種なんですけれども、これについてはまだ定かではないと思うんですけれど、今後の流れというところの、矢印の下から3番目ですね、広域連合内に設置する選定会議、これは括弧して仮称と書いておりますけれども、この候補地の絞り込みですね、これはまだ絞り込みの段階にはとても至っていないということは、今よくわかりました。

それでもう1つ、その上ですね、関係3市村がそれぞれ候補地を広域連合に推薦というふうに書いてあります。9月末までということなんですけれど、これは実際にこういうことはその期間的にですね、実際に幾つか候補地が上がってきて、それを絞り込む作業があると思うんですけれども、9月末までというのは実際は大丈夫でしょうか。それをちょっと、感想程度で結構です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 9月末までに立候補地を村として推薦したいというふうを考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） 大変簡潔に答弁をいただきました。ありがとうございます。

そうすると、この選定会議というのはこれは仮称ということで、まだ命名されていないということですね。それから私が心配するのは、やはり候補地ですね、候補地が実際に手を挙げて、それで推薦の段階になって、それで先ほどの振興策のことなんですけれどもね、これがいろんな形で、まだ今のところでは、まだ具体的には申し上げられないというお話なんですけれども、これは相当、仮に白馬村のある地域で手を挙げたと、それでいろいろ協議をして、候補地として浮かび上がっていると、それでそのときにいろんな振興策が当然施される、これは振興策という言葉が実際に書いてありますから、そうなりますと、ほかの隣接する地域なんかでのトラブルとは言いませんけれども、住民感情という点で、そういうことは十分考えられるわけですね。ですから、その辺についての配慮は、今のところ何か考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） まだその辺、どういうところが出てくるのか、今の現状では想像もつきません。したがって、今、断定的なことは申し上げられませんけれども、地元の地区の皆様の合意の中で、ある程度そういうこともお考えをいただくということも、あつてはいいのではないかなという思いはしております。しかし、それは私が言っていることで、その場所によって、隣接するという場所が果たしてあるかないかもわからない。ですから、現状ではそういうことというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） それからあと、ちょっと確認なんですけれども、仮に関係3市村から推薦された候補地ですね、これが1つの絞り方の基本といたしますかね、広域連合ではだれがどういう基準で絞り込みをなさるのでしょうか。この辺については何か具体的に考えられていることありますでしょうか、ちょっとお答えいただきたいんですが。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 選定会議につきましては、まだ3市村の担当課長会議の中でも、その人選方法、またどういうポイントで絞り込んでいくかということについては話し合いが持たれておりません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） あと何分でしょうか。

議長（下川正剛君） あと答弁を含めて4分少々です。

第10番（小林英雄君） それじゃあ、もう時間がなくなってきましたけれども、いずれにいたしましても、このごみ処理施設、私は今後の流れのところではやはり心配をしております。9月まで、それで10月に決定というようなことが言われておりますけれども、私はその日程的にはちょっと無理なんじゃないかなという感じがいたします。絞り込みも大変難しいと思います。

それはさておきまして、もう終わりますけれども、いずれにしても、実際にどういう形で決着がつくか見当もつきませんけれども、いずれにしろ、今、全国至るところで高額な負担、過大なものをつくってしまったために、大変な住民が負担を強いられているという事例もたくさんございます。それから多額な借金の返済、それから油代なんかも高騰しています。それから補修、維持管理ですね、そういう大きなものをつくっちゃったために、燃やすごみが逆でないという深刻な事態も生まれております。もう本当にけしからんと思うのは、それならば産業廃棄物、廃プラスチック、産業廃棄物、灰、産廃、産廃であるところの食品残渣というんですかね、そういうものを一緒に燃やしてしまえという、これは国がそんな指導をいまだにしています。こういう先進国はどこにもありません。

そういう意味で、私たちこれからごみ問題を考える上で、特に東日本の震災、福島の体験もございます。今、非常にスリムな生活を心がけようという新たな意識が生まれております。私たち

はそういう意識をこれからも持ち続けていきたいと思えます。これからも、ごみ処理施設の問題については発言をしてみたいと思っておりますが、いろいろ先進地の話もございます。特にご提案したいのは、横浜、鎌倉、名古屋、こういったところは大変にすぐれた、住民が一致結束して、いい方向へ進んで決着したという、そういう事例もございますから、また改めて提案したいと思えますけれども、そういう我々が、今はもう決して何でもかんでも燃やす時代ではないということを最後の言葉といたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第10番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

議長（下川正剛君） 一般質問を再開をいたします。

第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。私は3問通告してございます。本日は、まず、人・農地プランについて。次に、買い物弱者、また生活弱者問題について。そして最後に、振興公社事業について。以上3点をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

まず、最初の質問に早速移らせていただきたいと思います。我が国の農業というのは、非常に厳しい状況が続いているわけで、当村でも決して強い農業ではないという状況だと思えますが、持続可能な力強い農業を実現するためということで、国で基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があるという認識のもとに、本年は全国で農林水産省の指導によって地域農業マスタープラン、いわゆる人・農地プランの作成が進められております。そこで当村の取り組みについて、以下5つについてお伺いをいたします。

既に農業者には説明会をし、アンケートを実施しているところでございますが、その結果の集計は当然に終了していることとも推察いたしますけれども、それらも踏まえ、当村の農業の抱える具体的な問題点とは何であると把握されているか。また、実際のプラン作成への取り組みの状況をお伺いいたします。

次に、2月開催いたしました説明会の折には、プランの作成において、このプラン作成は集落への話し合いのほか、特に市町村設置の検討会というところを経てプランが作成されていくわけですが、そこにおいては地域での農業委員が中心となるという言葉でご説明がありましたが、それでは、農業委員会におけるプランへの取り組み状況はいかがであるかをお伺いいたします。

また、プランによりどの程度の農地の集約が見込め、また遊休農地の解消はどの程度進む見込みであるかを伺います。このプランは農地の集約ということを非常に重要視をいたしまして、面的な部分を集めましょうというところ、出し手のところにも補助金、助成金を出すという形に変

わってきております。また遊休農地に関しましては、遊休農地をそのまま出すということは助成金の対象にはならないということで、遊休農地をまず解消してから集約の方に向けましょうという形で助成金が出るという形で伺っておりますが、それらの解消はどの程度進む見込みであるかということをお伺いします。

また、このプランというのは強制の参加ではありませんので、プランに入らない農業者であるとか、小規模農家も当然に存在することとなりますし、また大きな農業者、担い手等々の農業者だけに頼らない多重的な小さい規模の農家もいるというところで、逆に言えば強い農業ができるのかもしれないという面も持っているわけですが、それらの今回のプランに入らない農業者、小規模農家などへの支援策はどのようなものと考えていらっしゃるかをお伺いいたします。

また、このプランの作成により、将来に向けての大事な課題であります農業の6次産業化に向けてですが、これはどのように推進されていくのであるかということ。

以上、5点についてお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から人・農地プランについて、5項目にわたってお尋ねをいただいております。まず最初に、人・農地プランについての1番、当村農業の抱える具体的問題点と、プラン作成取り組み状況、農業委員会でのプランへの取り組み状況については、相互に関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

当村の農業の抱える具体的な問題点と、プラン作成の取り組み状況であります。主な問題点として2つあると考えております。1点目は、農業者の高齢化、後継者不足により耕作できない農地が増加しており、多くが農業法人に耕作をしていただいておりますが、軒数が多くなり過ぎて限界に近い状況でございます。今後も、さらに耕作を依頼する農地が増加をすと思われ、受け皿となる担い手農家が不足している状況であります。

また、山間部の農地はイノシシやシカなどの野生鳥獣による農作物被害が多いことから、耕作放棄地が増加をし、平成23年度の耕作放棄地は、水田が21ヘクタール、畑が12ヘクタールとなっております。

2点目は、今まで米作が白馬村の農業の主力になっていきましたが、最近の米の消費量の減少により米価は低迷していることから、米にかわることができる他の農作物を生産をする必要があります。今までも白馬の特産品とするために、村でも取り組んできましたが、なかなかよいものがないのが現状でございます。

次に、人・農地プランの取り組み状況については、2月に農家懇談会を開催をし、農家に概要を説明し、3月には地域農業の将来、人と農地の問題に関するアンケートを実施いたしました。調査結果では若年の農業者が減少し、高齢化が一層進み、耕作放棄地が増加するという回答が大半でありました。また、今後の経営、農地に対する考え方としては、6割の皆様が今の現状を維

持していくという回答でありました。このプランは、それぞれの集落、地域において徹底的な話し合いを行い、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となります。範囲については、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域エリアとすることが基本とされ、6月の白馬村農業再生協議会で決定をしたいと考えているところでもあります。その後、話し合い等を受けて原案を作成し、エリアごとの農業関係機関や農業者の代表で構成する検討委員会を開催し、地域の皆さんで今後の展望を描いていただくことになってまいります。農業委員は営農支援センター、農協等とともに検討会のメンバーとなり、このプランの作成とあわせて遊休農地解消のために所有者に対する農地の利用推進のための指導をしていくこととなります。

3番目の農地の集約見込み、遊休農地の解消はどの程度進むかとお尋ねですが、農地の集約見込みと遊休農地の解消見込みではありますが、各農家の意向や担い手農家等の状況を十分に把握して、地域ごとに策定をしていくこととなります。現在の段階では、まだどの程度の集約解消ができるか見込みが立たない状況でございます。

次に、4番目のご質問の、プランに入らない農業者や小規模農家への支援はどの程度お尋ねでございますが、青年就農者の定着支援、経営体に農地の利用集積、資金の金利負担提言がこのプランのメリットであります。農業者、小規模農家への支援は、従来からの中山間地域等直接支払交付金、農地・水保全管理支払交付金、農業者戸別所得補償制度などになりますけれども、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題に対する5年後、10年後の展望を地域の皆さんにぜひ描いていただきたいと、このように思っております。

次に、プラン作成による農業の6次産業化への推進であります。プランの作成により、農業の6次産業化への動きはどのように推進されていくのかというご質問でありますけれども、農水省では雇用と所得を確保し、若者や子どもも集落に定住できる社会を構築するために、農林漁業生産と加工販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農産漁村の6次産業化を推進をしているところであります。

村では、地域ぐるみの取り組み、経営の多角化、複合化による、もうかる農業の実現に向け、このプランの取り組みに対する施設整備等についての支援は考えているところであり、生産者みずから加工、流通、販売への取り組みをするとともに、地域資源を活用しながら、地域で活躍している女性の斬新なアイデアや自由な発想を取り入れ、食品製造業などさまざまな異業種との連携による商品開発や販路拡大、新たなサービスの形成等、6次産業化の取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

この6次産業化については、この問題が起きる前から、私自身の思いとして、6次産業化への道筋を探るといってお話は機会あるごとに申し上げてきたところでございます。そうした自主的に主体的にやろうとする皆様のバックアップをしていくことは、もう当然のことと考えております。

一応、人・農地プランについてのお答えをいたしましたけれども、足りないところはまた再質

問でお願いをいたしたいと思います。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） このプランにおいては、農地の集積を進めるということが、まず第一義的にあるということだと思いますが、当村においては平成19年度に1村1農場構想というのがありまして、農業生産法人の方に土地を一括して貸し出しをし、法人から委託を受けるという形で農作物の生産をしているというような形がまだ続いているはずだと認識しておりますが、そのときに伺うと、JAアグリサポートの方におよそ百数十ヘクタールぐらいの部分が、そういう形になっているというふうに伺っています。この人・農地プランにおいて、この1村1農場構想との関係というのはどのようになるかということをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） それにつきましては、一応、今後プランの作成に当たり、あわせて中で村としても原案を一応作成しますので、その中で検討してまいりたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） プランの中では、要するに今までの農業法人の部分を侵さないというところがうたわれてきております。なので私、今このお話をお伺いしたわけなんですけれども、このところがクリアできなければ、農地の集積がきちんと新たな形でできないという思いがあるのです。ぜひこのところを丁寧にやっていただければと思っております。

それで、次にですね、最初の質問の中で、現状の問題点の把握というところで2点お伺いしておりますけれども、米の生産のところが、消費が減っているということがあり、生産も減らざるを得ない、あるいは売れなくなってしまうということがあって、米にかわる農作物の生産をしていく必要があるというふうにお伺いしましたけれど、ここについては村としてはどのように今、進めていらっしゃるか、お伺いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最初に、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。今、篠崎議員ご指摘のように、白馬村の農業といえば米の単作、農業に代表されてきておりましたけれども、今、実際、米の消費がこれだけ落ち込んでいるときに、もう米だけに頼る時代は何か過ぎたような気がしています。そういう点から、新たに米の生産にかわる農産物をいかに推進していくか、それを行政がどうやってバックアップしていくかということでもあります。

今、ある農家では、リンドウの生産を新たに始めて、とにかくその栽培をすることによっての年収、かかる経費、そういうものとにかく提案をし、そうした生産者を増やしていきたい。ある方は枝豆ですか、ああいうものの生産に力を入れていきたい。それから、そばはもともとやっておりますけれども、やはり農業で生きていこうとする方たちが、主体的にどういう選択をするか、これは農業者にかかってくる問題であり、我々としてはそれをバックアップをしていく

ということは基本的な考え方としております。

そして、その方々が主体的にやはり生産から製造、販売ルートに、流通行程に乗せるというようなことについては、私とすれば、今までの一般質問でも起こす起業家ですね、そういう方向へ進む人たちのバックアップをしていきたいというふうにも考えております。

それから、振興公社でも、今年から新たにそういった特産品を開発しようということで、取り組みも始めているところでございます。1つ例を申し上げますと、振興公社でおやきを売っていたところでありましたが、そのおやきをやっていた団体の皆様が、事情があってもうやめられたというようなことで、今、新たなおやきの開発ということで、ほぼそれが完成しつつあるように聞いております。そうしたことも、振興公社もみずから先導しながら大勢の人に参画をしていく、要するに6次産業化へ向けての主体的な取り組みをしていただける、そんなきっかけをつくりたいというふうに取り組んでいますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 先ほどから何回も村長の答弁の中にはバックアップという言葉が出てきておまして、そこに非常に期待するところなんです、具体的にはどのようなことをお考えになっていらっしゃるか、お伺いできますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 生産、加工、流通ルートへ乗せる中で、加工するときに、仮に加工用の機械が要るとかというようなこと、それから流通経路へ乗せるために、行政としてもできるだけバックアップというか、その橋渡しを、行政でできる部分については積極的に応援をしていきたいというふうに思います。

それに加えて、本来、ここの人・農地プラン、人と農地の問題にかかわってくるかもしれませんが、ここの白馬の地で農業で生きていきたいというような若者を、また迎え入れることも方策の1つではなかろうかとは思っておりますが、何とか農業でも生きられるという、1つの先進事例になるようなものにしていきたいという思いは強く持っております。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問は。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、実際のプラン策定のための事務的な部分のところをお伺いしたいと思いますけれども、集落や地域での話し合いというのが非常に重要になるというふうに位置づけられております。先ほども村長の答弁の中でも、徹底的な話し合いを行ってプランの作成に向けていくんだというお話がありましたけれども、農政がころころ変わっているということもあたり、農業に対する制度というのが非常にわかりづらいというところも持っているんですけれども、ここの集落や地域での話し合い、非常に重要であると位置づける話し合いを具体的にどのように回数的な部分、あるいは人数的な部分、あるいは行政の方で参画する方、どなたである

かというようなどころも含めて、どのように進める予定であるかということをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 今、話にあります国の制度がころころ変わるといような話の中でですね、村としても人員的には不足しておりますけれども、担当者は今1名で行っております。それに対応するために係長、課長が出向き、一緒に話し合いの中に参加することになるかと思っております。プランの特別委員会を設けますけれども、委員につきましては、一応行政は委員としては一応入らない予定であります。またプラン作成に当たり、今後は28年はなりますけれども、現段階では24、25、一応暫定的にプランを作成し、2年間かけてですね、じっくり話し合いの中で持っていきたいと考えております。

また一応、この間アンケートの結果を見ますと、先ほど村長の答弁にありましたが、6割の方が現状維持というような回答もありますので、じゃああとは4割の方はどういう形を考えているのか、そこら辺も含めてですね、現状維持ということは五、六年、5年ぐらいは多分維持できるんじゃないかという気もしますので、4割の方がどう個人的に思っているかにつきましても、これから分析をしてですね、話し合いの場に事務局として出席したいと考えております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） プラン決定前における検討会においては、メンバーのおおむね3割は女性であるようにということが、もう向こうから言われてきておりますけれども、なかなか女性が入るといことは、農業に関して入るといことは難しいかもしれないんですけれども、でも一応決められてきている割合があるということですのでけれども、この女性メンバーについては、どのように依頼をしていくご予定でありますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 現在、検討中でありましてけれども、JAの方にはですね、女性のメンバーがいますので、その女性メンバーを含めた中でですね、現在検討中であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 女性などに関しては、実は表には出ない、あるいは団体には入っていないけれども農業をやってみたい、やりたいという意識の方もいらっしゃいますので、公募という形がいいかどうか分かりませんが、さまざまな形で、ぜひ選任していただければと思います。

それでは、第2問の方に移らせていただきたいと思います。次は、買い物弱者、生活弱者についてお伺いをいたします。

現在では、もう高齢化や独居世帯、あるいは高齢者世帯の増加などの中で、買い物弱者が増加してきておまして、またその結果として、食の多様性が失われる、慢性的な低栄養状態となる高齢者などが増えていると言われております。また買い物弱者ばかりでなくて、いわゆる生活弱

者、簡単に言えば、ごみ出しに困るとか、ちょっとした外出に困る、そういった方々も増えてきていると言われております。

買い物弱者について申し上げますと、この6月に最新で農水省が発表したところによりますと、買い物弱者の定義を、最寄りの生鮮品販売店舗まで500メートル以上離れている自動車を持たない人と定義をして推定したところ、現在、日本全国では買い物弱者はおよそ910万人という結果が出ました。これはついこの間までは600万人、あるいは800万人とあって、この6月の統計によりますと、およそ910万人と推定というふうに出てきます。思った以上に早いスピードで進んでいるような気がいたします。

長野県内においては、14万人というふうに言われております。これは長野県の都市部、山間部、すべてを含んだ人口のおよそ6.2%ということになりますが、そうすると、それを白馬村に置きかえてみますと、人口9,000人弱ということで、単純計算しただけでも、ひょっとすると500名ほど近い方が買い物弱者になるのかという計算でありますけれども、その数字だけではなくて、農水省の方では食料品アクセスマップというメッシュ地図を出しております。これはホームページ等々を見ていただければわかると思いますけれども、それによりますと、メッシュ地図、500メートル平方のメッシュになっておりますけれども、白馬村内を見てみますと、これは各市町村でも出ておりますので、白馬を見ていただきますと、このルート148号線の一部を除いたほかのところは、ほとんど住民の8割以上が買い物弱者という定義に当てはまるという、そういう結果も出ているということです。

買い物弱者の背景というのは幾つか、生活弱者も含めてですが、その背景は幾つかに分かれるのではないかと思いますけれども、例えば買い物に関して言えば、地域密着型の小売店舗が減少してきた、家族構成人員が減少、すなわち独居世帯でありますとか、高齢者のみの世帯が増えてきたということ。身体的に抱える問題、例えば高齢者の方、移動に困難を来す方、体に障がいがある方等々で、歩くことや外出することに困難を覚える場合。そしてまた、これはもう当然ですね、交通手段がないということではないかと思われます。非常に多面的な問題を含んでいるということで、多面的な問題から発生してきているということですので、逆を言えば、さまざまな方法でその支援に取り組むことができるのではないかと思われます。

そこで、以下についてお伺いをいたします。いわゆる高齢の買い物弱者等について、あるいは生活弱者も含めていただけるとありがたいですが、村内の状況を調査しているのかをお伺いいたします。また、その把握されている実態の内容をお伺いいたします。

買い物弱者、生活弱者等の解消のためのみならず、生活の安心と見守りを兼ねた支援策のために、民間の業者などと提携するということをお考えになってはどうでしょうか。これは他の自治体によりますと、そういったいろいろな意味で提携して、情報の提供を受けているというところも見られますので、これについてどのようにお考えになっているか。

そして最後に、これは買い物弱者のことだけではないですね、村の総合的な福祉、制度だけでは救い上げられない、サポートできない、いろいろな意味での生活の中の困ったを解消するという意味の福祉のためにも、その専門職の配置、簡単に言えば社会福祉士等ですね、の配置を課の中に設置、配置を検討させていただければと思いますが、これについてご意見をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員2つ目のお尋ねでございます。買い物弱者、生活弱者についてお尋ねをいただいております。順を追ってお答えをさせていただきます。

平成24年3月に策定をいたしました白馬村高齢者福祉計画の策定経過において、高齢者福祉計画策定委員に各介護保険事業所の方からも加わっていただき、高齢者等と接する中から買い物についての要望など、間接的に現場における生のご意見を伺っております。現在、地域包括支援センターで高齢者等へ聞き取りにより、その状況の把握を行っているところでありますので、取りまとめには、いましばらく時間をいただきたいと思うところであります。

そもそも買い物弱者とは、先ほど篠崎議員からお話がありましたとおり、経済産業省においては、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のことというふうに定義をされております。確かにこうした交通弱者が、先ほどのお話では600万から910万人に増えているというような現実もあります。

その大切さは十分承知をしているところでありますけれども、白馬村で考えますと、白馬村や白馬村社会福祉協議会の福祉サービスでは、交通網という点で申し上げますと、村では福祉交通として乗り合いタクシー事業を行い、高齢者、障がい者への移動の確保を行っております。また、流通機能という点では、社会福祉協議会が行っているファミリーサポート事業で、高齢者、障がい者への買い物代行という制度がございます。また、流通の社会資源という点では、個人や民間で一部地域ではありますが、以前から移動販売が行われている地域もございます。また、高齢者等の買い物に関する要望におこたえをするために、移動販売事業を実施したいという事業者もございます。車両購入に当たって、村の支援を受けられないかというご相談も受けているところでございます。さらにコンビニエンス業界でも、インターネットによる登録などの制限はありますが、買い物の配達を事業化をしているという話も伺っているところであります。中には買い物代行だけではなく、同行して自分の目で見て買いたいという要望もございます。そのニーズも多様化していることも事実であります。

そういったことから、すべてに対応するということは多少無理があるにしても、このように買い物弱者に対しては、どこまで福祉サービスとして行うのか、現行サービスをもう一度検証することはもちろんでありますけれども、社会資源との調整、共存や、村内外にお住まいの家族とのかかわりも必要不可欠なものだと感じているところであります。ニーズは十分理解できるものの、

実行に移す段階に当たっては、また、ハードばかりではなくてソフト面で難しいところも含んでいるんだなということも、実感として持っているところであります。

次に、生活の安心と見守りを兼ねた支援策のために、民間業者と提携したらどうかというお尋ねであります。現在、村が民間事業者と委託業務として行っておりますサービス内容は、緊急通報装置貸与事業、配食サービス事業及び安心コール事業として生活の見守りを行っております。このほかに民間との業務提携として考えられるのは、新聞販売店や郵便局が考えられます。この点につきましては、担当課と白馬村地域包括支援センターとの調整会議の中でも出されており、個人情報保護法の問題や、具体的に何をどのようにするかなどについて、先進地を参考にしながら前向きに進めることを指示をしております。

また、もう篠崎議員もご承知のことですけれども、情報通信基盤整備事業で、村内に光ファイバーを全部張りめぐらせて、お年寄りの日々の生活実態を把握する、そのための基盤整備はできたというふうに考えております。したがって、財政的に余裕があれば、さらに投資をして機器を備えることによって、お年寄りの独居老人のお宅、あるいは老老介護のお宅等の生活実態を把握をすることができるような、そうした設備もできる基盤ができておりますので、状況に応じては、今後に向けて検討するに値することだと、このように思っております。

今回、ご質問の買い物弱者や生活支援等につきましては、白馬村高齢者福祉計画策定委員の皆様から、介護保険制度と村が行っている福祉サービスとのはざまに位置する住民のニーズに対して柔軟に対応し、弾力的な運用を図りたいとご意見をいただいておりますので、これまでに出示されたご意見や利用者等からの要望などを検証し、現行サービスにおいては、そのサービスの内容や対象者及び自己負担額など、必要な場合には制度改正することも視野に入れるよう、既に作業に着手をしているところであります。

それから、3番目の総合的な福祉推進のため、専門職の配置を検討したらいかがかというご提案であります。現在、福祉分野の専門職は保健師、管理栄養士、保育士を正規職員として配置するとともに、看護師、歯科衛生士、作業療法士などを、必要な都度、臨時職員としてお願いをしているところでございます。また村として必要な部分については、社会福祉協議会や大北社会福祉事業協会から、社会福祉士や介護支援専門員の派遣によりカバーをしているところであります。

社会福祉施策は、援助を真に必要としている方に、広く社会保障関連の法制度を使って提供していくことが重要であり、このためには、より専門的な知識を有する福祉の専門職の充実を図りたいと思っております。私としては、将来的には複数の専門職の配置についても検討の必要があると考えておりますが、どの程度の体制にしていくかなどのことについて、これは人事に関する問題でもありますので、慎重に検討してまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で、買い物弱者、生活弱者についてのご質問の答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 例えば買い物の困ったの解消について、例えば近隣を見ますと、小谷村では、やはりJAさんの方で移動販売を2008年ぐらいから始めていて、村の方でその車の購入に補助金を出している。あるいは大町市なんかで見ますと、八坂地区においては、これはもう昔からということでしょうけれどもね、JAの移動販売がずっと、ここ40年ぐらいずっと続いている。あるいは大町市内の大型店舗が1つなくなったことによって、市内の青果関係の業者であるとか、あるいは生鮮といいますか、お魚関係ですね、の業者の方たちが、それぞれにネットワークを持ってサポートしている。そして美麻地区なんかにおいては、逆の立場ですね、さっき村長がおっしゃいましたけれども、買い物に行きましようというところをお手伝いしている。これは社協が推進しているということなんですけれども。

そこでお伺いしたいんですが、社協のところで、先ほどもお話がたくさん出ましたけれども、例えばボランティアの活用なんかも、こういうところには非常に有効ではないかと思えますけれども、社協のところでは、このところに関して、制度的なところは今お伺いしましたけれども、実際、現場の困ったをどのようにくみ上げてきているのかというところをお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 社協の方でどのようにしているかというところについては、お聞きしているところでは、ファミリーサポート事業のボランティア、費用弁償程度のボランティアというところで、そういう事業を行っている。それ以外については、ヘルパーによる買い物の代行等があるというふう聞いております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ご答弁いただきましたが、それは今の現状、何をしているかというところであって、本来は声をすくい上げてくれることがまず第一ですね。声をどうやってすくい上げてきているかというところについてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 社協の方で、どのようにして声を拾っているかというところは、聞いてはございません。先ほど村長申し上げました、高齢者に対する聞き取り調査というところでは、例えば、包括支援センターの方で、地区名ですとか、病気とか、介護者はだれなんだとか、そういうその人の状況、食べるとか、つくるとか、買い物について、どうしているんだとかいうところを現在調査をしているということでもあります。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 今、包括のところ、高齢者のところは聞き取り調査をされているというお話だったんですけども、じゃあ高齢者に限らずですね、体に障がいがあって、なかなか外出が思うようにできない、あるいは買い物や生活に困っているというところの声は、どこがすくい上げてきているんでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 障がいの担当者、それとか保健師等でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ぜひそれらの、今お伺いしますと、それぞれのところで、包括であったり、あるいは担当のところであったりというところでございますので、ぜひそのところを情報を共有することによって対策が出てくる、そしてまた業者との話し合いも必要になりますし、業者側、あるいはサポートする側の事情のところも、うまく抱き合わせをして話をしていないと、このサポートはできませんので、ぜひそういった協議会、連絡会というところを密に行っていたくようをお願いしたいと思います。

もう1点だけお伺いしたいと思います。この買い物弱者の中のところをサポートしている、支援している策の1つとして、先ほど配食サービスというお話がございましたけれども、配食サービスのところは、昨年、これ私3月のところでもちょっと触れましたけれども、昨年からの減額のところの範囲が狭まりました。それで今までよりもお金がたくさんかかるというところで、配食サービスを実際にやっていらっしゃる業者のところ、私はお話を伺ってまいりましたけれども、2食とっていたものを1食にして、それをご夫婦で分け合って1日食べているというところも実際あるんですよというお話があります。このところについてどのように思われるか、お伺いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 現時点では、特にそのところについて問題点があるというふうには考えてはおりません。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から、私見も交えてお答えをさせていただきたいと思いますが、今、課長が話をしたのは、現行そういう制度の中で申し上げたかと思えますけれども、今、私も篠崎議員から、1つのお弁当を二人で分けて食べているというような状況は、正直把握をしていませんでした。

ただ、そういうことがあるとすれば、私は何らかの手だてを講じなければいけないと、こんなふうに思っておりますので、その実態を、もう一度私どもの方で、きちんと調査をさせていただきたいと思えます。その実態を把握する中で、また検討すべきものは検討させていただきたいと、こんなふうに思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ぜひお願いしたいと思います。それにつけても現場の声を拾ってくる人同士が、それぞれにそれぞれの立場だけで終わるのではなくて、ぜひ、その横のつながりを持って連絡を取り合いながら、サポート、支援する体制をつくっていただけるようにと強く希望いたします。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。振興公社の事業についてお伺いをいたします。振興公社につきましては、自分は議会の産業経済委員会副委員長という立場で、理事にもなっておりますけれども、理事会の間ではなかなか時間の制約もあり、内容までなかなか踏み込んで議論するところがとれませんでしたので、あえて今回質問とさせていただきます。

振興公社は、かねてより幾つかの村内の観光の拠点施設を、村の指定管理者として運営管理しています。施設名で申し上げますと、平地観光においては、道の駅でもある夢白馬、夏の体験型観光の目玉でありますグリーンスポーツの森、また山岳観光においては、白馬岳の頂上宿舎、猿倉荘、天狗山荘、そして八方池山荘などの山小屋など、八方池山荘は通年になりますが、こちらになります。その部分については、すべてが村の観光、集客のために非常に大事な受け入れ資源、受け入れ施設であると思います。だからこそ、村民がそこに期待をするところは非常に大きなものがあるわけです。

そこで、次についてお伺いをいたします。道の駅白馬、要するに夢白馬でございますが、今年度の集客への取り組み状況や、地場産コーナーの充実策、先ほど少し触れてはいただきましたが、地場産コーナーの充実策についてお伺いをいたします。

次、観光農政課や観光局との連携はどのようにとられており、どこにそれが反映をされているのかをお伺いいたします。

次に、施設整備についてです。施設整備は当然、指定管理者との契約の関係がありますので、ある程度、文面にはなっているかと思っておりますけれども、観光の拠点であるという性格、あるいは振興公社自体がそれほど強い団体ではないという、経済的に強い団体ではないというところも踏まえて、こここのところが振興公社の収支を左右するのではないかと思います。観光拠点たる施設のどこまでの整備を、村の整備範囲と考えて実施していらっしゃるのかをお伺いいたします。

最後になりますが、今後の一般社団法人化の予定について、事業などにかかわる変化が、それについてあるのかも含めてお伺いをいたします。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎久美子議員から、振興公社事業についてお尋ねをいただいております。順次お答えをさせていただきます。

冒頭、篠崎議員にも理事として、振興公社の事業の運営に参画をいただいております。

日々の公社の運営等については、やはりその日その日の状況を、ぜひ適宜適切ご提案等をいただければありがたいと思うところでありますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思ひます。

まず最初に、道の駅夢白馬の集客への取り組みと、地場産コーナーの充実策についてのお尋ねでございます。白馬村の通過点としての観光施設だけではなく、観光客が道の駅を目指して来ていただくことができる施設として、その魅力を向上させることが重要であると考えております。このため、従来から取り組んでいる白馬の豚や白馬産そばを利用した食の提供に加え、新たな魅力として、そばガレットを常設で提供するための準備を進めております。

また、観光客だけではなく、村民にも数多く利用していただけるような、姉妹都市との交流による相互の特産品の販売への取り組みと、村内の土産店や宿泊施設、飲食店を対象とした特産品展示会を開催をし、白馬村振興公社が取り扱う特産品の浸透を図りたいと、このように考えております。何はともあれ、やはり白馬村観光の拠点となる、この道の駅の整備は、ハード、ソフトともに整備は避けて通れないものと考えておりますし、今まで以上に、その力を注いでいかなければと、思いをしているところであります。

村外へのPRとしては、紙媒体の観光雑誌への掲載と、ホームページの小まめな情報掲載、北アルプス山麓ブランドの販売促進イベントへの積極的な参加に、取り組みを今までしてきたつもりではありますが、今後もさらに前向きな取り組みをしていきたいと考えているところであります。昨年、店内に設置をいたしました地場産コーナーは、季節に応じて販売スペースを柔軟に変動させ、農作物が充実する時期は、上下2段の棚を使用したり、箱を手前に傾けることにより、中身を見やすく、取りやすくするなどの工夫も考えているところであります。

特産品を製造する加工所では、今まで業務を担っていたグループが、高齢化などの事情で3月末に解散をしたことは、今、申し上げたところでありますけれども、4月より新しい体制でスタートをいたしました。従来より取り扱っているおやき、おかきなどの定番の特産品は、まず早く軌道に乗せることを目標にしておりますが、新しい発想で新たな特産品が開発できるものと期待をしているところであります。

次に、観光農政課や観光局との連携はどのようにとられており、どこに反映されているかというご質問でございます。観光農政課と観光局の連携の1つに、白馬駅前観光案内所があります。現在、白馬駅前観光案内所管理運営業務を観光局に委託しております。観光局では、宿泊のあっせん業務ができる旅行業法上の資格を有する者を公募したところ、応募者がいなかったため、振興公社の有資格者に勤務をいただき、観光案内と宿泊のあっせん業務を行っているところであります。今後は観光局の移転とあわせて、白馬駅前観光案内所のあり方について検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

またそのほかには、夢白馬での特産品の販売、夢白馬ろまん市、白馬手作りマーケットなどが挙げられます。村、振興公社、白馬地場産推進会による夢白馬ろまん市収穫祭を9月下旬に開催

し、豚汁だとか、紫米おこわ、てんぷら、漬物の振る舞いを行うなど、地域イベントとして情報発信をしてみたいと、このように思っております。

しかしながら、篠崎議員お尋ねの本旨は、やはり観光局と観光農政課との政策的な面での連携をお尋ねになっている部分が強いのではないかと、こんなふうに思っております。今、やはり観光局を充実することは、当然重要なことでありますけれども、あの場所の移転をしたいということにあわせて、やはり具体的に観光農政課の分野、そして観光局の分野を明確にしながら、やはり観光農政課が、ある面では主体的に政策展開をできるようなことも必要であろうと思うと同時に、観光局の自立が一番大事なところではなかろうかと、こんなふうに思っているところでございます。

そうした問題を、ただ1つだけ解決すればということではなくて、全体を合わせた中で、今後の観光村としてのあり方、それを担う観光農政課の役割、そして観光には農業が欠くことのできないものだという事柄も十分包含をしながら、今後の対策を立てていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、村が行う施設の整備範囲はとのお尋ねでございます。白馬村グリーンスポーツ内の施設、夢白馬施設、白馬村山小屋施設の管理運営に関する基本協定書第12条リスク分担の中で、施設、設備の改修で安全管理上必要とされる改修は、村サービス向上のため、改修は振興公社、施設、設備、備品の損害については、修繕等にかかわる費用が1件50万円未満の場合は振興公社、50万円以上の場合は両者による協議、保守点検につきましては、村の事由による業務内容、用途変更に起因する場合は村、それ以外は振興公社と規定をされているところでございます。

今後の一般社団法人化の予定についてのお尋ねでございます。平成18年6月に公益法人制度改革にかかわる法律が制定をされ、平成20年12月1日から施行となりました。これにより現在の公益法人は、平成25年11月30日までに公益法人または一般法人に移行することが必要となってまいりました。財団法人白馬村振興公社におきましては、収益事業を多く行っておりますので、公益財団法人への移行要件となっている、事業費全体に占める公益事業費の割合が50%以上であるということ、という基準を下回っておりますので、平成24年3月27日に開催した理事会において、一般社団法人に移行することに決定をいたしました。

さらに5月8日には、一般社団法人としての最初の評議員を選定するための方法として、最初の評議員選定委員会という名称の第三者委員会を設置することについて、長野県知事の認可を受け、5月24日に開催した理事会においてその第三者委員の選任を行い、一般社団法人への移行手続を順次行っているところでございます。

今後の予定といたしましては、一般社団法人白馬村振興公社に適用する定款の作成、最初の評議員選定委員会で最初の評議員の選任、最初の評議員による理事の選任、さらには公益目的支出計画の作成などの手続を経て、今年度中に一般社団法人への移行認可申請を行い、平成25年4

月1日からは新たな法人として事業を開始していく予定としているところでありますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁を終わりといたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含めて5分少々であります。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、ちょっと端的にお伺いします。この指定管理者を一括で公募したということですが、その指定管理者を一括で公募するということの是非はともかく、それはまた別の機会にと思いますが、その管理運営方針、公募要項の中の管理運営方針を見ますと、多様化する住民、利用者のニーズに効果的、効率的に対応し、創意工夫の上、質の高いサービスの提供、利用者へのサービスの向上を行い、収支均衡を図る管理運営ができること、ということが、もううたわれております。

ここについて、一括でということで、振興公社が手挙げをしてきたわけですが、それでは振興公社のサービス状況というものが、果たして十分であるかという認識があるかということです。ほかの道の駅等々へ行っていただきますと、民間業者が入っておりますけれども、非常にサービスの行き届いているところ、あるいは、ああ、これはそうではないなと思うところもいろいろあるわけなんですけれども、白馬に関して言えば、例えば夢白馬に関して言えば、今回、食堂の営業時間が非常に短縮されました。ですけれども、外に行くと休憩されている方もいっぱいいる。道の駅の性格を考えると、休憩機能とか、地域情報の発信、観光案内とか、そういったものが求められるわけですが、お客様目線のサービスが果たしてできているのか。経営効率が優先とならざるを得ない、一括であったために、経営効率優先でならざるを得ないのかという懸念もありますが、このサービス状況についてどのように把握されていますか、お伺いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。採算性はともかく、道の駅があるということ、そしてそこへお客様に来ていただく、観光村としての観光のもとになる場所だという認識は当然持っていることは先ほど申し上げました。ただ、その指定管理者が採算性だけを優先をして、お客様目線に立っていない、そうしたサービスがあるということを議員ご指摘だと思いますけれども、それがあるとすれば大変なことでありますし、理事会の折にも、その件に多少触れた記憶もしているところであります。

何はともあれ、お客様目線での対応は強く求めているところでありますし、私どもも、できる限り足を運びながら、お客さんからのクレーム等も来ていることについての解消対策等をやっているつもりでありますけれども、なかなかすべてに手が回らないこともありますので、ぜひ議員にも、そうしたことを率直に現場でも声に出していただければと思っております。

篠崎議員ご指摘のことに返す言葉はございません。前向きに取り組むという姿勢でやってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） あと施設整備についてでございます。例えば、グリーンスポーツのところにおいては、トイレの改修を少し済ませていただいたということですがけれども、大勢集まる、例えばマレットゴルフのときであるとかは、簡易トイレを増設していただく、そういった対応を村でスムーズにさせていただくことで、振興公社もより管理運営がしやすくなると思いますが、その点に関していかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） グリーンスポーツについては、振興公社に管理委託をしていますけれども、本来あつた公共的な施設についての施設管理は村が行うのが望ましいのかなと、こんなふうにも思っております。そんな中でトイレは喫緊の課題だと、こんなふうにとらえ、大会等があるときには、当面、簡易トイレでも設置をしてということも話をしております。

この日曜日には、中信地区のマレットゴルフ協会女性部の大会がございまして、相当数来るように聞いております。お越しをいただく方々に不満、不平のないように当面取り組みますけれども、やはりこれからの夏のシーズンを迎え、長期的に見るにつけて、やはりトイレの改修というのは避けて通れないと、こんなふうにも思っております。

このトイレを根本的に見直すことについては、今、指示をして検討中であります。当面の問題としては、食堂に併設しているトイレ等については、それぞれ手を入れながら整備をし、それなりにきれいになったかなと思っておりますけれども、それで十分とは決して思っておりませんので、今後に向けての対策は、今後また立てていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 篠崎議員の質問時間が終了をいたしました。第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第5番の太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番太田修です。今回は、大きく4問に分けて質問をさせていただきます。まず1つ目といたしまして、行政と地区の果たす役割について。また2点目といたしまして、水源地保全対策について。3つ目として、産業振興について。4問目といたしまして、いこいの杜整備計画についてお伺いをさせていただきます。

まず、1点目の行政と地区の果たす役割についてお伺いをいたします。

東日本大震災の教訓で自治会が機能した生存者を初め、被害状況等を迅速に把握し、役所に届け出た結果、避難所の指定、また支援物資が継続的に受けられたというようなことを聞いております。地域のつながりが見直される中で、区の未加入者に対する危機感を感じているところでございます。

近年、近所づき合いが煩わしいとか、また厳しい時代を迎え、区費などを払う必要があるという理由の中で、区への未加入者が増えている現状ではないかと思えます。住民間でのやっぱり希薄化が懸念をされるところでございます。

また、区が行う主な事業につきましては、持ち回りによります役員や、また祭り事など年中行事等への協力を初め、防火用水路の確保、あるいはまた防犯灯の維持管理、また、ごみ集積所の管理などを含め、大きな問題点が指摘をされているところでございます。

有事に備えた地区の自主防災組織面からも、区未加入者が見落とされたというような話も聞いております。地域全体を網羅できる体制づくりが喫緊の課題ではないかと考えております。過去にも多くの同僚議員から、区加入の問題等につきまして質問がされておりますが、再度お伺いをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目といたしまして、有事の際の区未加入者の対応や指導、あるいは区が分担する役割についてお伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしましては、区への未加入者の理由など、詳細な実態調査に取り組むことで少しでも理解していただき、入区していただくような方策がとれないものか、そういった計画があるかどうかについてお伺いをしたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、大きく4つの項目についてお尋ねをいただいております。

まず最初に、区の加入率の低下について、有事の際の区未加入者の対応や指導等の区の役割についてお尋ねをいただいております。

行政区加入率の低下につきましては、太田議員ご指摘のように、毎回どなたかから質問をいただく項目でありますけれども、なかなか抜本的な解決策もないことから、正直、頭の痛い課題でございます。平成7年1月の阪神淡路大震災では、倒壊した建物などから救出された人のおよそ60%が、家族や隣近所の人に救出されたことから、平時からの隣近所や地域社会とのつながり、結びつきが極めて重要であるといったことが、この震災により得られた教訓の1つであります。

議員ご指摘のとおり、災害に強い村づくりや協働の村づくりには、行政区が果たす役割が重要であることは申すまでもないところであります。特に災害発生時には、住民の避難誘導や安否確認、避難所の運営など、行政区に期待することは多岐にわたります。また、行政区のさまざまな活動を通じて隣近所や地域社会とのつながり、結びつきといったことも、大いに醸成されるものであると認識をしています。

しかしながら、区費や加入金など費用面の問題、役員負担への懸念、さらには近所づき合いの煩わしさといった、最近の住民意識の変化が顕著にあらわれてきているものと思われます。

一方で、一部の地域では住民有志によって行政区の加入促進に向けた独自の取り組みが動き出

しているところもありますし、平成24年4月に作成、全戸配布した白馬村防災ハザードマップを用いて、隣近所でいざというときの避難経路や避難所、危険箇所の確認などといった防災に関する取り組みを進めている方々もいらっしゃいます。

行政側としましては、区への加入といった答えをすぐに求めるのではなく、まずは隣近所のおつき合いや結びつきができて上がることを期待しながら、取り組みを進める方々と連携をとり、側面的にバックアップをしていきたいと考えております。

従来の一般質問でも、区加入条例の制定や、行政区加入者と未加入者の政策上の差別化等についてご質問、ご意見をいただいたこともございますが、やはり加入に対する法的強制力がないことから、なかなか一筋縄にいかない面もございます。今後、区長会等で各区長さんの意見等もお聞きしながら、最善の策を見出していければと考えておりますけれども、何はともあれ、移り住んでこられた方々の、この白馬村の風土、歴史、文化、そういうものを十分理解をいただいて、主体的に入っていただけるような、そんな雰囲気づくりができないものかと頭を常に痛めているところであります。ぜひ議員各位にも、そうした状況をご認識をいただき、また前向きなご提言をいただければと思うところでございます。

次に、未加入の理由など実態調査への取り組みについてのお尋ねでございます。前回、調査から6年ほど経過をしていることも踏まえ、年度内にもう一度実施をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

区の加入率低下、今後の取り組みについては、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 災害を通じまして、白馬村といたしましても、避難看板所の設置、あるいは孤立集落が想定されるところには衛星電話、あるいはそれに伴う備品等の配備、あるいはまた情報関係ではJ-ALERT（アラート）、あるいはNTTドコモによります情報発信等、また緊急備品の備蓄等について取り組んでいるとお伺いしているところでございますが、いずれにいたしましても、区、あるいは入区されている方だけでなく、幅広く住民を災害から守るためにも、区に入り、区の防災組織を活用していくということが非常に大事なところでもあります、答弁の中で、近所とのコミュニケーションを図りながらバックアップをしていきたいというお話でございましたけれども、むしろ行政が先頭に立って、行政区の人たちを動かしていくような、そんな取り組みをぜひお願いしたいなと思います。

1点質問でございますけれども、先ほど村長の答弁の中にございました、本当に災害時、7割から8割の人が地域住民の人たちで助け合ったというような情報も確かに聞いております。そういったことを考え、白馬村へ転入される方、この方たちに、行政の方からどのような区加入に対して呼びかけをしたり、あるいはまた指導をしているかについてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） お答えします。転入されたときに、住民福祉課において転入された方に行政区への加入のお話をさせていただいております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、太田議員から、行政が先頭になってやるべきだというご提言がありましたけれども、私が就任したときの公約と申しますか、やっぱり未加入世帯の解消と自治区の立ち上げというのは、大きく課題に掲げて取り組みを進めたところでございます。途中にごみ問題等が大きくクローズアップされて、一時中断してしまいましたけれども、地区の皆様と数回会議を持たせていただきました。

しかし、そのときの出席をされる方は、常に同じメンバーであったということ、その皆さんにお願いをしても、やはりなかなかすそ野が広がるような状況にならなかったということで、基本的に、これは今の社会世相を反映してか、この煩わしさから抜ける、自己中心的という表現が妥当かどうかは別にして、なかなか助け合う、協調し合うという、そうしたお考えというのが、なかなか今の時代には難しい状況になってきているということだろうと思います。

そういう状況もありますけれども、今ちょっと幸いなことは、小学校のお子さんをお持ちの家庭のお母さん方が、やはり何とか子どもたちのためにも、区を立ち上げてとか、あるいは区に加入してというような声も出てきているようにお聞きをいたしております。今後に向けては、会議を開催すると同時に、やっぱりそうした丁寧な説明をしていくことも大事なことでないかと、こんなふうに思っております。

地域の皆さんにお集まりいただくときには、また議員の皆さんのお力もお借りをしたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 白馬村のハザードマップですか、これができまして、有事のときには非常に役立つものではないかと、そんなふうに思っております。

先ほど何回か、区の役員さんを対象にお話をされたというような、今、答弁がございましたけれども、やはり区の役員はどうしても1年任期という形の中で、早く交代がされていくというような中で、なかなか役員かわるごとに、うまく引き継ぎの方ができないというような状況もあろうかと思えます。そんなことを考えたら、やはりある程度、行政側で少し誘導していただいたら、地域の役員の方も、非常に協力しやすいんじゃないかなあと、そんな気がしております。ぜひそういった意味で、協力してもらえる、協力できる、そんなような体制づくりを考えていただけたらうれしいのかなと、そんなふうに思っております。

また、非常に最近厳しい社会情勢を背景に、福祉面を初めまして、区の担う役割等もさらに増えてくるのが予測されるわけでございます。実際、私も区の中等を歩いたり、あるいはまた意見を聞く中で、村長さんの答弁にもございましたが、地区の子ども会行事で非常に影響が出ている

というようなお話も聞いております。ぜひその辺のところもお考えをいただきまして、何とかひとつ前へ進めるための方策、具体的にどのような考えがあるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、私の方から申し上げましたように、子どもは積極的に取り組むつもりはございます。考えられる範囲で今までやってきたつもりでありますけれども、なかなかうまくいかないところがあったという状況から、ぜひ地元の皆さん、地元の皆さんという言い方がいいかどうか、区の自治区の未組織のところ、未加入の皆さん方に入っていただくために、こんな方法はどうかという提案をぜひお出しただければ、我々としては、そういったものを参考にしながら、ぜひ前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、決して我々が腰を引いているわけではなくて、前向きに考えているということだけのご理解をいただき、ご提言をいただきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。心強いご返事をいただけたのではないかと、そんな思いをしております。

地区が分担する役割を考えたときに、先ほども言いましたが、ごみ、あるいは水路、防犯灯等を含めまして、やっぱり地域居住者の義務を理解していただくことも非常に大事なことではないかなと、そんなふうにも思っております。また、いろいろの住民が入ることによって、バランスのとれた地域づくり、これこそが我々の目指す地域になっていくのではないかと、そんな思いをしているところでございます。

今、村長さんの心強いご意見をいただきましたので、ぜひ、それに期待をかけまして、次に進めさせていただきます。

2問目といたしまして、水源地保全対策についてお伺いをさせていただきます。

今年3月の定例議会におきまして、同僚議員の一般質問の答弁以降、状況が大きく変わってきているのではないかと、私はそんなふうと考えております。答弁で、1村での水源地保全の条例化は困難だと言われております。確かにそのとおりにかなと思うところもございます。保全にかかわる要綱等のルール化を考えていけないのではないかと、そんな思いをしております。

また、外国人資本によります森林買収が拡大しているというような情報を聞く中で、水源地保全に関しましては、国土保全の重要性等を認識し、政治主導で包括的な対策を講じていただく問題と考えておりますけれども、前回答弁では、国が水循環基本法の制定に向けている、また県でも条例設置に向けて検討しているというご答弁でございました。

2011年度の林野庁、それから国土交通省の調査では、買収実績157ヘクタールということで、前年対比で4%と急激に伸びている状況でございます。また2006年からの累計では、7つの道・県で785ヘクタールに上り、全体の9割以上が北海道で占めているという状況です。

うでございます。冬のインバウンド事業によります外国人旅行者の誘致等に伴い、企業、あるいは事業者等、ニセコから白馬へと機運が高まる中、第2の買収地とならないためにも対策が必要ではないかと考えております。

国も今国会の会期中に、水循環法の制定を目指すという報道もございます。しかし、国会の方もなかなか審議に入れないのが現状でございます。そんな中、村も手おくれにならないような対策が必要ではないか、そんな思いで質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、民間調査による買収実績は1, 100ヘクタールとも言われております。特に中国企業など、仲介する日本企業の名義で買収する事例も表面化しており、調査結果は氷山の一角に過ぎないとも言われております。村独自の山林売買に関する要綱等のルール化が必要と考え、質問をさせていただきます。

また、2点目といたしましては、今年4月から森林法が改正されまして、1ヘクタール未満の売買も届け出義務が必要となりました。取得後の把握となるために、北海道と埼玉県では水源周辺の土地取引を事前に届け出の義務づけをしております。私たち県内の方でも、中信地区では4市と、また県が2月に設立をしまして、アルプス地域地下水保全対策協議会ができました。大北地域の町村でも、そこの中に入りたいというような申請があるというふうに聞いております。

そんな中で、村としての取り組みをどのように考えていくのか、以上2点、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員からの2番目のご質問は、昨年度、高橋議員から2度にわたりご質問のあった水源保全についてでございます。

前回は触れましたように、信毎では青い金特集において、広範に水資源の問題について取り上げ、現在もそのシリーズは続き、市場で世論の関心を盛り上げようとしており、太田議員におかれましても、これをご覧になってのことと思うところであります。

その発端となったのは、議員ご指摘の外国資本による日本の森林の買収、またそのねらいとするところは、日本の豊富な水資源ではないかという憶測であります。私はこのことの重要性は十分認識していますが、まずは法整備から始まらなければ、要綱は言うに及ばず、単独条例ではとても太刀打ちはできないだろうということ、また水道水源林については、届け出制など事前把握する条例の制定について長野県に動きがあること、そんなことからまずは国の法整備と県が条例化を目指し、地方事務所ごとに設けると言っている水資源保全対策地域連絡会議の開催を待っているという状況でございます。

国においては、森林法の一部改正を行い、平成24年4月以降に森林の土地の所有者となったときは、その土地の大小にかかわらず、90日以内に取得した土地のある市町村長への事後届け出が義務づけられました。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出してい

る場合は対象外となっているところであります。

この内容については、村では「広報はくば」や行政ホームページに、森林所有者届け出制度について掲載をし、周知を行ってきているところであります。

山林や水源地域を保全するための対応が求められている中で、福井県では、今年4月、山林売買の監視に関する要綱を制定し、まず水源涵養保安林約9万ヘクタールを監視区域とし、売買情報の収集に当たっているとの取り組みもあるようであります。しかし、残念ながら国での議論は進んでおらず、今国会に提出すると言っている水循環基本法の成立は怪しいところでございます。

一方、長野県は地方事務所に問い合わせたところ、北安での連絡会議は今月下旬の開催予定という返答をいただいております。県は水道水源地にかかわる森林の現況調査を全市町村に対して発していますが、この発送元は林務部となっていて、庁内では観光農政課扱いとなっています。

しかるに水道水源ということでは、当然、建設水道課、水源森林調査や森林法の関係では観光農政課、広く水環境保全ということでは環境課と、庁内でも少なくとも3課にまたがるものであり、この3課による最初の打ち合わせを間もなく持つ予定でございます。この庁内の打ち合わせ会議において、広範な水資源の保全の考え方の中から、本村で真に取り組むべきはどの分野で、どのようにそれに対処するかについて、まずはある程度絞り込んでいかなければならないと、このように思っております。

また、ワサビ田や湧水で有名な松本市や安曇野市を中心とした取り組みは、主に地下水の枯渇を懸念した保全対策であり、大町、池田、松川を含む松本安曇野平とは、佐野坂の分水嶺で水系をわかち、近接する高山に万年池をいただき、1年を通じて豊富な河川水と伏流水のある本村では、それらの地域と同じテーブルで地下水保全を語ることにほならないのではないかと、こんなふうにも思っているところであります。

むしろ本村の場合は、議員もご指摘の水源林の保全という観点であろうかと思いますが、ちなみに本村の上水道の水源は、全体の配水量の6割を占める源太郎配水池は深井戸ですが、恐らくその水源は八方尾根ないし平川上部からの伏流水であり、全体の26%の二股は木流川の表流水、14%の楠川はわき水であります。その源は楠川上部からの伏流水と推測され、いずれのバックフィールドも西山山城一帯の国有林や保安林地帯であり、直ちにこれらがターゲットになるようなケースはなかろうと現在のところ思っているところでございますが、いずれにしろ重要な問題であることの認識は十分持っておりますので、まずは県の連絡会議での県としての意向をお聞きし、庁内議論を経てからと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁を終わりといたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 日本の法制度では、土地取引自体に規制をすることが非常に困難な状況であるというようなことも聞いております。また、外国人土地所有者を認める欧米でも、水源地、

周辺の所有、あるいは開発に規制するような国が多いと聞いております。そんな中で、村も山林売買に関する規制の線引きをして、守るべきところは守るというような規制をかけるような、そんな取り組みができないか、お伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） ただいま土地取引の規制ができないかということであります。例えば保安林、土砂流出防備林であったり、水源涵養林であったりという特定な区域であるのであれば、それぞれの手続により規制は可能でありますけれども、一般的な土地については、通常な良好な営業行為により売買が行われるという意味では、単に規制はできないというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 買収案件については、確かに白馬はある程度、西山というのが国有林等を守られている地域ではないかなあとはい思います。でも買う方は、それを目的に買う方が非常に増えているという現状でございます。そんな中で、確かに外資を誘致することによって、地域経済の活性化への役割というものは十二分考えられるわけでございますけれども、先ほど、くどいようではありますが、きちんと守るところを守るといような規制をかけていく、そういったことが私は必要ではないかと思っておりますけれども、同じ質問で申しわけございませんが、再度お答えをお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 土地の売買につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、今回の事象、特に水源という意味で見れば、守るべきものは守るといことは、とても大切だと思っております。先ほど村長の答弁にもありましたけれども、国、あるいは県においても、なかなか議論が進んでいかないということでもありますし、一方、地方自治体にとっては、国、県の動きを注視しているという状況であります。私ども白馬村としましても、積極的な情報収集に努め、やっぱり守るべきものは守るとい施策は講じてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 一応、県内の組織的に見ますと、水系別に、それぞれ協議会等ができて取り組みをしているようでございます。水系別という形になりますと、この白馬村は、隣の小谷村になるのかなという気がしておりますけれども、小谷の動き等がもし何か感じるものがあつたら、その辺についてお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 村長からの答弁にもございましたとおり、今月25日に最初の連絡会議が開かれる連絡が、つい昨日あったところでございます。そういったところで情報交換をする

中で、先ほど副村長も答弁いたしましたとおり、守るべきところは守るということのまず前提としての、守るべきところをきちんと線引きするということが必要かと思っておりますので、その辺のところを、まずは今、調査も来ておりますし、3課で打ち合わせの上、まずそういったことをきちんと線引きしていきたいと、そのように考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） ぜひそんな検討を進めていただけたらと思っております。よろしく願いをいたします。

また、次の問題でもいいのかなあとは思いますが、私どもも各ところへ視察等に出かけますと、非常にペットボトルで水、自然水ですか、そういったものが売られているんですけども、白馬村はそういうものの開発というか、業者等もお願いしながら、そういった商品化というものは考えているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、この白馬の水を売るようなことを考えていないかというご質問でございます。

確かに今、ペットボトルでの水の販売というのは、ある種のブームになっているようなところがございます。私も、ちょっと個人的な話になりますけれども、もう30年くらい前にこの水を使ってという計画をしたことがあります。市場調査をする中で、もう当時から、なかなか競争の厳しい社会であるというようなこと、そして本当に本格的な営業をする、水を取得する権利というものが獲得できるのかどうか。それと一番は、清流と言われる水質がどうかという点、非常に課題が多く、断念をせざるを得なくなった経過がございます。

私は良質な水の確保ができれば、この白馬の名水というような形で売れば、ブランド力は非常に高いものが得られるだろうと、こんなふうに思っています。

そうした産業へ参入をしたいというような意向があれば、村ができる応援はしていきたいと、こんなふうに思っていますけれども、果たして一番の問題は、それだけの水資源の確保が思うようにできるかどうかということも問題になろうかと思っておりますし、今、規制の仕方によっては、その外国支援が買収することに対する規制の方法に、内容によっては、こういう問題にも制約がかけられないとも限らないと、こんなふうにも思っていますので、いずれにしても、守るべき守るという大切さと同時に、生かすべきものは生かすという慎重性を、両方兼ね合いをとりながら、取り組みはしていく必要があると、こんなふうに思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、あと2問ありますけれども、答弁を含めて24分であります。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。水源保全をしていくためには、やっぱり守るべきところを守りながら、乱開発を防止し、そしてまた自然に活力の生むような観光地づくりが必

要であると、そんなふうに考えます。ぜひとも、またペットボトルの件も含めまして、ぜひ前向きな検討をお願いしたいなと思います。

それでは、3問目に移らせていただきます。産業振興についてお伺いをさせていただきます。この問題につきましては、同僚議員、先ほどの質問等も重なる部分もあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

昨年3月の一般質問で、耕作放棄地を活用し、観光や食育等の対策について質問をさせていただいたところでございます。村長さんのご答弁の中で、営農支援センターを通じて耕作放棄地の防止に努めるとともに、野菜や花卉などの作付を伸ばし、観光や食育につなげたいという答弁でございました。その進捗状況はどんなようになっているのかお伺いをしたいと思いますし、また観光客の低迷により、観光産業をどうしても担うような他の産業振興が必要ではないか、そんなふうに私は考えます。ブランドの育成、農・商・工などが連携した6次産業プロジェクトに取り組む市町村も非常に増えているわけでございます。

村では、特産品開発事業につきまして、観光局、商工会、振興公社等に委託をしているわけですが、それぞれの成果は出ていると思いますけれども、やはり幅広いエリアからご意見を聞いたり、あるいはまたアイデアを集約できるような、そんな組織づくりが絶対必要ではないか、そんな時期にとらえ、次の質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、耕作放棄地の現状について、また農産物の掘り起こし、加工、貯蔵品等への調査、研究プロジェクト計画を考えているかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、2つ目といたしまして、現在、特産品の認定数は何種類くらいあるのか。そしてまた村内内外に向けた販売促進や宣伝方法をどのように行っているのか、以上2点、よろしくお願いをします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目のご質問であります産業振興について、2点お尋ねであります。お答えをさせていただきます。

耕作放棄地の現況と農産物特産品の掘り起こし、加工や貯蔵品等の調査研究に向けたプロジェクト計画の有無についてお尋ねでございますが、平成23年度、村の耕作放棄地は、水田が約21ヘクタール、畑が約12ヘクタールありました。大北地区農業振興推進協議会では、新たな農業素材の開発ということで、平成24年度から3年間かけて、北アルプス山麓ピリッとさわやかワサビプロジェクトと、お日様ニコニコひまわりプロジェクトに取り組むことになっております。地域の各所に自生していたワサビは、大北地区の清らかなイメージに合致するとともに、遊休農地、林間地を活用できる作物であり、今後地域の特産品としてオカワサビ、水ワサビを推進するに当たり、その可能性について試作等により確認を実施をすることになります。

先ごろ、岩手県の方へこの視察に行かれたことも、太田議員も十分ご承知のことだろうと、このように思っているところであります。

また、このヒマワリは、土壌改良剤として地力の増進に役立つほか、景観植物としても活用できる上、良質な食用油としての利用もできる作物であり、今後ヒマワリを活用した地域振興のきっかけづくりをするため、ワサビと同様、試作等により確認、実証を計画しているとのことであります。こうしたことを利用して、私どもは行政がやるというより、先ほど来の質問でもお答えをしているように、自主的に、やっぱりこういうところに取り組みたいという人たちがあらわれてくれるのを大いに期待をしているところであります。

そうした人たちに、いかに我々がバックアップをしていくかと、やっぱりそういう手順が一番いい手法ではないかと、こんなふうに思っております。こうした県の方針に基づいて、何とか地域振興につながるような作物の生産ができればと、こんな期待もしているところでございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。

太田議員、答弁漏れがありました。

村長（太田紘熙君） すみません、2番の答弁漏れをしてしまいました。現在の特産品の認定数と、村内外への販路拡大や宣伝方法についてのお尋ねであります。

現在、村が認定した特産品はございませんが、北アルプス山麓農畜産物ブランド運営委員会認定した村内の特産品は、紫米、石びきそば粉、白馬のみそ玉仕込み味噌、ヤギのチーズ、白馬ガレット、岩魚、白馬青こしょう、白馬育ちのブルーベリーの8品目であります。

販路拡大につきましては、北アルプス山麓ブランド流通推進委員による販売協力店、信州アルプス市場等への販売拡大、配送及び販売推進戦略の検討を行っているところであり、宣伝方法等は昨年BSフジで「わがまま！気まま！旅気分 大自然を満喫！北アルプス山麓ブランドのふるさとを訪ねて」というテレビが、全国周辺の県で放送、地方誌での記事掲載、DVDの製作とイベントでの放映、パンフレット等により情報を発信をしているところであります。

私もつけ加えさせていただきますと、みそ加工をしている方々、非常に成績が上がっているというふうにお聞きをいたしております。大変心強い限りであり、さらに量的な量産ができるような形で販路拡大につながっていけばいいと、そういった点で、先ほど来、質問のありました6次産業化につながるような形のものになっていってくればありがたいと、このように思っているところでありますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 一応、耕作放棄地につきましては、こんな情報があるということで、ちょっとお伝えしたいなと思うんですけども、県は信州移住促進事業ということで、東京有楽

町に相談窓口を開設するというような報道がございました。中でも北信、中信の2地区が人気が高いというふうに言われております。

そんな中で、大町市も定住者促進事業の一環として婚活を催したところ、5倍強の応募があったと、そんなことが伝えられております。村でも、人・農地プランを活用して、何とか耕作放棄地の対策に向かうことができないか、そんなところ。

それから、先ほど大北地区のプロジェクトの関係で、私もちょっと東北の方へ視察に参加をさせていただきました。帰りがけの話になりますけれども、宮城県の「あ・ら・伊達な道の駅」ですか、こちらの方へ寄って、ちょっと視察をさせていただいたんですが、こちらの方、一応年収12億4,000万くらいあるそうです。それはその中で地場産野菜が10%、それから加工食品については20%ということで、その12億の中には売上手数料だけを計上しているというようなお話を聞いてきました。また職員も、そこに携わる人が、地元雇用で一応50人いるということです。なおかつその中で職員が農家に出向き、野菜等の生産調整、あるいはこんなものを栽培してもらえないか、あるいはまた特産品加工について、いろいろな指導をしているというようなお話を聞いてきました。

話だけですので、非常にいいところだらけに聞こえるわけですが、白馬村もぜひ村民の多くの人たちが1カ所に寄れるような、そんな道の駅づくりがこれからは大事になってくるのではないかなと思います。村民だれもが商品の生産から販売まで携わりながら、そういった拠点づくりに参画できるような施設をつくってほしいなど、そんな願いも込めまして、ちょっと時間の関係もございますので、次の4問目の質問に入らせていただきます。

いこいの杜整備計画についてでございます。

岳の湯利活用検討委員会の意見集約では、いこいの杜全体としてとらえて検討していくべきじゃないかというような意見が非常に多く出されました。また、今年1月末には通所型介護施設が閉所をいたしまして、福祉施設として使いたいというような提案をいただいているところでございます。また、いこいの杜施設を今後どのような有効活用に向けて取り組んでいくのか、あるいはまた、それに伴いどんな改修を立てていくのかについてお伺いをしたいなと思いますし、また先般、会合で村長さんから、今後の将来像はニューツーリズムだよと、新たな観光の可能性を探るんだというようなことで、スポーツツーリズム、グリーンツーリズム、あるいは産業観光、ヘルスツーリズム等についての考えを示されたところでございますが、今、現有、村の中にある村営施設をどのように使って、どんなふうに活性化計画を立てられていくのか、もしその辺のお考えが明確にできておりましたら聞かせていただきたいなと思うわけでございます。

まず、1点目といたしまして、岳の湯の今後の利活用について。また2点目では、グリーンスポーツの森施設整備計画について。

以上、質問の方は2点でございますが、前置きの文章の答えも含めまして、ご答弁がいただけ

れば幸いに存じます。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 幅広いご質問になったかと思います。答弁漏れがあったら、また再質問でお願いをいたしたいと思います。

いこいの杜の整備計画について、最初に岳の湯の利活用についてのお尋ねでございます。同僚議員から質問があり、お答えをしたとおりでございます。当初は、あの岳の湯をどういう方法で利活用を図ったらいいかということで、検討委員会の中に太田議員にも入っていただいたところでもあります。その中での検討結果が出されたところでもありますけれども、1月に入って急遽、既設の通所施設が1カ所閉鎖になるというようなことから、その不足を心配すると同時に、さらに大北におけるこの白馬村の施設は平均以下だということ、ぜひ岳の湯を、そういった施設に使ってほしいというような要望も強いことから、検討委員会の皆様の出していただいた報告書も十分尊重しながらも、今、福祉施設の必要性を優先させるべきだということで、福祉施設、デイサービスに利用させていただきたいということを検討委員会の皆様にお諮りをして、検討委員会の皆様の了解を得て、最終結論を出したところでもありますので、その経過については、ぜひご理解をいただきたいと思います。

今、現在、この福祉施設として、どこを改善してどうすればいいかということ、今、取り組んでいる最中であります。そういったことを含めながらやった暁に、まだ余裕があるというような状況が出れば、またそれはそれで検討委員の皆さんが出されたことも十分尊重しながら反映をしていきたいと思っていると同時に、よりえ〜プラザ等の施設との供用できないかというようなご意見もございます。そういうものも総合的に含めながら、福祉施設として利用させていただくことに、ぜひご理解をいただきたいと思います。

次に、グリーンスポーツの森施設の整備計画でございます。これについても、グリーンスポーツ施設を夏の平地観光の基盤として管理をしていかなきゃいけないということは、既に今までも言ってきたところであります。当面の課題として、トイレをどうするかということが一番の、最初に手をつけなきゃいけないことだと思っております。それができれば、まあまあ現有施設をさらに拡大ということになれば、また新たな問題も発生をしましてまいりますので、そのトイレの整備をしつつ、また将来に向けてのご意見を聞きながら取り組みをしていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

あわせて道の駅等の施設の活用については、私としても非常に残念というか、早かったんですね、あの道の駅つくるのが、それがだんだん年を経るごとに、外の道の駅へ行ってみると、大変すばらしい道の駅ができていくということで、設置場所の問題、駐車場の問題、それから内容の展示場の問題、それぞれ課題を含んでいる施設であります。今すぐそれを改善するというわけにはいきませんので、そうした限定されたあの敷地の中でも、何とか効率的に利用ができるように、

そして来たお客さんは必ず寄っていただけるというような、親しみの持てる道の駅にしていきたいと、そういう考えは変わっておりませんので、ぜひまた太田議員にも、そういった面では経験を生かしながら、ご提言いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 何ていいますか、白馬村は非常に縦長だと私は思っていますけれども、そんな中で道の駅というのは南にしたら、北にももう1つ欲しいじゃないかというのが現実じゃないかなあと、そんな思いをしております。国道沿いにあります岳の湯と言ったらいいのか、グリーンスポーツと言ったらいいのか、あの駐車場に産直センター的な小さなものでもつくって、地域の人たちがそこへ持ち寄って販売できるようなお考えはできないのかなあと思っております。

それから、あともう1点ですが、グリーンスポーツ施設委託料でございますけれども、振興公社に平成23年まで240万、確かにあったと思います。私もお世話になっていた当時のものだと思います。それが今年全額削除されておりますけれども、一応この削除された理由というのは、どういうことだったのでしょうか、そこについてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 太田議員、委託料が削除されているという。

第5番（太田 修君） ええ、23年まではついているんですけどね。

議長（下川正剛君） この関係について答弁をお願いいたします。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） グリーンスポーツの委託料につきましては、今までは振興公社は公募によらない指定管理者ということで業務をお願いしてまいりました。今年から公募による指定管理者ということで、施設に対して必要なものは行政で見ますよ、運営については指定管理者として責任を持ってやってほしいということの趣旨で、補助金を削減したという経過がございますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 次に、産直センターができないかということに対する答弁は。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、たびたび深空の地域を有効利用しろというようなお話を聞いておりますが、産直センター的な施設に転用というか、流用するのもいいことだと思いますが、私はどっちかと言うと、小さいものが各箇所にあった方が非常に効率がいいんじゃないかと。それは今でもハピアさんと道の駅で売っておりますけれども、なかなかその辺のうまいバランスがとれないというようなことも聞いています。ですから、逆に1カ所にまとめてしまうという方法もありますけれども、果たして、それが機能的に動くのかなといったときに、正直まだ私も確信を持てる状況にはなっていません。

ただ、これも風聞したところでありましてけれども、中条の道の駅、一時直産品の販売ということで大変人気があったようですけれども、最近システムが変わったら、またちょっと変わってきたというようなことも聞いておりますけれども、それは正しいのかどうなのかは定かではありま

せんけれども、直産品の施設としてやるんだったら、現状ではやっぱり大きなところへどんと大きいものを据えるというのは、建設するというのは、ちょっとまだ結論としては早過ぎるのかなと、こんなふうには思っています。

それから、私は決して南だ北だと、施設を南だ北だというような、そんな思いは毛頭持っておりません。今、白馬は南北で約17キロ、東西で約16キロというところでありますから、ただ細長いことには変わりはありませんのでね、とは言いつつも、南から北まで私が走ってみれば、車でとまらずに走ると7分から10分の間では通過できるというようなこともあれば、そうしたことも有効に利用しながら、その場所を考えていくというのは、今後の方針であろうかと思いません。

あえて言わせていただければ、この高規格道路なんかが、いつできるかにもかかわってきますけれども、そういった道路ができた暁には、今の現状の場所ではいかがかなという議論は当然出てくるものと思っております。そうしたことも本来ですと想定をしながら、今後の計画に入れていくというのも1つの方法ではありますけれども、そんなことも頭に入れながら、今後の検討はしていくということで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 今、委託料の答弁の中で、そういう説明でよろしいんですね。委託料は減ったけれども、収入で入っているとか、そういうことはない。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、振興公社に従来は公募による指定管理者という制度で、直接管理をお願いしていました。したがって、施設の維持費も含めた形で、補助金ということで二百何万何がしを交付しておりましたが、平成24年度からは公募による公募、広く公募をさせていただいて、その中から振興公社を指定管理者として選ばせていただきましたので、施設の基本的な維持費は行政が持つとして、先ほどもご答弁いたしました。通常の維持費の50万程度のものについては振興公社にお願いしますけれども、大規模なものについては行政が行うという趣旨で、振興公社に交付する補助金は削減をさせていただいたということです。

議長（下川正剛君） よろしいでしょうか。太田議員、理解はできましたでしょうか。質問時間が終了いたしましたけれども。

第5番（太田 修君） すみません、どうもいろいろありがとうございました。以上をもって質問を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 太田修議員の質問時間が終了をいたしましたので、第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日6月7日は午前10時から本会議を行いたいと思えますが、これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、明日6月7日午前10時から本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

平成24年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成24年6月7日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成24年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成24年6月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中栄一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横 川 宗 幸
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	平 林 豊	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 澤 忠 明
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において許可をいたします。

それでは、あらかじめ質問の順序を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第3番太田伸子議員の一般質問を許します。第3番太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 3番太田伸子でございます。通告に従いまして、J－A L E R T、全国瞬時警報システムについて。子どもたちの安全について。庁舎管理についての3項目に関して一般質問させていただきます。

まず、全国瞬時警報システム、J－A L E R Tについてお聞きいたします。J－A L E R Tは、災害やミサイルの情報を瞬時に内閣官房、気象庁から消防庁、各地方自治体に発信されるシステムです。昨年の東日本大震災や長野県栄村の地震でも活用されました。また今年に入り、北朝鮮の人工衛星問題や、県内で発生した強風災害、5月の竜巻災害など、立て続けに大災害が発生し、J－A L E R Tの重要性が浮上してきました。

各市町村には政府の指導により、平成23年6月には機械整備、いわゆるハード面の整備が完了しています。広域では平成23年度、国の第3次補正予算により、1月臨時会において予算化されています。

5月の広域議会において、私はJ－A L E R Tについて一般質問させていただきました。そこでまずJ－A L E R Tは、各地方自治体に整備され、地方自治体と消防が連携をとって非常時に備えることになるとお聞きしました。広域消防本部の設置は、自治体が被害を受けたときの多重の備えの整備であるとの説明でした。

そこで、白馬村のJ－A L E R Tの整備はどこに設置されているのでしょうか。国から警報が

発信されたとき、どのように運用されるのでしょうか。どのような経路により、どこに到着し、どのような形で村内周知されるのか、具体的にお聞かせください。また、J-A L E R Tが発信されるといふくらいの大きな災害があったとき、村内のライフラインでもある水道管の寿命確認はされているのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、3項目にわたってのご質問をいただいております。

まず最初、J-A L E R Tについて3点のお尋ねにお答えをさせていただきます。

庁内に整備されたJ-A L E R Tの運用体制についてと発信された場合の村内周知方法については、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、J-A L E R T全般についてお答えをさせていただきますが、白馬村では平成21年度から22年度にかけて防災情報通信設備整備事業交付金を活用して、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-A L E R Tを整備いたしました。J-A L E R Tとは、津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国の機関である内閣官房、または気象庁が人工衛星を用いて情報を送信し、市区町村の防災行政無線を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接、そして瞬時に伝達することができるシステムであります。

白馬村では、受信アンテナ、受信機、自動起動装置、回転灯や表示装置などの周辺機器を新設したほか、同報系防災行政無線を住民に対する情報伝達手段としたことから、その操作卓の改修も行いました。J-A L E R Tを整備したことにより、緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった緊急情報を受信すると、同報無線が自動起動して、屋外に設置している屋外子局と、各家庭に設置している戸別受信機から緊急情報が放送されるようになっていきます。受信アンテナは庁舎の屋上に、受信機と自動起動装置、表示装置は同報無線操作卓が設置されている庁舎1階の無線室に、回転灯は庁舎1階の事務室にそれぞれ設置しています。

次に、稼働状況についてご説明させていただきます。このJ-A L E R Tは、平成23年3月25日に完成をいたしました。緊急地震速報を発信する気象庁のシステムに一部ふぐあいがあったため、平成24年1月までは緊急情報を受信した場合であっても、同報無線を自動起動して緊急情報を放送するといった部分は、気象庁の指示に従って手動対応にしていました。平成23年12月中旬になって、気象庁においてソフトウェアの改修により緊急地震速報の改善が図られたとの通知があったため、約1カ月間の住民への周知期間を経て、平成24年2月1日からは、緊急情報を受信すると同報無線が自動起動して放送が流れるといったJ-A L E R T本来の姿で、本格的に稼働するようになっております。なお、手動対応していた期間も含め、これまでにJ-A L E R Tにより緊急情報が放送されたことはございません。

6月28日には、J-A L E R Tを通じた緊急地震速報による訓練が実施をされます。この訓

練は実際に気象庁が緊急地震速報を発表し、J-ALERTを通じて送信された緊急地震速報が、同報無線から放送されるといった内容のものであります。白馬村では、貴重な機会としてこの訓練に参加することとしております。初めての訓練でありますので、間近になりましたら村民の皆様にもお知らせをしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、3つ目の災害時ライフラインである水道管の寿命確認についてのお尋ねでございます。村内の水道管については、送水管が20キロ、配水管が180キロメートルで、計200キロメートルでございます。管種については塩化ビニール管が48%、铸铁管が27%、ポリエチレン管が18%、鋼管7%で、どれも法定耐用年数は40年であります。過去、第1次拡張事業及び老朽管更新事業において、上水道創設以前の旧簡易水道の古い配水管については新たな管に布設がえをしております。

平成23年度の国土交通省の調べでは、全国の水道水処理施設における耐震化実施施設は1割とのことで、耐震化については、どこもまだまだと、これからという状況でありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

J-ALERTについては、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） J-ALERT発信されたとき、自動で同報無線など、宅内受信機で周知されるということですが、最近の住宅というのは機密性にすぐれていて、なかなか同報無線が家の中にいたりしても聞こえない家庭とか、また宅内受信機の整備していない家庭というのがあります。6月28日のその貴重な訓練、J-ALERTは国から発信されて、初めて村と消防が連携して防災に備えるというところですので、貴重な訓練がありますので、まず家の外の同報無線が村内隅々まで聞こえているかというところを、ぜひ確認していただくように要望したいと思います。

次に、最近、子どもたちの登校の列に車が飛び込む痛ましい事故が相次ぎました。今、白馬南小から南に歩道工事が行われています。佐野地区の完了している歩道は、縁石にオレンジのポールが立っているだけですが、国道で、大型の自動車が多く通行する国道の歩道ですが、ガードレールをつける予定はあるのでしょうか、村長にお伺いいたします。

また、子どもたちの登校する通学路など、改めて危険箇所を見直し、把握する必要があると思うのですが、村の取り組みをお伺いいたします。

また、各小中学校での安全指導について、どのように指導されているのかを教育長にお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員の2つ目のご質問である、子どもたちの安全について、3点についてお尋ねであります。私の方からは施設について、第1点についてお答えをさせていただきます。

白馬南小学校から南歩道工事が行われる関係で、歩道にガードレールをつける予定はとのお尋ねであります。

国道148号白馬南小学校周辺の道路整備については、長年の懸案事項でありました。今回の国道148号白馬村沢渡地区工事は、長野県が工事主体となり進めていただいておりますが、工事の内容は、社会資本整備総合交付金凍雪害防止事業で、堆雪帯を設置をする工事であります。この構造規格に基づき、歩車道の境界については組み合わせL型側溝で、高さが15センチメートルのブロックとなる計画になっております。車道の除雪をした雪を歩道側に押し込み、さらに歩道をロータリーで除雪することにより車道と歩道の雪を除雪することとなっております。したがって、今回の堆雪帯設置工事におきましては、ガードレールの設置は計画をされておられませんので、よろしく願いをいたします。

私の方からは以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 太田伸子議員さんの質問事項、2番目の子どもたちの安全についての2つ目の事項と、3つ目の事項についてご答弁申し上げます。

小中学校への通学の危険箇所の見直しと把握の必要性について、村の取り組みはとのご質問でございますけれども、ご承知のとおり、京都府亀岡市で先々月の4月23日、集団登校をしていた小学校の列に軽自動車が入り込み、小学生ら10人が死傷したほか、4月の27日には千葉県などでも登校中の子どもが死亡するなど、通学路での交通事故が相次いでいるところであります。

これを受けまして、4月の28日に文部科学省の奥村副大臣、国土交通省の吉田副大臣、それに警察庁の石井交通局長の三人がそれぞれ対応を協議したと聞いております。そういった協議の結果、都道府県レベルだけでなく、市町村レベルでも学校や警察などが緊密に連携して安全対策を行い、子どもの安全を確保することが重要だという認識で一致をし、そして全国の公立の小学校の通学路について、できるだけ早く3省庁の関係機関が合同で安全点検を行い、この夏までに点検結果をまとめることを、ということを確認したところでございます。

こういったことを受けまして、白馬村でもこれに先立ち、5月23日に開催いたしました3校校長教頭会議で、教育委員長より交通事故防止、並びに水の事故防止に関して話をいたし、この中で通学路の危険箇所や修理が必要な箇所等の洗い出しを早急を実施するよう指示をしております。この報告をまた受けて、対応できるものについて早急な対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、どのような安全指導が行われているかというご質問でございますけれども、小学校、中学校別に若干申し上げますけれども、白馬南小学校では、新しい1年生を4月に迎え、4月の当初3日間、集団登校時に踏切や橋、信号機や横断歩道付近に職員を配置し、安全指導を行っております。地域の方々もご覧をいただいておりますけれども、そういった安全指導。そ

して1年生の集団下校時も、地区方面ごとに職員が同行して指導をいたしました。また、集団登下校を4月27日まで実施をし、高学年児童による安全指導や注意地点の指導が行われたところでもございます。また、南小学校全校での交通安全教室を、この6月11日に長野県交通安全教育支援センターより講師を招き、主に自転車の安全な乗り方について指導をいただくこととしております。

白馬北小学校では、4月5日集団登下校班の顔合わせを行いまして、27日まで集団登校を実施をいたしました。1年生の集団下校については、方面別にリボンによる班分けをして、担当職員がおよそ1時間児童と同行して、安全の確認と注意地点等の把握をしながら子どもたちに指導をし、5日間実施をしているところでございます。北小の全校では、4月25日に1、2年生は実際に道路を歩き、正しい道路歩行の仕方を、3から6年生は実施指導を通して、正しい自転車の乗り方について知識、マナー、技能を身につけるために、大町警察署白馬交番と白馬村交通安全協会の協力を得て、指導員により学習をいたしました。

中学校の関係では、4月6日自転車通学説明会を開催して、ヘルメット着用と、しっかりあごひもを締めること、自転車の並進の禁止、下校時のライト点灯を徹底をしたところでございます。また中学校全校では、4月13日に自転車事故防止啓発用ビデオの視聴と、警察の方からの話から、実際に起きたトラブルや危険性をお聞きしたりして交通安全意識、また自転車の注意しての乗り方等について学習をしてきております。

危険箇所や通学路点検については、PTA校外生活指導員からもご協力をいただき、危険箇所が発見された場合は、学校から、あるいは直接保護者の方から連絡等がある場合もありますけれども、教育委員会の方へ報告をいただき、教育委員会では即座に担当の建設課等と調整を図りながら、すぐ対応できるものは対応してきているところでございます。

また、今月6月25日にも、4校の校外生活指導員連絡会がございまして、そこでも子どもたちの安全確保、危険箇所の点検等、お互いに協調し合って、危険箇所の回避について協議をしながら改善を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） 子どもたちの下校時のころになりましたら、このごろ広報で、子どもたちが帰る、広報されています。それで地域の方々に聞いてみても、その放送が聞こえたときには、なるべく外へ出て子どもたちを見守ってくださっているという話を聞いています。それで8月ごろまでに危険箇所を確認されるというところで、今、校外指導とかPTAの方で、その危険箇所を確認するということですが、地域の方々も子どもたちをこういうふうに、今、2回ぐらい、3時ごろと4時ごろと子どもたちが下校する広報されております。

地域の方々にこういう危険箇所、こういうところがあるので、ぜひ子どもたちを見守ってほしいというふうな、周知をされるという予定はありますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 村内の子どもたちの通学路の危険箇所等につきましては、こういう悲惨な事故があったということ、だからやるということではなくて、今までもそれぞれ校外生活指導員や地域の方々から連絡があった場合、また学校の先生が発見した場合等、連絡を受けまして、対応したりしてきているところであります。

また、子どもたちが下校するときに、放送等をして注意喚起を呼びかけておりますので、また地域の方々等についての、そういった危険箇所の提言、提言といいますか、危険箇所の把握等について、注意を払って報告をしてほしいというようなことにつきましては、区長会議等でもまたお知らせをして、保護者ばかりではなく、地域の方もより見守っていただけるように対応をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） 先日、雨が降っていて、子どもたちの下校のところにやんでいたんですけども、役場の近くの信号でとまっていたんですけども、下校する子どもたちも、ちょうど信号で角でとまっていた。そうすると前の車、停車しているんですけども、傘でタイヤをちょっと突っついたりして、いたずらをしているんですよ。ちょうど運転手さんが気づかれて、発進しなくて、子どもたち離れるまで待って出て行かれました。もし、そういう子どもたちに気づかずに、運転手さんが青信号だからといって発進していたら、何か事故になったのではないかなあと、後ろから見ていてちょっとひやってしたこともあります。

今、先ほどから危険箇所の確認とか、こういうのは保護者、地域の大人の話であって、子どもたちの意識が、今、車で動いているというところの気の緩みというか、白馬の中に大きな事故が今ないというところから、子どもたちに注意をもう少し喚起するという必要があると思うんですけども、先ほどから交通安全指導を行われていますけれども、もう少ししっかりと安全指導というか、いたずらまでいかないような指導をしていただきたいと思います。教育長はいかがお考えになりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） ただいまの再質問でございますけれども、全くごもつともなことでございまして、毎月3校の校長教頭会議を開いておりますので、ふざけて子どもたちが、仮に今の行為をしたとするならば、非常に危険でありますので、そういったこと、またそれ以外のことで子どもたち日々成長しておりますけれども、危険意識が薄らいでいかなないように、機会あるごとに学校でも指導するように指示をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） 次に、庁舎管理についてお尋ねします。

庁舎は村の顔であると思います。昭和54年に建設された庁舎であります。昨年、玄関の改修

工事が行われました。せっかく玄関のところをきれいに改修工事をされたのですが、改修をした敷石と庁舎の柱の下のところ、多分、雪で塩カルか何かで腐食していると思うんですけども、そういうところのすき間は、まだ全然工事がされていなかったり、それから、せっかく工事して障がい者用のスロープをつくっていただいたんですけども、そこに屋根がないとか、そのスロープの横の北側のきれいになったところなんですけど、庁舎から出てきたときに、何となく歩いていると階段がないんですよ、そこに階段のない、ポールとか何か立てていただくとかという目印がないとか、せっかくの工事がとても中途半端に終わっているように思います。

また、庁舎のトイレなんですけど、1階に障がい者用のトイレだけが洋式であります。高齢者の方々はひざの痛みなどで、和式では大変利用しにくいと思うんですけども、もう少し利用者にとって改修をしていただきたいと思うんですけども。また2階のトイレですね、この下の会議室のところというのは、トイレの表示、トイレがここにあるという表示もなければ、トイレの前はいろんな物が置いてあって、もう真っ暗で、どこにあるかわからない。建築されて33年もたっていますので、いろんなところのふぐあいをいろいろと言いつつと切りがないと思いますが、庁舎のフロアの傷みとか、それから庁舎内の蛍光灯、よく見ると黄色いのであったり白いのであったりとかの色の統一とか、ポスターなどの掲示も洗練した庁舎にするためというようなお考えは、村長に伺いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、3つ目のご質問であります庁舎管理について答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、役場庁舎というものは、その自治体を代表する建物であり、訪れる皆さんに不快な思いを与えることのないようにしていきたいと常々感じているところであります。一昨年には国のきめ細やかな交付金を活用し、正面玄関前を中心に修繕工事を行いました。れんが、タイルのはげ落ちた箇所が目立った階段からアプローチをきれいにし、障がいのある方向けにアプローチ点字ブロックを新設をしたところであります。

しかしながら、いかんせん庁舎も建設以来33年を経過し、至るところ修繕を必要とする箇所、そしてまた汚れが気になる箇所があるのも事実でございます。本議会に上程をいたしました一般会計補正予算にも、総務費の財産管理費に700万円余りを計上し、前回の続きとなる箇所の修繕、多目的集会施設のトイレの洋式化、正面駐車場の修繕を行い、少しでも快適な施設としたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、庁舎に関しましては、防災拠点という位置づけもあり、それに伴う施設、例えば非常時に備えた発電施設、情報発信施設の整備など、優先すべきものがありますが、今後とも計画的に補修を進めていきたいと考えております。

また、庁舎内のポスター掲示や蛍光灯の色の統一など、細やかな女性ならではの視線でのご助

言、大変ありがたく受けとめております。確かに何カ月も同じ掲示物が張ってあったり、雑然とした掲示は、すさんだイメージを与えますので気をつけてまいります。蛍光灯についても在庫使用後は統一をしていきたいと考えております。今後もお気づきになった点がございましたら、ご助言をいただければありがたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

また、つけ加えますけれども、当初予算で庁舎のトイレ、すべて洋式化をするように進めておりますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

庁舎管理については、答弁は以上とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） ぜひトイレの改修は早めにしていただきたいと思います。それから、先ほど言いましたが、いろいろな道具というか、選挙用の道具とかがあって、それが廊下の隅に置かれるとか、それがもう少し、そこが暗くなっていくとかというところがあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、私たちは駐車場、この正面の方の駐車場に置かせていただいています。それで駐車場から玄関に入っていくときに、やはりすごくきれいに花壇も手入れしていただいたりとか、花も、春になればきれいな花も咲いています。だけれども、やはりタイルとかそういうところが黒くなっているとか、せつかく幾ら33年たっても手入れのできるころというのはあると思います。それで村の財政も厳しいというところで、なかなか大きな改修は難しいかもしれませんが、少しずつでも丁寧な庁舎にしていきたい、していただきたいと思います。

それで、1つ気がついたんですけれども、庁舎の中のカウンターなんですけど、今、住民福祉課に1つだけ低いカウンターがあるんですけれども、いろいろ待っている間とかに、後ろのソファーに待っていて、今度立って行ってというよりも、なるべく統一された低いカウンターをつけていただいて、その場所でいすで待ってられるような、そういうふうな庁舎というのが、このごろは結構行くところの庁舎には多いような気がします。

それで、お年寄りがお見えになるところ、また車いすとか、障がいのある方がお見えになるところもあります。それで同僚議員の指摘で、自動ドアのところ、障がい者の方の目線のところに印を張っていただいたみたいなんですけれども、もう少し張るときも、しっかりと目印になる、別に車いすの方の目線でなくても、普通の人間でもわかるような、そういうふうな管理をしていただきたいと思います。

それから、今、私たちは正面の駐車場を使わせていただいていると言いましたが、この庁舎の裏側の駐車場、とてもきれいになって、すてきになっているんですけれども、そこに村長、副村長、それから総務課の方がとめられているというか、課によって駐車場、ある程度決まっているふうにお伺いしています。それで裏から入ってこられる方々が、この庁舎の管理をしているというところで、やはり住民の方が使うところを、ぜひよく見ていただきたいと思うのですが、村長

どういふふうにお考えになりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 幾つもお指摘をいただきました。ご指摘をいただいたすべてが大変、先ほど申し上げましたように、女性らしい視点で、いろいろな点をとらえられており、ありがたく思います。

その中でも、ご指摘がありました庁舎カウンターについては、障がい者の方々も含めて、その障がい者の視線の位置で事が進むようなカウンター設置をしたらというご提言であります。今後に向けては、ご指摘いただいたことを検討してまいりたいと、このように思っておりますし、自動ドア等への目印等についても、もう一度点検をし直し、ご指摘いただいたことの確認をさせていただきたいと、このように思っております。

それから、私を含め数名の職員は裏口から入ってくるというようなことで、本来の表玄関の整備状況等に目配りができていないのではないかと、こんなご指摘でございます。決して言いわけをするわけではございませんけれども、私も朝は早く来ているつもりであります。そして、必ず1回は玄関を回るようにしております。花壇の手入れ等にも、それなりに目配りはしているつもりでありますけれども、太田議員のすべて視線にかなうような対応ができていたかと言えば、あながちそうでないからご指摘もいただいたことと、こんなふうに思っておりますので、姿勢としてはご指摘のことを肝に銘じながら、これからも庁舎管理には気を配っていききたいと、こんなふう思うところでございます。

また1つ、つけ加えさせていただきますと、庁内の床の傷みのご指摘がありましたけれども、正直なところ、暖房配管等が壊れている箇所から漏水をしているというような箇所もございます。そういった点については、本当にもう33年前の施工方法と、今の施工方法とは当然変わってきているわけでありましてけれども、当時のものとすれば、もうある程度寿命が来ている部分もあるのかなど。ああいったところへ手をつけるということになれば、もう大変な事業になりますので、可能な限り対応はしてまいりたいと思っておりますけれども、全面に直すと、一部のために全部をというようにも可能性としてはあるわけでありまして、その辺のところは庁内でも検討しながら対策はしていききたいと思っておりますけれども、それ以上に外の、来客に向けての対応だけは優先して考えていききたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） ぜひ時間があいたら、役場へ行って休憩をして、すてきな空間で休憩したいなというふうな庁舎にしていきたいと思っております。

もう1点なんですが、玄関の車寄せというんですかね、玄関のところのこう車が上がっていくところなんですけれども、ちょっとこの雪国の庁舎とは思えないほど急なような気がします。それで、今、雪のない時期はそんな何も思わないんですけれども、やはり凍結したりしたときに、

私たちのような若くもないですけれども、普通の一般の人間が歩くにも、やはり滑るような、とても急なような気がします。そういうところを、冬までにぜひ、融雪とかというとまた大きな工事になると思いますが、何か滑らないような改善をしていただくように要望して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第3番太田伸子議員の一般質問を終結をいたします。次に、第7番田中榮一議員の一般質問を許します。第7番田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 7番田中榮一です。今回は2つの質問を用意いたしました。1つ目は、スポーツ合宿推進について。2つ目として、スポーツ基本計画策定についてであります。

初めに、スポーツ合宿推進について村長に伺います。

今シーズン2月末時点の観光客の入り込み数が68万人弱で、このまま推移すれば90万人を割り込むのではないかと非常に心配されたわけでありましてけれども、12月から5月までのスキー場の入り込み状況は95万人ほどになり、割り込むのは辛うじて回避されたようであります。若者のスキー離れと、依然として景気の低迷が続いており、冬季観光客の入り込みが思うように伸び悩んでいるのが現状であると推察するところであります。

冬の落ち込みを夏でカバーしようと、多くの宿泊業を営む皆さんは、一人でも多くグリーンシーズンの誘客を増やそうと頑張っているところだということに思います。国もスポーツ合宿に力を入れ始めたこともあり、スポーツ合宿誘致競争が激化する中で、県では積極的に誘致活動に取り組んでいますが、村では体育施設の不足や利用予約方法など、ソフト面、ハード面での課題が山積しております。

そこで伺います。スポーツ合宿誘致について、行政としての今後の対策をお伺いをいたします。

2つ目として、スポーツ合宿を行う団体の増加を目的に、宿泊費一部助成を行う制度を、独自にスタートしている全国の地方自治体があります。スポーツ合宿を長年受け入れている白馬村としても、この制度を取り入れてはいかがかと思いますが、村長のお考えをお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員から、スポーツ合宿とスポーツ基本計画策定についての2つの項目でご質問をいただいております。私の方からは、スポーツ合宿の推進について、2点のお尋ねにお答えをさせていただきます。

最初のスポーツ合宿の推進についての中、行政としての今後の対策についてのお尋ねでありますけれども、魅力ある活力に満ちあふれた白馬村を創造していく1つの方策として、オリンピック競技施設、スポーツ施設や、資源を活用したスポーツ活動分野での誘客環境を創出することにより、交流人口を拡大し、産業振興による地域経済の活性化を図るために、スポーツ合宿の誘致を考えているところでございます。

以前から宿泊事業者によるスポーツ合宿誘致は行われてきており、夏の合宿の際には体育施設

の利用が重複するため、夏季の特別貸し出しを行い、貸し出しの調整をさせていただいております。スポーツ合宿を受け入れるには、当然、施設の整備が必要になりますので、今後の財政状況を見ながら施設整備に取り組んでいければと、こんなふうに考えているところでございます。

日本のジョギング、ランニング人口は、2010年、笹川スポーツ財団の推計によると883万人で、平成19年の東京マラソンが始まる前と比較して278万人増えております。また、メガマラソン大会によって、人々のマラソンに対する意識が見るものから参加するものへと変化をし、マラソン人口は一層拡大するものと予想がされます。まずは用具に要する費用が少なく、場所を選ばずに一人で楽しめるといった手軽さや、高齢社会が加速する中での健康志向の高まり、女性ランナーを中心としたウェアのファッション化などによるマラソンブームに着目をし、誘客ができたらと、このように考えているところであります。

県でも今年度、東京有楽町にある観光情報センターに、スポーツ合宿MICE誘致推進員を配置し、スポーツ合宿や各種大会等に関する県内情報を一体的に発信をし、交流人口の増加と地域スポーツの振興につながるよう、誘客活動を開始をしたところでございます。この第1回目の県市町村スポーツ合宿関係者機関の担当者を集めてのスポーツ合宿誘致連絡会議等が開催をされた中でも、こうした夏の誘客活動の必要性は十分認識をしながらも、それぞれの地域から提起される問題については、施設の不足、そして利用者に対する提供の仕方等、施設が足りないことが大変大きな問題となったようにお聞きをしておりますが、私どもの村も、何とか通年を通した観光地をつくりたいという中では、夏のグリーンシーズン対策の誘客活動は欠くことのできないことだと、このように思っております。

そうしたことで、県の進めるスポーツ合宿の誘致と連携をしながら取り組みを当然していくこととなります。スポーツ観光推進会議において合宿に関する基礎的な情報を収集しながら、現在の合宿の満足度や、今後のイメージ等について調査、研究をしております。

国内各地には豊かな自然環境や観光資源、充実したトレーニング環境を備えた魅力ある合宿地が数多く存在していますが、白馬ならではの環境づくりに努め、このブームを地域の活性化につなげてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、スポーツ合宿を行う団体への助成制度の取り入れについてのご質問でございますが、全国各地で合宿にお越しいただいたお客様あてに補助できる仕組みがございます。特に福井県では、社団法人福井県観光連盟と福井県観光営業部観光振興課が窓口となり、運動系、文化系を問わず、一人1泊1,000円から1,500円、20泊から30泊、上限金額20万円から50万円と定めた範囲で補助を行っているというふうにお伺いをしております。

白馬村といたしましては、利用いただける施設が十分ではなく、また利用が重なり合った場合は、くじ引きをしていくような状況であり、現在のところ補助をしていける状況にないところを、ぜひご理解をいただきたいと思っております。しかしながら、今後については先進地の状況を見ながら

検討もしていかなければならないと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で、スポーツ合宿推進についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 再質問ですが、ちょっと細かいことなんですけれども、先ほど村長の答弁に、長野県東京観光情報センター内に合宿推進委員を配置したというところがありましたけれども、村としてですね、そういう場所との連絡というところは密にしているのかどうか、そのところを観光農政課としてどう対応しているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方からお答えをさせていただき、足りない分については担当課の方から補足をさせますけれども、今までも有楽町にある観光情報センターには、私自身も定期的にお訪ねをし、情報交換をしております。今回、新たにまた情報センターの所長もかわられました。私自身は情報漏れがないように情報収集はしているつもりであります。

これは余談になりますけれども、この情報センターの中に新たな組織が一緒に入っているわけなんですけれども、このスポーツ合宿について言えば、県の方針として、積極的な取り組みをしていただき、その専門分野では、もう既に全国へ向けての誘致活動なんかの取り組みはしているところでございます。そういう状況にありますけれども、実際に我々の方へ、すべてお客さんが来ているかということになれば、また村を挙げての取り組みができるという状況になってはおりませんけれども、インターネット等をご覧になっていただければわかりますけれども、体育施設だとか、それから剣道場とか、そういうところをお持ちの方々も、積極的に自分の施設をアピールをしてやっておられます。1カ所そういう体育施設をお持ちの方、この白馬でもあるところへはエージェントと申しますか、中継ぎをするところへ、7軒のお宅なんか、自分の施設をやっぱりアピールをしているというようなことから、当然、主体はそれぞれ民間の皆さんが積極的にやっていただかないと、公共がそういった施設をすべて持っているわけではございません。

そういう点で、すべてその情報センターと白馬村だけがうまくいくかということになれば、情報センターそのものが県の組織でありますので、そういった中で、我々がいかに白馬へというアピールをし、また誘客につなげていくかというのが、我々の努力ではないかと、こんなふうに思っておりますので、今まで以上に、やはり情報センターとの情報交換はしていかなければならない、こんなふうに思っておりますし、観光局の方でも積極的に情報センターとの意見交換はしているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 今年の4月27日に、先ほど村長の答弁の方にありましたけれども、県では合宿誘致に向けて31市町村の観光行政の担当者を集め、第1回のスポーツ合宿誘致連絡

会議を開催しております。その会議の中でも話が出ましたけれども、各市町村、スポーツ施設、宿泊施設等の不足により、果たしてこの誘致を一緒にできるのかどうかという意見が多々出ております。

県の方で設けました誘致推進員につきましては、一応及川さんがなっております、村としましては、スポーツ観光の合宿、誘致用の市町村カードをこれから作成し、村のどんな形のスポーツ施設をできるのかどうか、今後、村にありますスポーツ推進会議の方で取りまとめをし、そのカードを作成し、県の方へ提出、その上でその推進員との調整になってこようかと思っております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） この4月の27日に、長野県スポーツ合宿誘致連絡会議が開かれているんですけども、白馬村はそのメンバーに加わっているのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 4月27日の会議につきましては、先ほども申しあげましたように30市町村が出席しております。メンバーかどうかわかりませんが、その中に白馬村は入っていますし、大北管内につきましても白馬村のみの出席でありました。今後、市町村によってはですね、その会議に出席したい場合については、そこへプラスアルファになってこようかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） この長野県スポーツ合宿推進連絡会議というものは、非常に大切な会議だというふうに思っておりますので、ぜひ出席をして、県との連絡を密にさせていただき、宿泊業者に情報提供をしていただきたいというように思います。

村の方の夏合宿についての教育委員会の対応というところで、お聞きをしたいんですけども、村では夏合宿における体育館使用調整会議というものを開いておりますけれども、その折に、宿の方々からソフト面とかハード面などの要望が出されているというように私はお聞きしているんですけども、どんな内容なのか、わかる範囲で結構ですので、お答え願いたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 詳細につきましては、松澤課長の方からお答えいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 体育施設の夏季の貸し出しということでございますけれども、毎年3月中旬に要綱をつくりまして、新聞折り込みをして、4月1日からウイング21にて予約受付をいたしております。貸し出し施設につきましては、北部グラウンド、南部グラウンド、それから北部農業者トレーニングセンター、南部農業者トレーニングセンター、そしてウイング21という施設でございます。

4月の第2週の金曜日に、受付が重複した予約者をお呼びいたしまして、話し合いによる解決をしております。具体的に申しますと、半日ずつ使うとか、反面ずつ、もしくは1日おきに使うといただくというようなことで、どうしても調整がつかない場合については、くじ引きというような形になっております。

また、スノーハーブについては、役場のスポーツ課に直接お申し込みをいただきまして、先着順という形で使用をしております。なおスノーハーブの利用につきましては、基本的には大会を優先をするということでございます。合宿でのご利用については、まずご遠慮をいただいているというのが原則でございますので、よろしく願いいたします。

なお、スパイクを使わないとか、お子様たちの運動靴での合宿ということについては、ある程度余裕があって日程があいている場合にはお認めをしているということでございます。

それから、先ほど議員の方からご質問の中で、問題点というようなことでございますけれども、やはり施設の予約する時期が、どうしても重なってしまうということで、もう少し幅広い使い方ができる施設がないかというようなご要望がやはり多く寄せられております。しかしながら、これにつきましては予算面のこともございますので、今後、各方面と調整をしてご相談をする中で進めてまいりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 体育館の使用に関しては、宿泊業者は非常に苦労しているということで、遠くは中条とか、信州新町、それから池田とか松川、ああした遠くの方まで体育館を借りて、お客様を送り迎えをしているというのが現状であります。非常に苦労しているところを皆さんにご認識をいただきたいというふうに思います。

その1つ、体育館の床にいろいろなテープが張ってあるんですけれども、1つ要望として、私ちょっと承ったことがあるんですが、どこの体育館かわかりませんが、例えばバトミントンをやる合宿を入れたいというところで、そのテープが不足していると、そのテープをもう少し体育館の中に張れば、何チームか組むことができるというようなことで、そのテープの張りかえ、張ってほしいというような要望が、ぜひお願いしたいというようなことを聞いたんですけれども、そういうことというのは可能であるのかどうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） ルールの改正に伴いまして、今年もバスケットボールのルール改正に伴って、ウイングのラインを引き直したというような事例がございます。また、今ご指摘のようなバトミントンのラインをもう少し引けば、もう少したくさんの方がご利用できるということがございますので、それは現場ともう少し打ち合わせをする中で、進めていけるものは、また対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） できる限り、宿泊業者の要望にこたえるよう努力をお願いしたいというところでもあります。

次に、ナショナルトレーニングセンターというところで、村長に質問をしたいというように思います。今回、定例会の冒頭あいさつの中で、白馬ジャンプ競技場とクロスカントリー競技場を、ノルディック複合種目のナショナルトレーニングセンター認定について事務を進めているというように村長は話されておりますけれども、ナショナルトレーニングセンターというものは、スポーツ振興基本計画、2000年9月に文科省が告示をしておりますけれども、それを受けて設置されている日本のトップレベルの競技者用トレーニング施設と位置づけられているように思います。

承認されますと知名度アップにつながりまして、合宿地として、より付加価値を高めることにつながるものとして非常に私は期待しているところでもあります。村長ですね、承認に向けて、村長みずから全日本スキー連盟、JOC、文科省にぜひ足を運んでいただいて、ぜひ承認についてお願いをしていただきたいと、意気込みが必要であるというように思いますが、その点、村長どうでしょうか。

議長（下川正剛君） 田中議員、それは再質問ですか。

第7番（田中榮一君） そうです。

議長（下川正剛君） 答弁を求めますが、太田村長。

村長（太田紘熙君） ナショナルトレーニングセンター構想につきましては、議員がおっしゃられたとおり、この施設たしか措置まで延長になったように記憶をしておりますけれども、それはどうであれ、ナショナルトレーニングセンター構想の中にスノーハープが、その申請をする資格があるということを受けて、県のスポーツ課とも連携をとりながら、全日本スキー連盟の賛成といえますか、全日本スキー連盟からの推薦もいただいて申請をすることができるようになり、今その事務をとり進めているところでもあります。

まだ正式にオープンにしてできる範囲はどこまでか、まだ今ところ限られておりますので、そうした積極的にアピールできるような状況になれば、当然、何らかの方法でその白馬の施設を知っていただくような努力はしていきたいと、こんなふうには思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） もう少しちょっとお伺いしたいんですが、今後承認されますと、現在ある施設、ジャンプ台、スノーハープに関して、何らかの制約がかかってくるのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいんですが。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） ナショナルトレーニング構想でございますけれども、オ

リンピックでメダルを取るとというのが大前提でございます。今ある施設、札幌の大倉山と、それから長野のエムウエーブですか、それからスパイラル、これが大きな施設として認定を受けておりますけれども、そのほかにも多少あります。

今度、白馬村のこの施設が、ノルディック複合という競技で、今、認定を受けたいということに進めておりますけれども、施設の使い方等につきましては今までと変わりはありません。特にナショナルトレーニングセンターになったからといって、何に使ってはいけないということはありません。ただ、ナショナルチームが合宿する、あるいはトレーニングをするときには、最優先にトレーニングをさせてくださいということがメインとなりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） ぜひトレーニングセンターの承認に向けて、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

再質問であります。先ほどの補助制度のところでも再質問をいたします。今、住宅リフォーム補助事業が受け付けが始まりまして、村民や建築事業者の方々に非常に好評であるというようにお聞きをしております。この合宿の補助事業というのもの、ぜひやってほしいというふうに私は思うんですけれども、とにかく落ち込みが激しい、宿泊事業を営んでいる方々に対する経済対策にもなるのではないかと。それから合宿誘致が全国的に激しくなる中で、今まで本当に長年、来ていただいている団体に対しての感謝の気持ちをあらわすという、それから来ていただいた人が他の地区に移動をしていくようなことを防ぐこと、そういう意味合いにおいても、非常に意義ある私は制度と考えるわけであります。本当に住宅リフォーム補助事業と私は同様と考えますけれども、村長の考えをお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員のお気持ちはわかりますけれども、私としては、住宅リフォーム助成金とは性質が違うものだと、こういうように解釈をしております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、よろしいでしょうか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 最近、積極的に全日本クラスのスキー大会を開いている秋田県の鹿角市というところがあるわけです。非常に全国大会を開いていて、活発にこう大会を誘致をしている市でありますけれども、そこの鹿角市の場合をちょっとお話をしたいと思うんですが、鹿角市の場合には、スポーツ合宿奨励補助事業という名のもとに2年ほど前から取り組んでおります。

大まかに言いますと、先ほど福井県の話もありましたけれども、一人1泊500円から1,000円の補助ということで、昨年は31団体、延べ2,200人ほどの利用があつて、その額は年間130万円ほどだということであります。国外からの合宿も対象にしているというところで、金額的にはそんなに無理のない範囲内でもってやっていらっしゃるということで、白馬村として

も、そのぐらいの金額から始めてもいいのではないかと、決して1,000万とか2,000万とか、そういう金額でなく、100万円ぐらいでもいいと思いますけれども、その辺からスタートしてほしいというような気がしますけれども、どんなものでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 鹿角市の例を挙げていただきましたけれども、スキーについて言えば、鹿角市なんかは、言い方が適正であるかどうかわかりませんが、非常に東北というようなことで、今までやはりそういう観光におくれてきた地域だというふうに理解をしております。

そんなことから1つ例にとってみても、インターハイの大会にしても、非常に今後の鹿角市の発展のためにということで、相当宿泊費等も下げながら、大会を誘致しているという事実がございます。それにあわせて長野県で、あるいは新潟県で立候補しようとしたところも、非常に厳しい運営費の中で辞退をせざるを得ないというのも、また片方では事実の話としてあるわけであります。

そうしたことのやっぱり他地域、その地域の状況にもよるところがあるということも、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますけれども、またあわせて我々の方としても、このグリーンシーズン対策をしていくためには、ある程度の対策も考えていかなければいけないと、このように思っていますが、こうしたことというのは行政だけでできればいいことではなくて、やはりそれによって受益をこうむる皆さん方とも、一緒にやっぱり連携をしないと功を奏しないと、こんなふうに思っております。

そういったことから、気持ち的な問題としては、今後も検討をしていく課題だとは思っていますが、すぐ今の時点で実行に移していくというのは、金額の高い安いの問題ではなくて、少し時間が欲しいというのが率直なところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、村長、長野県にこの補助事業、取り組みを要望するということとはできないのかどうかということを質問したいというふうに思います。

先ほど鹿角市の場合を私、言いましたけれども、県でやっているところが富山県がやっております。それから石川県もやっております。それから先ほど言いました福井県、それから鳥取県もそんなような補助事業というものをやっているということを、私は前に調べたところ、その4県だったんですけれども、富山市もやっておりますけれども、非常に宿泊業を営んでいる何人かの方に、合宿を組んでいただいている学校で、長いところは何年ぐらい来ているのかと今言うように聞いたところが、20年から25年というところに、非常に長い年数来いただいていると、非常に感謝しているという話を聞きました。

それから、インドも中国も来ているというところで、学生にとりますと、昔と違い資金的に厳しい学生の合宿ですので、このような補助というのは感謝とか歓迎の意味合いにおいても、非常

に意義ある制度であるとは私には考えますので、ご提案申しましたように、県に対して村長、こう要望していくということはどうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 可能になるかどうかは別問題として、そういう方法が県の方針として、補助金制度等もあるということになれば、当然私どもはやっていきたいとは思っていますが、ちょっと私もその辺、細かいところまで理解をしておりませんので、また相談はさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、2番目のスポーツ基本計画策定についてというところに移ります。

国は、スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、地方公共団体がスポーツ推進計画を定めるための指針となるよう基本計画を策定をいたしました。平成13年のことであります。国の方針でありました総合型スポーツクラブも白馬村は発足をいたしまして、スポーツに対する村民意識も非常に向上しており、スポーツ観光を目指している村でもあり、策定に向けて積極的に取り組むべきと考えますけれども、教育長の考えをお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員さんの2番目の質問事項について答弁いたします。スポーツ基本計画策定についての考えがあるか、また積極的に進めるべきではないかというご質問でございますけれども、地方公共団体である白馬村において、スポーツ推進計画の関係につきましてでございますが、議員さんおっしゃられましたように、法改正もございましたので、そういった経過も踏まえてお答えしてまいりたいと思います。

近年、我が国は、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、グローバル化に伴い国際的な協力、交流が活発になる一方、国際競争も激化するなど、我が国を取り巻く社会環境や価値観は急激に変化をしております。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人命が奪われるとともに、国民生活にも未曾有の大きな災害をもたらしました。現在も復旧、復興が大きな課題となっておりますが、そういったプロセスを通じて、社会のきずなの重要性が改めて認識されました。

このような環境の変化に対応して、我が国の社会が将来も持続的な発展を遂げるためには、人々が深いきずなで結ばれた地域社会が健在であり続け、そこでは次代を担う青少年が、他者との共存や公平さと規律を学びながら健全に育つとともに、人々が健康に長寿を享受できる社会を実現することが必要であると考えられてきているところでございます。そして、そういった社会を目指すに当たっては、スポーツというものは大きな貢献が期待をされているところであるかと思えます。

こういった、我が国の社会の現状や国際的な環境変化を踏まえ、スポーツ界における新たな課題に対応するため、超党派の国会議員で構成される議員連盟の提案によりまして、スポーツ振興法が、おっしゃられたように50年ぶりに全面改正をされ、新たにスポーツ基本法が制定され、平成23年、昨年8月24日に施行されたところでございます。

同法は、スポーツを通じて、幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとともに、スポーツが青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしているところでございます。

そして、スポーツ基本計画は、スポーツ基本法に基づき、文部科学省でスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今年3月、この平成24年3月に策定をされたところでございます。したがって、スポーツ基本計画は、このスポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって、施策を推進していくための重要な指針として位置づけられるものであり、今後のスポーツ施策は、スポーツ基本計画に基づき推進されることとなるというふうに認識をしております。

この計画の期間については、総合的で包括的な計画とするという観点から、10年間程度を見通した計画としつつ、社会やスポーツ界の変化の早さに適切に対応し、期間経過後における施策の評価を改善サイクルに結びつけるため、平成24年度からおおむね5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策を体系化しているところでございます。

また、ご指摘のように、スポーツ基本法では、地方公共団体においてもスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされているところでございます。こういった状況の中で、長野県でも現在策定をしているところでございます。昨年の10月21日に、長野県においてはスポーツ推進審議会を設置をして、そこで数回の審議会を経て、来年の3月の県の教育委員会で計画を決定するというふうな運びというふうに聞いております。平成25年から29年までの、長野県の新たな総合5カ年計画及び長野県教育振興基本計画における体育、スポーツに関する部門計画の位置づけとされる計画が立てられると、そんな状況の予定となっているところでございます。

こういった県の計画策定への状況も見ながら、こういったことを受けて、白馬村でも村民が主体的に参加する地域のスポーツ環境を整備をしていくということは、地域社会の再生において重要な意義を有するというふうに考えておりますし、生涯を通じて村民の方々がスポーツに参画をし、そして心身ともに健康で過ごせると、そういったことの基盤となるものではないかというふうに考えております。

このような観点から、総合型地域スポーツクラブを中心とする地域スポーツクラブが、地域ス

スポーツの担い手としての重要な役割を果たしていけるよう、さらに育成、そしてその活動の充実というものも村として支援をしていきたいというふうに思っております。ライフステージに応じて村民が安心して地域でスポーツ活動に取り組んでいただけるためには、その基盤としての村民のニーズにこたえつつ、スポーツ指導者、そしてまたその活動の場となるスポーツ施設等も充実をさせる必要があるのではないかとこのように思っております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、そういった状況の中で、今後の白馬村のスポーツ振興、そしてそのスポーツの目標を示していくという意味でも、それぞれ活躍していただいておりますスポーツ推進委員会、スポーツ推進委員の皆さん等との会合を持つ中で、ご意見、提言等をお聞きして、今後の方針、そしてまた本当にそういった計画をいつまでに立てた方がいいのかというようなご意見を賜りながら、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） 再質問でありますけれども、国は基本計画策定に当たり、大まかな項目を示されているわけでありまして。文部科学省が定めるスポーツ振興基本計画の計画概要というものを3つばかり挙げますと、1つ目は、スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上の方策。2つ目として、地域におけるスポーツ環境の整備充実の方策。3つ目として、国際競技力の総合的向上の方策。というように国の計画というのはこの3つを定め、概要であります。それから政策目標達成のために必要不可欠である施策、このための側面的施策等いろいろ概要で示されているわけでありまして。

そこから県におりてきて、それから県から市町村におりてくるわけですが、この国の基本計画というところを、白馬村の現状というものをちょっと当てはめてみますと、村のスポーツ振興策というのは、非常に私はレベルの高いものになっているというふうに思っておりますし、非常に対外的にも白馬村のスポーツ振興というところは非常に誇れるところであると、非常に頑張っているというように私はそう見ております。

しかしながら、策定に向けてというところで、教育長の答弁にもありましたけれども、一部やはりその中であいまいではないんですけれども、もう少し村民に明確に示してほしいというところが、ちょっと細かいんですけれども、あるんですけれども、そのところをお伺いをいたします。

小中学校における児童・生徒に対する学校体育と社会体育のかかわりについてであります。県の教育委員会は、部活と社会体育との線引きにどこまでと中学校に区別、明確化を求めてまいりました。先日、教育委員会と中学社会体育の指導者との三者で会議を持ったところでありますけれども、その点について、今後の村として学校体育と社会体育のかかわりというところを、どう位置づけていくのか、そのところをお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 最初の、初めの方のことにつきまして、もう少し推進計画といいますか、明確にどう考えているのかというお話でございますけれども、村では総合型地域スポーツクラブも立ち上がって4年目に入っておりますし、またご質問で言われましたように、学校におけるクラブ活動と社会体育の関係、そういったことの中で国が示した法改正によって現在、県の方で計画を策定中ということでもありますので、その県の策定がされた中で、白馬村に合った基本計画というものがどういうものであった方がいいのかということ、スポーツ推進委員等と連携を図って対応していきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

また、次の学校の関係については、課長の方から答弁をいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） ご質問いただきました内容について、お答えをさせていただきます。

社会体育と部活ということで、長野県の方から線引きをなささいということで示されました。くしくも5月9日の日に、信濃毎日新聞で大きく取り上げられておりましたけれども、その日には、学校側とそれから社会体育の皆さんとあわせて、教育委員会で三者で打ち合わせ会を開いたところでございます。その中で、社会体育にするためにはどういう制約があるかということで、規約が定められているか、学校職員以外の者が責任者として位置づけられているか、保険に加入しているか、活動する生徒を常に募集しているかという4点を挙げておられます。

これについて白馬村といたしましては、スポーツ少年団を軸といたしまして、現在も同等の組織を形成をする中で、部活とそれから社会体育をある意味一体となって、同じ生徒がクラブ活動、そして部活ができるということの、1つのある意味モデルというふうな形になれるような組織となっていると思います。

なお、今後ともさまざまな種目がありますので、それらを含めまして、うまく部活、そして社会体育が融合できるような体制づくり、そして、これにはやはり指導者がどうしても数が、潤沢にないとなかなか難しいということが挙げられております。そこの辺も含めまして、指導者の育成、これにつきましても体育協会、スポーツ推進委員の皆様とご相談をする中で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） 総合型スポーツクラブというところ、ちょっとお聞きしたいんですけど、先ほど教育長の答弁の中にもありまして、今後やはり総合型スポーツクラブについてはきちんと対応していきたいという、そういうお話がありました。

私、どうして今後の対応のかかわりについてというところを申しますと、県の体育センターというのは、運営に課題を抱える県内各地の総合型スポーツクラブを巡回をして、相談に乗り始め

たというような報道がありました。白馬村総合型スポーツクラブは、県内でも非常に活動が活発なクラブと位置づけられておりますけれども、非常に運営的に厳しいというところが、かなりあるというところで、県の体育センターが指導に動いたということでもあります。

今、白馬村の総合型スポーツクラブの皆さん、非常に頑張っておるんですけれども、会員も350名ほどで今活動しております。今後5年、10年後というところで、ここがどうなっていくのかと、非常にちょっと不透明なところも若干あるんじゃないかというように思いますので、その点のところ、教育長はしっかり見ていきたいというように、先ほど答弁いただいたんですけれども、もう一度その点について、教育長にもう一度お伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員さん方から、総合型地域スポーツクラブの関係についての、私の方の考えはということでございますけれども、スポーツクラブが平成21年の初めに立ち上がって4年目ですか、になっているわけですが、それぞれこの立ち上げの段階では、体育指導員、また体育協会等、非常にスポーツ団体の長の皆さん方、お骨折りをいただいて立ち上がったということなんですけれども、村としては村長の考えの中で、一定の軌道に乗るまで財政的に支援をしていこうということで、初年度に170万円でしたか、3年間継続して支援をしていき、3年後は自立していかれるようにという基本的な考え方の中で進めてきているわけなんですけれども、その中で、2年目から地域振興センターのt o t oの助成金もかなりの金額でいただくことができ、平成24年度の財政面では、ある面では何とか活動に充足できる予算でできているということであろうかと思えます。

ただ今後、先ほど言いましたように、会員も増えたりしてきている中で、いざ村の支援、あるいはt o t oの補助金がなくなった場合に、それぞれのスポーツ団体やスポーツ教室が本当に自立していかれるのかということが非常に心配になっています。そこは田中議員さんも積極的に指導員になったりしてやってこられていて、そんなことも思いは私は同じではないかと思っておりますので、今後については、そういったスポーツをこよなく愛し、いろんなスポーツをやりたいという人たちの自立も必要でありましょうけれども、また行政としても、支援をしていくところは支援をしていかなければいけないのではないかというふうに思っておりますので、意見を聞く中で進めて対応していきたいというふうに思っています。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁を含めて2分少々であります。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） わかりました。それから、再質問ですけれども、昨年8月にスポーツ基本法によりまして名前が変更になりました。先ほどから、昔は体育指導員と言ったんですけれども、今はスポーツ推進指導委員というように名前が変わったわけでありまして。何度か先ほどの答弁の中から出てきているんですけれども、教育委員会が委嘱する非常勤の公務員であります。

このスポーツ推進委員の役割というものが、非常に村民に理解されていないところが若干あるんじゃないかというふうに私は思うわけであります。影ながら村民のスポーツ振興を支えていただいている委員の皆さんの仕事内容というものは、非常に大きなものがあるというように私は思っておりますけれども、ここで名前が変更になったことでもありますし、このスポーツ推進委員の位置づけというものを明確に村民に示していくというところが、これから策定に当たってはぜひ入れていってほしいなあというように思うわけであります。

村長、今、私と教育委員会との話を聞いての感想を述べていただきたいというように思うわけでありますけれども、1年ぐらいかかっても、ぜひ私はこの策定をしてほしいというように思うわけであります。この基本計画を策定することによって、21世紀を見据えた白馬村の生涯スポーツの指針として、より一層村民に理解いただけるのではないかとこのように思います。

ついでには、現在策定をしている白馬村第四次総合計画、それから白馬村健康増進計画であります元気プラン健やか白馬21、それから今年の5月に策定されたばかりでありますけれども、食育推進計画との整合性についても、非常に十分考慮しながらの、やっていくとなれば策定になるかというように思います。策定をしますと、私の知る限り、全国で村として策定しているところはなくて、初めてのケースというように私はなると思います。私の知る限りでは、全国で村で策定しているところはないというように聞いております。この白馬村が策定しますと、非常にスポーツ観光を売りにしている村として、非常に全国的にアピールできるのではないかとこのように私は思っております。村長のお考えをお聞きいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 田中議員、質問時間が終了いたしました。

第7番（田中榮一君） 村長にぜひ一言お願いしたいんですが。

議長（下川正剛君） 村長、時間が終了しましたので、簡潔にお願いします。太田村長。

村長（太田紘熙君） この白馬村に住んでいる村民が、健康でそして村が活力にあふれている村だというのは、これは総合計画の中でも求めているところでもあります。そうした状況の中で、このスポーツの振興、村民がスポーツに親しむ機会をつくるということは、ただ単にスポーツをするという意味ではなくて、大変広い意味で村づくりに波及をする、大変波及効果の多いものだと思っております。

そうしたことも含めながら、今後、議員ご指摘の意に添えるかどうか、教育委員会等とも連携をとりながら取り組みを進められるかどうか、検討もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第7番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

第7番（田中榮一君） ありがとうございます。

議長（下川正剛君） 以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日6月8日から6月13日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり全員協議会等を行い、6月14日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、明日6月8日から6月13日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり全員協議会等を行い、6月14日午前10時から本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時48分

平成24年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成24年6月14日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成23年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成24年6月14日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 議案第32号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第33号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 発委第 2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能
の充実を求める意見書
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 8 議員派遣について

平成24年第2回白馬村議会定例会（4日目）

1. 日 時 平成24年6月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	税 務 課 長	横 澤 英 明
住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀	環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎
観 光 農 政 課 長	平 林 豊	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 澤 忠 明	総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	横 山 秋 一

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第32号及び議案第33号（村長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

発委第2号（総務社会委員会提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

3) 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

6) 議員派遣について

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

横川課長が療養中のため欠席をしておりますので、報告をいたします。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。

議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 3番太田伸子です。

平成24年第2回白馬村議会定例会において、総務社会委員会に付託されました案件は、議案3件、陳情1件であります。継続審査となっている陳情1件があります。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第29号 白馬村課設置条例等の一部を改正する条例についてであります。

外国人登録法が7月9日に廃止されるため、白馬村課設置条例、白馬村手数料条例、白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の3つの条例を一括して一部改正し、外国人住民に住民基本台帳法を適用するものであり、条例は平成24年7月9日から施行するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第29号 白馬村課設置条例等の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第30号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民が基本台帳法の適用に加わるため、日本人同様に基礎的行政サービスが受けられることになり、印鑑登録証明事務処理用業務の改正をするものであり

ます。

質疑に入り、片仮名登録はできるのかとの質疑があり、片仮名登録もできるが、漢字と言われれば漢字を使わなければならないとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第30号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）所管事項についてであります。

平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,690万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,290万7,000円とするものであります。

総務課関係では、1款議会費1項議会費1目議会費308万の増額。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費879万6,000円の増額です。いずれも4月の人事異動による調整額であります。

2款総務費1項総務管理費1目財産管理費717万5,000円の増額です。庁舎玄関周りの修繕、正面駐車場の修理、多目的施設のトイレの洋式化の工事請負費などです。

教育課・スポーツ課関係では、2款総務費7項スポーツ事業費2目施設管理費1,195万円の増額です。スノーハープ維持管理事業に506万1,000円、悪臭と排水の悪さを確認、調査するための費用であります。ジャンプ競技場維持管理事業に688万9,000円、県の地域発元気づくり事業補助金242万8,000円を使い、来庁いただくお客様の満足度向上のため、スタートタワー4階をベンチスペースとして改修を行い、また施設管理費、備品購入費として滑走路インランのカッターの改修をするものであります。

9款教育費3項中学校費1目学校管理費215万の増額です。正面池の給水管布設工事に172万2,000円、3階の教室8部屋に各2台の壁かけ扇風機の購入費などです。

9款教育費4項社会教育費4目文化財保護費99万6,000円の増額です。青鬼地区の案内看板の設置と、景観上好ましくない木柱の撤去費用であります。

9款教育費5項保健体育費2目体育施設費836万5,000円の増額です。ウイングのホール維持管理事業で、建設以来15年が経過し老朽化している音響機器、舞台照明の部品交換や、償却期間の過ぎているプロジェクターの購入費用などあります。

税務課関係では、2款総務費2項徴税費1目税務総務費351万の増額です。人事異動による調整額であります。

住民福祉課関係では、3款民生費1項社会福祉費4目社会福祉施設費750万の増額です。宅幼老所等整備事業補助金で、NPO法人白馬の風の介護施設開設に対する補助金であります。

質疑に入り、青鬼の案内看板は地区からの了承をとっているのかとの質疑があり、当然地区の同意がないと進められないので、話を詰めながら設置していくという説明がありました。

中学校の建物はガラスが多いので気温が上がるということですが、どの程度なのかとの質疑があり、朝の時点で既に30度というときがありますという説明がありました。

ほかにスノーハープの土壌調査は陸上ありきではなく、利活用のための調査をお願いしたい、スノーハープの改修については相当議論をしないと進めない。調査の結果、情報はしっかり知らせていただきたいという意見がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）所管事項は、可決すべきものと決定されました。

陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について。受理年月日、平成24年5月16日。提出者、長野県国家公務員労働組合共闘会議議長戸澤一雄であります。

陳情の趣旨は、1、憲法第25条の完全保障を実現するために、国と地方の共同を強めるとともに公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかること。

2、国の出先機関を原則廃止する「アクションプラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を見直し、防災対策などの住民の安全・安心を確保するために必要な国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかること。

3、長野県内の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実をはかること。

審査に当たり、身近な出先機関、道路整備局や環境事務所、砂防事務所などの存続は地方が望むところであるという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情は、採択すべきものと決定されました。

次に、継続審査になっております陳情第2号 国に対し消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書。受理年月日、平成24年2月20日。提出者、北アルプス民主商工会代表種山博茂であります。

陳情の趣旨は、政府に対し消費税増税反対の意見書を提出していただきたい。

審査に当たり、民主党の中でも意見が割れているとき、タイミングが問題である。書かれている内容すべてに賛成できない。増税は避けられない。税の公平性から見ても消費税が一番である。陳情の内容はすべてに納得できるもので賛成であるなどの意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、陳情第2号 国に対し消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書は、不採択すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号 白馬村課設置条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。陳情第2号 国に対し消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書の件は、原案のとおり採択すると決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起 立 少 数）

議長（下川正剛君） 起立少数です。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定をいたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり、採択

とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第3号は採択することに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長(田中榮一君) 本定例会において産業経済委員会に付託されました議案1件と、継続審査になっていました陳情1件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第1号)の所管事項であります。これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,690万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億8,290万7,000円とするものであります。

環境課関係ですが、塵芥処理費248万8,000円の増額で、塵芥処理委託料86万7,000円の増額、これは51カ所の集積場があるが、表示看板をつくり直したいというものであります。ごみ集積場設置補助金162万1,000円、これは地区集積場4カ所を充実するものであります。

質疑に入り、集積場設置補助金の補助率に対して、事業費の4分の3、上限が120万円との答弁がありました。新規に集積場ができていく場合、頭打ちでなく補助を続けていくのかという質問に対し、頭打ちではなく、きちっと補助をしていきたいとの答弁がありました。

次に観光農政課ですが、農業振興費139万9,000円の増額で、農作物残雪対策事業に88万9,000円、これは今年度3月から4月にかけて降雪が多かったための残雪処理委託料、消雪剤補助金などとの説明がありました。人・農地プラン作成事業の51万円。

次に林業振興費150万円の増額で、青鬼地区林道100メートルコンクリート舗装するものとの説明がありました。

次に、観光総務費、観光総務事業観光総務関係負担金50万円を増額し、国際交流事業に83万2,000円の増額、これは日中友好事業の一環として、就業体験として中国の要請を受け入れるものであります。

次に、観光施設整備費112万6,000円の増額。平地観光施設事業24万円の増額。岳の湯の隣のスポーツアリーナの水銀灯などの修繕であります。山岳観光施設維持補修事業88万6,000円、これは八方池山荘、猿倉荘などの修繕費としてであります。

質疑に入り、観光総務費関係負担金50万円増額し、前年度並みに戻った理由はとの質問があり、景気が低迷している中で経済対策として必要であることから、財政的に検討した上で補正するものとの答弁がありました。

国際交流事業の受け入れる場所はどこかという問いに対し、夏の忙しい事業の7月から10月までの道の駅で予定しているとの答弁がありました。

次に、建設水道課関係であります。道路維持費1,800万円の増額で、林道維持補修事業

1, 500万円、これは舗装工事が主なものであります。原材料300万円、各地区の普請など原材料の支給などであります。これは、ちなみに当初予算は村道維持補修事業に800万円、原材料が700万円という当初予算であります。それがこのように補正されるということでありませぬ。

道路新設改良費、村道改良国庫補助事業工事請負費850万円を減額し、実施設計委託料として850万円ということでありませぬ。これは当初、白馬大橋修繕費として上げていたものを、楠川橋の設計委託料に振りかえるものであります。

質疑に入り、道路補修事業で毎年どのぐらい必要であるのかに対し、橋梁の長寿命化にも手をつけていかなければならぬし、今年度は2,500万円を上げさせていただいたが、およそ2,000万円ほど必要になると考えるとの答弁がありました。

以上、議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第1号)は、環境課、観光農政課、建設水道課それぞれの所管事項の質疑終了後、討論はなく、採決をした結果、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、継続審査となっている陳情第11号 最低制限価格の設定に関する陳情についてであります。

意見を求めたところ、最低制限価格というものは、品質を確保するという意味で言えば必要な制度なのかと思う。最低制限価格自体を検討してもいいかと思うが、85%程度という数字が入っているのが気になる。近隣市町村は採択をしているとの意見があり。討論に入り、趣旨採択の立場から、時代、自治体の流れで考えてもいいのでは、85%が気になるが、見据えて入札制度を見直したらと思うとの討論があり、賛成、反対の討論はなく、採決をした結果、採択が2、趣旨採択が1、不採択が1、よって陳情第11号は、委員長を除く委員多数の賛成により、採決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長(下川正剛君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

平成23年陳情第11号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。平成23年陳情第11号 最低制限価格の設定に関する陳情の件は、委員長報告のとおり、採決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、平成23年陳情第1号は採択とすることに決定をいたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する常任委員長報告は可決です。議案第31号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第31号は常任委員長報告のとおり、可決をされました。

続いて、村長からの議案の提出の申し出、また総務社会委員会から発委の申し出、議会運営委員長より閉会中の継続審査の申し出、並びに各常任委員長及び議会運営委員長より、それぞれ閉会中の所管事務等の調査についての申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

お諮りをいたします。

会議規則第22条の規定により、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定をいたしました。

ただいまから、事務局より議事日程並びに議案を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 配付漏れなしと認めます。

これより、議案の審議に入ります。

お諮りをいたします。

日程第2 議案第32号及び日程第3 議案第33号並びに発委第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

日程第2 議案第32号及び日程第3 議案第33号並びに発委第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第32号及び議案第33号並びに発委第2号の委員会付託を省略する件は、可決をされました。

したがって、議案第32号及び議案第33号並びに発委第2号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

△日程第2 議案第32号 工事変更請負契約の締結について

議長（下川正剛君） 日程第2 議案第32号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 議案第32号 工事変更請負契約の締結について。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

1、契約の目的。平成24年度B&G海洋センタープール改修工事。

2、変更金額。変更前の契約額は7,875万円。変更増額を414万7,500円とし、変更後契約を8,289万7,500円としたいものでございます。

契約の相手方は、白馬村北城12815番地、株式会社山田工務店、代表取締役 山田福市郎でございます。

増高の理由といたしまして、B&G修繕助成金をいただきまして工事をさせていただいております白馬村のプールにつきまして、プールサイドの地盤の不陸により、当初設計されたプールサイドの上にコンクリートを10センチほど入れて改修されておりました。アスファルトとコンクリートの間に防水剤が敷かれていることが解体により判明いたしまして、この防水剤を含んでおりますとリサイクルすることができないため、全量を産業廃棄物として処理することも検討いたしました。費用が莫大なため、アスファルトとコンクリートをリサイクルに出すように一部手作業におきまして防水剤を除去するという方法を有効とし、選定をさせていただきました。この関係で657平米の防水剤を除去するのに414万7,500円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第32号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第32号は原案のとおり可決をされました。

△日程第3 議案第33号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第2号)

議長(下川正剛君) 日程第3 議案第33号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山総務課長補佐。

総務課長補佐(横山秋一君) それでは説明いたします。

議案第33号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第2号)は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出を44億9,790万7,000円とするものです。

歳入歳出の明細を申し上げます。3ページをご覧ください。

歳入は、補正財源として繰越金を1,500万円追加するものです。

歳出は、6款観光商工費で、受付初日に申請が殺到し、1日で当初予算を大きく上回りました商工振興費の個人住宅等リフォーム資金補助金に1,500万円を追加するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第33号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第33号は原案のとおり可決をされました。

△日程第4 発委第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実

を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第4 発委第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・総務大臣・行政改革担当大臣・財務大臣）に提出する。

平成24年6月14日提出、白馬村議会総務社会委員長。

別紙ご覧いただいて意見書を読ませていただきますが、ちょっと長いですので、要旨のところをお伝えしたいと思います。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書。

国の出先機関の原則廃止を初めとする「地域試験改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに憲法第25条の完全保障を求める国民的要求に背くものです。長野県内の地方整備局、ハローワーク、労働基準監督署、法務局、運輸支局、気象台、税務署、総合通信局、環境事務所などの国の出先機関や国立病院機構などの独立行政法人は、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障するという公務を果たす責任があります。

したがって、以下の項目の実施を強く求めます。

1. 憲法第25条の完全保障を実現するために、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実を図ること。

2. 国の出先機関を原則廃止する「アクションプラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を見直し、防災対策などの住民の安全・安心を確保するために必要な国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

3. 長野県内の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月14日、長野県北安曇郡白馬村議会 議長 下川正剛。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長(下川正剛君) 日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

△日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(下川正剛君) 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(下川正剛君) 日程第7 議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項については、閉会中の継続調査とする申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第8 議員派遣について

議長（下川正剛君） 日程第8 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本件について、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

これで、本定例会第4日目の議事日程は終了をいたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程はすべてを終了をいたしました。

ここで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありますので、許可をいたします。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成24年第2回白馬村議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

6月5日の招集、開会以来、本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、また、提出いたしました全案件につき、ご承認とご議決をいただき、まことにありがとうございました。

春先は季節をなかなか感じさせない寒い日もありましたが、降水量は比較的少なく、食物にとっては少しお湿りの欲しいところではないかと思うところではありますが、気象庁発表による梅雨入り情報では、甲信地方は先週の9日に梅雨入りし、平年に比べて1日遅く、昨年に比べると13日遅いようで、降水量は平年並みの見込みとのことであります。

近年は、ゲリラ豪雨等、予期せぬ異常気象が各地で大きな災害を引き起こすことも多くなっております。村では災害を未然に防ぐことに万全を期すため、土石災害に備えて関係機関とも連携をし、機関箇所のパトロール等を来週月曜日に実施するところではありますが、各地区におかれましても土砂災害に備え、身の回りの安全と点検を十分行っていただくようお願いをいたします。

この後、災害もなく順調に梅雨が明け、大勢のお客様に訪れていただき、にぎわいと活気あふれる本格的な夏のシーズンが迎えられることを、心から願っているところであります。

本定例会の中でお寄せいただいたご意見、ご提言につきましては真摯に受けとめ、今後の行政運営の中で検討してまいりたいと考えております。

柏原議員からの一般質問でもご説明申し上げましたが、下水道受益者負担金未収金問題につきましては、複雑な事務処理内容と正確な法的処理手続の職員の理解の欠如等から招いた問題として、深く反省するとともに、村民の皆様の信頼におこたえできず、大変なご迷惑をおかけしたこ

とに心よりおわびを申し上げます。改めて正確な件数や金額について、現在調査を進めておりますので、固まり次第ご報告をさせていただきます。

また、追加議案として補正予算の上程をお願いをし、お認めをいただきました個人住宅等リフォーム補助金につきましては、予想をはるかに上回る反響と関心の高さに驚きを感じるとともに、景気の低迷にあえいでいる村としても、予算を追加し、経済対策の一助にと効果に期待をするところであります。

議員各位におかれましては、引き続き村政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます、6月議会閉会に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。

まことにありがとうございました。

議長（下川正剛君） 以上をもちまして、平成24年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時49分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年6月14日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員